



\* 0045158000 \*

0045158-000

特 210-964

国史明解

小山文太郎・著

培風館

新訂

昭和13

AHF

省務内  
13.12. 5  
(版出通告)

特210  
964



文學士

小山文太郎著

學習  
受驗

# 新訂國史明解

東京培風館發行



12



讀者必讀——出題傾向の變化を見る——(新訂版の序にかへて)

⊕どうしたつて、勝つ事だ。受からない事には話にならぬ。どの科目も相當に出來てゐなくては合格圏内にはいれない。だからこそ、幾冊かの教科書や参考書を見て頭に入れる必要がある。従つて、所謂暗記物は二ヶ月前で澤山だ。いや前夜に山をかけて行くといふ心臓肥大氏もある。となると、どうしても大體を書いた薄い手つとり早いもの、項目式一覽的なものがほしくならう。——昔はそれで濟んだかもしれぬ。

⊕併し、現下の時勢は急轉して居る。其急轉的な我國勢の上昇は、實は國史を作つて來た我が祖先の底力によるものである。此際、此秋、先づ第一に國體認識、國史尊重に徹せねばならぬといふ風潮が入學試験にも現はれて、陸海軍部の諸學校は固より、高商などは毎年必ず國史があり、高校も一齊に斯科目を入れ、高工、醫專など理科系統の學校でも國史の入試科目を見る有様。高文は既に十年前から——。

⊕かゝる時に、中等學校の歴史教授要目が改正され、著しく時代に即應して來た。示された要目は大ざつばの様で、内容は総合的であるし、考へさせる行き方になつてゐる。従つて、此要目に依つて教へられた中等學校の生徒を試験する問題は、當然今迄と變化して來る筈である。否それ所でない。

い、こゝ數年來、既に業に其出題傾向が著しく變化して、今迄の暗記物時代は過ぎ去つた。よくわかつてよくまとめて、よく考へないと出来ぬやうなものが、どの學校でも時を得顔である。準備はよいか、覺悟は出来てるか。

●結局今迄より準備をよくしなくてはならぬ事になる。して又單なる暗記では優秀な最強國日本人が出来ぬといふ要求があるから、どうしても従来より力を入れずには濟まぬわけである。しかも、諸君には一刻千金のシイズンである。要求高まり、心は矢たけにはやつて時間たらず、——之が諸君の切實なる緊迫感であらう。同情と聲援とを送らざるを得ぬ所以である。そこで果してお力になれるかどうか、本書で力こぶを入れた編纂の意圖を先づ知つて貰はねばならぬ。

(一) 概説と問題の併述

多くの参考書は大體概説式と問題式とに分けられる。一般史實を概説して章節の後方に問題だけをのせたのが前者であり、所謂出さうな重要問題、既出の問題を蒐録して解答を附したのが後者である。前者は教科書的で、全體がわかつていゝ。しかし出るのは問題なので、それも教科書や参考書通りに出るものばかりでなく、かなり色々な工夫をして出題し、以て受験者の實力を見ようとするから、問題に對する用意がなくてはならぬ。概説式ではそれが不安である。所が問題式の方は其反對で、いゝ問題が中心になつてゐる。けれども、全體がわからず、部分だけ詳しいといふ事になる。之も本當でない。ヘッケルの云つたやうに、森の全體を知るものは一本々々の木を知らぬ。又個々の樹木に詳しいものは、森の全貌を知らぬものになり勝であ

る。だから森も木も兩方をつかみ得たら理想的であらう。そこで本書では、概説式な大要を本文にし、次に考察問題・總合問題・重要個別問題の三類に問題をわけて、出題傾向を考へて各方面から出来るだけ多くの問題を採入れた。従つて本文と問題とは、分量に於て後者が多いと思ふ。特に應用的な問題では、本文との間、問題と問題との間に、かなりダブつてゐる所も少くない。併し、其問題の内容として此程度をとるも、いざ書いて見ると、全部はなか／＼かけぬもの、して又、簡單だと叙述が機械的で、棒暗記をやむなくする。徹底本位で行つてゐる所を見てほしい。

(二) 考察問題と總合問題

最近入學試験の出題の新傾向は著しく考察問題の増加した事である。例へば一高の「敬神崇佛の調和の必要があつた理由と調和の目的を以て行はれた重なる實例を述べよ」長岡高商や水戸高校の「鎌倉幕府と室町幕府の職制及實力を比較考察せよ」の如き、記憶した上に比較や考察を要求するものが可也である。第二の傾向は、従来バラ／＼に出でゐた個々の問題を總合したやうな出し方である。例へば、東京高校の「左の國史事項に連絡を付け、説明せよ。氏族制度、聖德太子、大化改新、隋唐文明」といふやうに出題されると、頭の中で個々暗記だけであつたものがなければ連絡はつかぬ筈。やはり時間の不足な諸君の境遇としては、之等考察問題や總合問題を自分で作り出す事は無理だから、單に今迄の入試問題だけでなく、出来るだけかうした問題でも出題可能性のありさうなものを多くとり入れておいた。(其一覽表参照)

(三) 教授の講評と優良答案

受験生にとつては、志願校の問題がどんな狙ひ所をもつて出されたか、どの様な事が重點なのかを、其出題

者たる教授先生からきゝたい事であらう。それは啻に入試の目的を達する上からばかりでなく、本當に歴史を學ぶのにどんな態度が必要かといふ事を、史學専門の學者の言葉によつて知るといふ事は、中堅國民となるべき諸君としては極めて切要な事である。が併し數多い學校の各々から、其教授のお話をきく事は不可能である。所が幸ひに文部省發行の文部時報に掲載された高等専門學校教授の、入試問題講評の一部を、特に御許を願つて掲載させて頂く事が出来た。爰に文部當局、各教授諸先生並に文部時報發行元に對し深甚なる謝意を表すると共に、讀者に對してはよく講評の意のある所を知つて、適切なる答案の参考とし併せて史を學ぶ眞の態度を會得せられんことを切望する。更に受験者にとつては、果してどの程度の事をかけば合格かといふ事が知りたいものだ。そこで、之も文部時報から「優良答案」の若干を載せさせて頂く事にした。「優良」だけあつて、少い時間に、よくまとめたと思はれるものが多い。しかし、答案である以上、史實の正確、文章の叙述、誤字脱字などに亘つて遺憾な點が少しもないとはいへぬ。優良ならざるものも参考の爲に掲げてある。講評と答案とで、大體どの程度が要求されるかを知る事は、戦闘の必須準備であらう。尙、一、二校の點數分布迄つて見た。中々滿點の人は少いといふ事もわからう。(詳しくは講評・答案目次を参照)

(四) 狙ひ所・纏め方、注意等々

考察や總合の問題では、執筆の前に用意が要る。「吉野朝時代の武士の思想」といふと、只勤皇の將士の事だけ書き易いし、「天智天皇」では中大兄皇子の時代の御事蹟を落し勝である。つまり「狙ひ所」、考察のヒントが大切である。故に、問題として見た場合の狙ひ所・纏め方、注意などの名の下に、隨所にさういふ老婆心がつかつてある。どうか「老婆」の心を汲んでほしい。

(五) 出題分布・各校出題傾向

◎◎などの表がある。之は考察や總合の問題、個別問題をどんな割合で出してゐるか、時代がどつちの方に傾いてゐるかを見ようとしたもので、或一校の分を見ると同時に、全體の傾向を察知するにもいゝ。併し何年間かのを全部表示する事は困難なので、別に各校別各年度の問題をならべて附録とした。即ち之によつて、或學校では、問題の文が長いくせがあり、考察式がすぎな學校もあり、個別問題を澤山出すやうな學校もある。この配列から、時代的な出題傾向や、問題の難易、分量の傾向及出題傾向の變化などを知る事も出来やうし、更に又、總練習問題ともなり、友人との問答用にもなり得よう。

◆最後に、答案は作文であるといふ事だ。即ち史實が頭にはいつてゐる。之を表現して、自分の考を答案検閲者の前に披瀝する事に外ならぬ。従つて、表現がまづくては困るし、誤字や脱字が随分さらはれる事は講評の隨所に見える所、中には、字の大きさ、鉛筆の濃さ太さまで注意を書いた講評もある。特に國史では高貴なお方などの固有名詞は、書取位するやうによく準備して、正しく書く事が必要であり、さうする事は、「用意周到なる人物」の證明にもなるといふものである。些末な所にも「人物」のテストはころがつてゐる。

◆尙本書の構造に就ては可也工夫に頭をひねつたし、何とか面白味を出さうとしたが、どうしても受験を前提とすると、覚え易くといふ事になり、従つて、項目式になる。項目式にすると、讀む意

讀者必讀

六

識が斷片的になつて感じがつかぬ。けれども、書物の性質上やむを得ない。まづ、如上の力點を諸君に贈る應援旗として、出征の旗として、勇戦奮闘、一番乗りを頼む所以である。

昭和十三年秋

著者識

# 國史自由目次

讀者必讀—出題傾向の變化を見る—(新訂版の序)  
にかへて)  
高校・高商其他の講評及優良答案目次

## 第一篇 上古史

第一章 肇國と國體の精華	一
第二章 皇威の發展	一〇
第三章 大陸文化の輸入と其影響	一六
第一 朝鮮半島の服屬 文物の傳來	一六
第二 佛教の傳來、聖德太子、蘇我氏の滅亡	二五
第四章 社會組織と國民道德	三四

## 第二篇 中古史

第一章 政治上の革新	四三
第一 大化改新	四三
第二 律令の撰定	四八
第三 化外民族との關係	五五

目次

## 第二章 奈良時代と其文化

第一 佛教政治と其餘弊	六三
第二 奈良時代の文化	七〇
第三章 平安時代初期の趨勢	七七
第四章 藤原氏の隆盛 菅原道眞	八四
第五章 國風文化の發生(平安時代の文化)	九三
第六章 武家の勃興	一〇四
第一 莊園と武士の起源	一〇五
第二 源平二氏の興起及平氏の滅亡	一二三

## 第三篇 近古史

〔第一期 鎌倉時代〕

第一章 鎌倉幕府の創立	一三七
第二章 鎌倉幕府の越權—承久の變	一四三
第三章 元寇	一五〇
第四章 北條氏の滅亡	一五六

一

第五章 鎌倉時代の文化……………二五三

〔第二期 建武中興及吉野朝時代〕

第六章 建武中興……………二七〇

第七章 吉野の朝廷……………二七六

〔第三期 室町時代〕

第八章 室町幕府……………二八六

第一 内治……………二九六

第二 室町時代の外國關係……………三〇五

第九章 室町時代の文化……………三〇六

第十章 室町時代に於ける社會的革新……………三〇〇

第一 室町幕府の失政—應仁の亂……………三〇〇

第二 新興武家社會の發生—戰國時代……………三〇八

〔第四期 安土・桃山時代〕

第十一章 織田・豐臣二氏の統一……………三二五

第十二章 安土桃山時代の外交と文化……………三三七

第四篇 近世史

〔第一期 江戸幕府創業時代〕

第一章 封建制度の完成……………三五六

第一 豐臣氏の滅亡……………三七六

第二 江戸幕府の組織……………三八〇

第三 江戸時代初期の外國關係……………三九一

〔第二期 江戸幕府守成時代〕

第二章 江戸幕政紀綱の弛張……………三九九

第三章 經濟の進展……………三二四

第四章 江戸時代の文化……………三三〇

〔第三期 江戸幕府衰亡時代〕

第五章 皇政復古の由來……………三四〇

第一 尊皇思想の勃興……………三四〇

第二 西力東漸と開國……………三四四

第三 大政奉還と皇政復古……………三五三

第五篇 現代史

第一章 明治の新政(上)……………三七三

第一 明治維新……………三七三

第二 明治初年の内治……………三七七

第三 憲政の發達……………三八九

第二章 明治の新政(下)……………三九八

第一 明治初年の外交……………三九八

第二 條約改正と法典編纂……………四〇〇

第三 我國國際的地位の向上……………四〇二

第三章 現代文化の進展……………四〇二

第四章 我國の現勢……………四〇二

附錄 年度別各學校入學試驗問題

陸士……………一三六

陸海……………一三五

海軍……………一三五

一海……………一六六

三海……………一七六

五海……………一七六

七海……………一七六

大阪……………一七六

大岡……………一七六

福岡……………一七六

高知……………一七六

廣島……………一七六

新島……………一七六

東京……………一七六

水戸……………一七六

佐賀……………一七六

松江……………一七六

名古屋高商……………一八八

索引

山口高商……………三〇

長崎高商……………三〇

大分高商……………三〇

高岡高商……………三〇

福島高商……………三〇

和歌山高商……………三〇

彦根高商……………三〇

横濱高商……………三〇

高松高商……………三〇

小樽高商……………三〇

神戶高商……………三〇

東京商大豫科……………三〇

東京商大專門部……………三〇

並敦員養成所……………三〇

大阪商大豫科……………三〇

横濱商專……………三〇

京城高師……………三〇

東京高師……………三〇

廣島高師……………三〇

大阪外語……………三〇

神戶高工……………三〇

臺南高工……………三〇

附表一 時代概観(一)……………四二一

附表二 時代概観(二)……………四二一

附表三 時代概観(三)……………四二一

附表四 時代概観(四)……………四二一

附表五 時代概観(五)……………四二一

附表六 時代概観(六)……………四二一

附表七 時代概観(七)……………四二一

附表八 時代概観(八)……………四二一

附表九 時代概観(九)……………四二一

附表十 各學校出題傾向一覽表……………四二一





11	山口高	答案・講評	(江戸時代初期(家康・秀忠・家光時代)の對外關係に就て記せ)	二九六
12	松山高	講評	(何故に平安朝後期(藤原時代)に於て女流文學が著しく隆盛なりしか)	一〇〇
13	水戸高	講評	(天孫降臨について記せ)	三
14	山形高	講評	(徳川氏の大政奉還後廢藩置縣に至る迄の經過をのべよ)	三七三
15	佐賀高	講評・答案	(大寶律令の内容を述べ且其の變遷に及べ)	五四
16	弘前高	講評	(推古時代・奈良時代・平安時代の我が文化の特色を當時の外國關係によつて説明せよ)	九七
17	松江高	講評・答案	(上代より平安朝初期に至る蝦夷平定の次第を述べよ)	八一
18	東京高	講評	(左の國史事項につき連絡を付け説明せよ、氏族制度、聖德太子、大化改新、隋唐文明)	四六
19	大阪高	講評	(天智天皇の御事蹟に就きて述べよ)	五七
		答案・講評	(承久の變)	一四三
20	浦和高	講評	(保元の亂は政治及び道德上如何なる意義を有するか)	一三三
21	福岡高	講評・答案	(室町時代に於て禪宗の美術工藝其他の文化に及ぼせる影響について述べよ)	一三六
		講評・答案	(明治時代に於ける條約改正に就て述べよ)	一〇一
22	静岡高	講評	(鎌倉幕府の創立とその影響)	一三八
		講評	(鎌倉時代に佛教の新宗派の多く起りしは何故か)	一七一
23	高知高	講評・答案	(氏族制度時代並に鎌倉武家時代に於ける國民生活の美點を述べ、其れが現代生活に對して有つ意義を明かにせよ)	一七五

24	姫路高	講評	(聖德太子の改新事業と大化改新)	四七
25	廣島高	講評	(承久の變)	一四三
26	東高師	講評	(江戸時代に於ける國學の發達と其影響)	一三九
27	廣高師	講評	(豊臣秀吉の生活理想を歴史事實に據て述べよ)	一七三
28	長崎高商	講評	(日英同盟につきて記せ)	一〇八
29	山口高商	講評・答案	(明治以後に於ける國力發展の大勢を叙述せよ)	四三三
30	小樽高商	講評	(日英關係の變遷を述べよ)	四三九
31	名高商	講評・答案	(徳川時代に於ける諸藩の經濟行政の特色を述べよ)	一三一
32	福島高商	講評・答案	(日露戰役の原因結果について述べよ)	四〇六
33	大分高商	講評・答案	(江戸幕府の鎖國以後に於ける我が外國貿易の狀況を記せ)	一三九
34	彦根高商	講評	(室町時代に於ける日明の交通)	一三三
35	和歌高商	講評	(倭寇)	一〇八
36	横濱高商	講評	(奈良朝に於ける國史撰修の次第とその後世我國民思想に及ぼせる影響に就きて記せ)	七四
37	高松高商	講評・答案	(明治三十七・八年戰役の原因)	四〇六
38	高岡高商	講評	(明治年間に於ける日鮮關係をめぐる外交の經緯につきて述べよ)	四三六
39	東商大專	講評	(江戸時代を初期・中期・末期に分ち、幕府の皇室に對する態度の變遷を説明せよ)	三五七
40	大阪外語	講評・答案	(歴史を學びて我國體の如何に世界無比なるかを知れりや、大要を述べよ)	四

41 陸士講評	(廢藩置縣に就きて次の三項に答へよ)	(イ) 其の年代	(ロ) 其の理由
	(ハ) 其の結果	……………	……………
42 海軍兵講評	(次の各時代の特色を略記せよ、奈良時代、鎌倉時代、室町時代)	……………	……………

# 第一篇 上古史

## 第一章 肇國と國體の精華

### 一、我が國體の淵源

- ① 國體の基礎確立と神勅 遠く我が神代の昔、皇祖天照大神は天孫瓊々杵尊をこの國土の君として御降しに  
なる時に三種の神器を授けたまうて、  
豐原の千五百秋の瑞穂國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚  
の隆えまさむこと當に天壤と窮りなかるべし。(神勅の形は小學校や中等學校の初級では、もつとやさしくかいてあるが、  
本文にかゝげたまひ方が本當のものである。原文は勿論漢文體である。)
- ② 皇統連綿 神武天皇が此神勅を奉じ、大和橿原に始めて即位の大禮を擧げられてから既に二千六百年、萬  
世一系の皇統は連綿として榮え、三種の神器は、皇位の御しるしとして歴代相承け、皇運は揺ぐことなくし  
て隆盛を加へ、現在に及んだのである。
- ③ 國民道德の根本 歴代の天皇は此神勅を奉じ給ひ、君徳を治め、民を本とする御精神を以て臣民を導かれ、  
國民はまた皇室を尊崇し、皇室に對する大義名分、或は順逆の理は國民道德の根本をなすものと堅く信じて  
之を護つた。かくして建國の根本精神に對しての、我等の祖先を通じた民族的自覺は、時代を経るに隨つて

益々固く、國民生活の眞髓となつた。

① 君民一體の不変 永い歴史を通じて、亂世や事變が起り、また政治上にあつても種々變態な組織の出來た事はあるが、如何なる場合にも我國民は建國の體制に基づいて皇室を崇めて國事に盡くし、常に時勢に順應して國運を進めて來た。

だから憲法第一條の「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」との條文は正に我國體の精華を形式化したものであつて、外國の元首と國民との關係の如き單に法律によつて定められたものとは大いに其趣を異にし、主權の所在が、侵略や篡奪又は民衆の便宜によつて變る事はない。皇室と國民との關係が一體の密接を保つが故に、政治上、社會上或は宗教上の問題の爲に皇室と臣民との關係に累を及ぼす事はないのである。

② 萬邦無比の國體 此皇室と國民との間の美しい關係は、世界に其類例を見ず、且又外國から侵略を受けた事のない歴史に基づく國民的自覺などは、何れの國にも求むべき例がなく、我國體をして萬邦無比の精華を致さしめたものである。

### 二、神代史の概要

① 天照大神 古い傳へによれば初め伊弉諾尊、伊弉冉尊と申す二柱の神がましまして大八洲國を造られ、天照大神、素戔嗚尊をお生みになつた。天照大神は高天原を治められ、御徳が極めて高く、耕作の道を開き、蠶を養ひ、機を織る事を教へ給うた。萬民は大神を萬物を育てる太陽になぞらへて日の神と仰ぎ奉つた。御弟素戔嗚尊は出雲の國を開かれ、天叢雲劍を得て之を大神に献上せられた。

② 大國主命(海兵) 素戔嗚尊の御子大國主命は出雲に居られて、善政を行ひ、醫藥、禁厭の法などを教へられたので、人民は其恩徳になびき服した。此のころ天照大神は皇孫にあまねくこの國を治めさせようと思召し、

經津主命、武甕槌命を御使として大國主命にその國土を献上するやうに諭さしめられたから、命は其仰せに従ひ、自らは杵築宮に退かれた。此の宮は今大國主命を祀つてある出雲大社の地である。

③ 天孫降臨(水戸高) 大神は御孫瓊々杵尊を召されて「豐葦原瑞穗國はわが子孫の王たるべき地なり。汝皇孫ゆいて治めよ。天日嗣の隆えまさんこと天壤と共に窮りなかるべし。」とのたまうて、八咫鏡、八坂瓊勾玉、天叢雲劍を授けられ、「この鏡を見ることわれを見るが如くせよ。」と仰せられた。この三種の神器は、代々の天皇が皇位の御しるしとして御傳へになつてゐる。萬代にわたつて動かぬ我國體の基礎はかくして永遠に定まつたのである。

やがて瓊々杵尊は神勅をかしこみ神器を奉じて、天兒屋根命(中臣氏)天太玉命(齋部氏)天忍日命(大伴氏)等を従へられ、まづ日向に降つてこの國土を治められた。(御子彦火々出見尊御孫鸕鷀草葺不合尊と三代こゝにおはした。この時迄を神代といふ。)

〔水戸高校教授講評〕 本問を見るに皆天壤無窮の神勅を明記して我建國の基礎、我國體を説き、中には帝國憲法第一條の由つて來る淵源に言及せるもあり。國史教育上吾人の意志を強くせる所なり。(文部時報五九四號ノ二による)

### 三、神武天皇の創業(福島高商)

① 御東征 神武天皇は初め日向におはしましたが、東方の國々が未だ皇威に従はず、その上日向はあまり西南にかたよつて政治に不便だったので、都を東方に遷して人民を安んじようと思召し、群臣を率ゐて海路瀬戸内海沿岸の諸所を過ぎ、浪速を経て大和に向はせられた。

② 大和平定 此の頃大和では長髓彦といふものが、天神の後である饒速日命を奉じて最も強く、天皇の軍を孔舎衛坂に防ぎ奉つて、その勢盛んであつた。そこで天皇は海路より紀伊に廻られ、道臣命を先導と

し、險路を越えて大和に入り、再び長髓彦を攻められた、饒速日命は順逆の理を説いて長髓彦を天皇に従はせようとせられたけれども、聴かなかつたので、これを殺して歸順せられ、次いでその他の賊も皆服したので大和地方は全く平定した。

③ 御即位 天皇は都を畷傍山の東南糧原に定めて大宮を建て、三種の神器を奉じて御即位の禮を行ひ給ひ、大國主命の後なる五十鈴媛命を皇后に立てられた。此年が我國の紀元元年である。紀元が第一代の天皇御即位の年に始まつていつまでも變らないのは、列國に其例がない。

④ 御政治 天皇は即位の後、御祖先の神々を鳥見山に祭り給ひ、常に三種の神器を奉安した正殿で政治を御聽きになつた。

又天種子命、天富命をして祭祀を掌らせ、道臣命、可美眞手命をして宮殿を守らせ、地方には國造、縣主等の役人を置いて、それらの政治を行はしめられた。

考察問題

1 歴史を學びて我國體の如何に世界無比なるかを知れりや、大要を述べよ(大阪外語)

【大阪外語教授講評】 本問に就ては叙述内容の粗笨貧弱なるもの、歴史科の問題たることを忘れて、史實への顧慮足らず、國民道德論を主とするもの、大幹を見ずして枝葉のみに亘るもの、外國史との比較を全然度外に置くものなど少からず、迂闊にも外國の君主に天皇の稱を用ひるもの、我紀元を天孫降臨の時に置くもの若干あり。(下略)(文部時報五六九號による)

講評としては比較的簡單であるが、参考になる意見が見える。本來此問題は國史全體の問題でもあり、世界史を習つた後の全般的な問題だから「歴史を學びて」とあつて「國史を學びて」とは題に書いてない。曰はゞ史

を學ぶ者の總決算の問題だから最も終の方に出した方がいゝのだけれども、國史の初めに概觀的に見ておくのもいゝと思ふので、此處に掲出する。左の「優良答案」は大阪外語受験答案中の優良なるもので、完全とはいへまいが、與へられた極少時間にまとめられた受験者の表現として見てほしいと思ふ。

優 異 答 案

我國體は太古天照大神の天孫瓊々杵尊に三種の神器と共に賜はりたる神勅に依りて其基礎定まれり。神武天皇神勅を奉じて、第一代天皇の御位に即かせ給ひてより茲に百二十四代、皇統連綿として天壤と共に窮りなし。此間殆ど二千六百年の久しきに亘り三種の神器は常に萬世一系の皇位の御璽として傳へらる。

我國民の祖先は諸神より出でたる神別と、歴代の皇胤より出でたる皇別とが中心となり、之に先住の蝦夷熊襲等の異民族及び漢韓よりの歸化人より成る蕃別が同化融合して一體を成せるものにして、皇室は恰も宗家國民は其支流とも稱すべく、君民同祖、一君萬民、忠孝一本、列聖の民を視給ふこと子の如く、國民は即ち天皇の臣民にして歴代皇室を中心として忠誠を致し、忠君と愛國とは我國に於て二ならず。古來幾多の國難に際しては常に上下協力之に善處し、未だ曾て外侮を受けたることなきのみならず、我對外活動は常に正義に立脚し國運時と共に躍進的に發展し來れり。

又我皇化の治きと我國民の同化力の大なる、蕃別系よりも屢々忠臣烈士を出だし、外來の文化も一度び我國民精神の飾にかゝれば取捨選擇誤らるゝことなく、能く日本化して採長補短の資に供せらる。如何なる改革も御稜威に依りて平和の裡に遂げられ、他國に多く見る革命なるもの我に之を見ず。我欽定憲法の如き亦比類なし。我國と雖も時に争亂、閥族の跋扈、武臣の政權掌握等のことありても、皇位の尊嚴に至りては微動だにせしことなし。或は誤つて不臣の輩出づるも必ず忠臣ありて國體を保全せり。

然るに古今東西の君主國は皆國民ありて後君主選立せられ、往々にして革命篡奪の事も行はれ、又民主國は單に契約に基きて建てられ、やゝもすれば結合緩みて内紛發生し易く、共に國家の基礎が利害關係の上に置かれたるものにして、改革も多く流血の慘事に依りて遂げらる。斯る國々と我國と日と同じうして談るべからざる事言を俟たず。要するに歴史は我國體の金甌無缺萬邦無比なるを明徴ならしむ。

【短評】 流石に優良答案だけあつて、世界無比なる諸點が網羅されて居り、文章も簡潔の中に色々の事實を盛つてゐる。慾をいへば世界「無比」の比較方面を重視したり、史實の例を少しづつでも挿入すればもつとよかつたと思ふし、答案としては多くの事例がさうであるやうに、何等項目も見出しもないけれども、やはり短時間に何千枚の答案を見る試験官の立場から、一覽的に項目見出しのある方が一層明瞭だと思ふ。そこで左の類題に答へるのに右の優良答案を中心にして之を改作し、参考に供して見た。

参 考

我が國體の世界無比なる所以を説明せよ(高貴、高師大、阪外語、福島高商)

① 皇統連續 我國體は太古天照大神が天孫瓊々杵尊に三種の神器と共に賜はつた神勅によつて其基礎が定まり、神武天皇神勅を奉じて第一代の天皇の御位に即かせられてより茲に百二十四代、皇統連續として天壤無窮、此間殆ど二千六百年の久しきに亘り、三種の神器は常に萬世一系の皇位の御璽として傳へられて居る。(國初以來一系の皇統既に世界に比なく、悠久二千六百年の連續亦萬邦に比類がない。)

② 君民同祖 我國民の祖先は中臣、大伴、齋部諸氏の如く諸神から出た神別と、古くは蘇我平群の諸氏、近くは源平藤橘の諸氏の如く歴代皇胤から出た皇別とが中心をなし、之に先住の蝦夷、熊襲等の異民族及支那朝鮮よりの歸化人より成る蕃別とが同化融合して一體を成せるものであつて、皇室は恰も宗家、國民は其支

流とも稱すべく、異民族も全く同化融合して、君民同祖となつて居る。(君民各々族を異にするとか、國民が幾つかの異民族で互に融合せぬ諸外國に比して、之も世界無比である。)

③ 君民一體 列聖の民を視給ふ事子の如く昔から天皇は「義は君臣にして情は父子の如し」と仰せられ、かば草むす屍大君の邊にこそ死なぬ顧みはせじ」と詠じ、源實朝が「山はさけ海はあせなん世なりとも君に二心我あらめやも」と詠じたやうに、舉國一致、君民一體、我皇室と國家を未來永劫に擁護しようとするのが我國民の傳統的精神で、古來幾多の國難に際して上下協力。百濟からの歸化人の後なる調伊企難、阿知使主の子孫なる坂上田村麿の如き歸化人系統の中より尙忠君烈士の續出する程であるから、國運時と共に躍進。(宗家と仰ぐ皇室の支流たる國民の、親に孝は即君に忠となり、忠孝不二なる事外國に其例を見ない。)

④ 君臣分明 我國と雖も時に争亂、閥族の跋扈、武臣の政權掌握等の事はあつたが、皇位の尊嚴に至つては微動だもした事がない。亂臣賊子にして尙皇室の尊ぶべき事を辨へぬものなく、或は蘇我蝦夷父子、道鏡、將門等の如き誤つて不臣の輩が出て、いつも忠臣が現はれて國體を保全し來り、かくして何れの時にあつても君臣の分は明かになつてゐた。(外國に於ては先づ國民あつて後君主が選立され、且往々革命篡奪が起る。英、佛、露、獨、スペイン等は、革命によつて王朝が倒れ、特に支那に於ては、天命の革るといふ傳説により、篡奪の反復をなしてゐる。民主國は人民が權力を有し、單に契約に基いて建てられ(佛、米、の如く)、動もすれば結合緩み、内紛生じ、改革も流血の慘を見ねば遂げられぬのが普通である。)

⑤ 外侮皆無 君臣は分定まつてしかも一體、上下團結の力は凝つて金鐵の巨彈となり、數個の外寇に際しても國運を賭して難局を突破し、國初以來未だ外侮を受けた事なく、明治以來の外寇は其度毎に國運飛躍の前奏曲であつた。(何れの國と雖も外國に征服された歴史をもたぬものは殆どない。此點も世界無比である。)

## 2 我皇室に氏のあらせられぬのは何故か(廣高師)

- ① 氏の名稱 氏は氏族制度の基本で、同一祖先から出たものゝ集團は同一の氏を稱へ、其名稱は主として職官、住地、來歴等によつて中臣氏、蘇我氏などといはれた。
- ② 皇室の無氏 もとく氏は血筋を區別する爲のものであるから、はじめより劃然たる區別を保たれて、他と混同する事のない皇室即ち君臣分明の皇室には、氏の必要がなかつたので、皇室には氏があらせられぬ。
- ③ 外國皇室の氏 皇位の絶對、君臣の分ある我が建國の體制はこの一事でも明かで、支那歷朝が、劉、李、朱等の制を有し、英國皇室のウインザー家、獨逸のホーヘンツォルレルン家、フランスのブルボン家、ロシアのロマノフ家等の氏を有せられたのとは大いに異つてゐる。

## 3 三種の神器の由來

- ① 三種の神器は我國皇位の御證として代々の天皇の傳承し給ふ貴き御靈で、八咫鏡・八坂瓊勾玉・天叢雲劍をいふ。
- ② 由來 かの天照大神の天窟屋にお隠の時、群神の相談により、石凝姥命が銅で八咫鏡を造り、玉祖命が八坂瓊勾玉を造り、櫛の枝にかけ、種々賑かな催で大神を誘ひ出されたといはれてゐる。天叢雲劍は素戔嗚尊が出雲で八岐大蛇を退治し、其胎内より獲て大神に獻ぜられたといはれるもの。
- ③ 變遷 八咫鏡は皇大神宮に祀られ、天叢雲劍は、日本武尊の御東征の折、倭姫から御受けになり、駿河の焼津で賊の野火を難いだ事から草薙劍といはれ、熱田神宮に祀られて今日に至り、勾玉は國初から、他の模造の鏡・劍と共に宮中に祀られてゐる。

### 重要個別問題

## 1 瓊々杵尊(海兵・海護)

天照大神の御孫で御父は天忍穗耳尊、天照大神から「豊葦原の瑞穂國はわが子孫の君たるべき地なり。汝皇孫ゆいて治めよ。寶祚の隆えまさん事まさに天壤と共に窮りなかるべし」との詔を受け、又三種の神器を授けられて「此の鏡を見る事われを見る如くせよ」との仰を受けた。尊は五部神を率ゐて日向の高千穂峯に天降り、笠狭碕に居られた。尊は實に天照大神の正統として最初に此國土に降られた神である。

## 2 事代主命

大國主命の御子。天照大神が今の出雲地方に居られた大國主命にその國土を献上するやうに諭された時、命は事代主命に計られたところ、「大神の命ならば吾が父も宜しく順ひ奉るべし、吾も亦逆ふべからず」と答へられたので、國讓の事は圓滿に解決した。此の事があつてから天孫が降臨されたのである。

## 3 鏡速日命

天孫の裔で、早くから大和に居られ、土豪長髓彦の妹を娶つて可美眞手命を生む。神武天皇の御東征軍が大和に入られてから、天皇が大神の後である事がわかつたので、長髓彦に順逆の理を説いたけれども従はないので、遂に彼を殺して皇軍に降つた。天皇其忠義を賞せられ、其子可美眞手命を道臣命と共に軍事の將として重く用ひられ、其子孫は物部氏として代々功勞があつた。

## 4 紀元節の由來

神武天皇が即位の大禮を行はせられたのは辛酉の年の正月朔日であつた。之を太陽曆に換算すると二月十一日に當る。明治五年此御即位の年を我が紀元元年と定め、翌六年に御即位日を祝日とし、紀元節と名づけられた。

## 5 國造(陸幼・東高師)

上古、國(後の郡位)の火ききを治めるものゝ姓で、同時に職名。造は御臣の意味。土地を領し、人民を治め、神を祀つ

て田賦を買するのが職務で、神武天皇の時、倭、伊勢、山代等八ヶ國に國造を置き、皇威伸張につれて百三十餘に及んだ。元來朝廷から任命された地方官であるが、實際には其土地人民を私有し、且其職を世襲すること恰も後の大名の如くだった。孝德天皇の大化改新の際、之を廢し、新に國司郡司を置くにあたり、其郡司は從來の國造及其子孫中から人物を選抜して任ぜられたので、國造は制度上全く廢せられたけれども、國造の名は依然として残り、其國の神事を掌る事となつた。

6 縣主

縣主は縣の長官。縣即ち皇室の御料田を掌る職名であつたが、子孫が其職を世襲したので、終に姓ともなつた。神武天皇の時置かれたのは猛田、磯城(志貴)の二縣主であるが、其後皇室御料地の増加と共に増設され、大化改新の際、國造と共に廢せられたので、其職は絶え、只姓のみが残つた。

7 攝原神宮

奈良縣畝傍山の東南にあつて神武天皇及皇后を祀る。明治二十二年、神武天皇の攝原宮址を調査してこゝに攝原神宮を建てた。二十三年官幣大社となる。

第二章 皇威の發展

一、大和朝廷時代に於ける皇威發展の概観・神武天皇より推古天皇に至る迄の皇威伸張の大要(海岳)

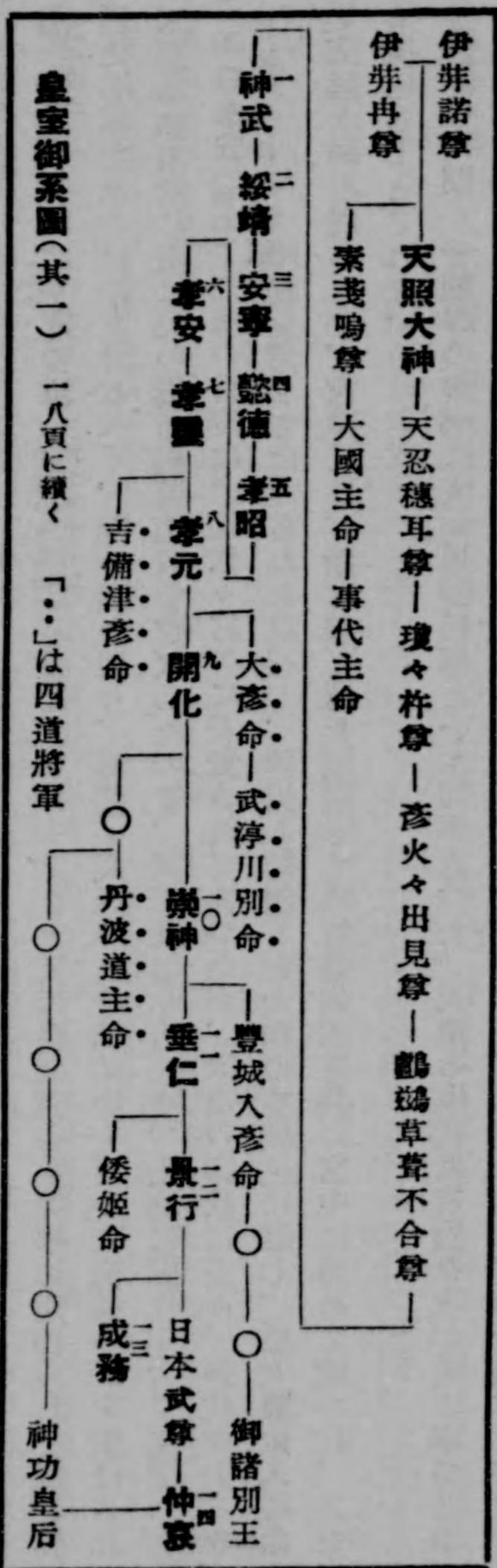
① 日本國內に王化あまねく

- (1) 神武天皇 大和・平定即位以來、大和を中心として皇威は漸次に發展した。
- (2) 崇神天皇 四道將軍を派遣して、皇威は東海・北陸・丹波・西海に振ふ。

- (3) 景行天皇 天皇及び日本武尊の熊襲征伐、日本武尊の東國蝦夷平定、天皇の東國御巡幸等によつて、皇威は東西に振つた。
- (4) 成務天皇 前代發展の後をうけ、中央・地方の制度も整備し、皇威大いに輝くに至る。

② 皇威海外に及ぶ

- (1) 神功皇后 皇后の新羅征伐に端を發したる半島の經略により、皇威は朝鮮半島を壓した。
- (2) 聖德太子 使を隋に遣はし、對等の國交をなし、大いに皇威を輝かす。



二、崇神天皇の御事蹟(東高師)

① 四道將軍の派遣(東高師・神功) 神武天皇の後凡そ五百年を経て、崇神天皇御即位(紀元五)の頃は、大和以外の各地に、朝廷に従はずして人民を苦しめる者が多かつたから、天皇は四人の皇族を四方に派遣して、夫々の



地を平げさせられ、後更に皇子豐城入彦命を東國に遣はされた。そして之等皇族及び御子孫は其の地方に土着され、皇化は四方にあまねいた。

北陸：大彥命 東海：武津川別命（後に皇子豐城入彦命）

山陰：丹波道主命

山陽：吉備津彥命

② 民業の獎勵 (1) 四道將軍派遣の結果、遠隔の地迄皇化が及んだので、人民の敷を調べ、男には弓矢の調（狩で得た鳥獸の皮角等）女には手末の調（手藝の生産物たる布綿の類）を奉らしめた。(2) 又天皇は御心を民事に用ひられ、農業獎勵の爲に必要な水の供給を計るべく、池や溝を掘り、漁業・交通の便の爲に船を造つて海邊の民を賑はされた。天皇は如斯陸に海に民の爲の經營施設を遊ばしたので、天下はよく治まり、土地は開け、人口も殖えて來た。

③ 神器奉安（陸羽）三種の神器は之迄代々宮中に安置されてあつたが、天皇の御代に至り、神代を去る事が遠くなつたから、神威を汚してはならぬと思召し、神鏡と神劍とを大和の笠縫邑に遷し、皇女豐城入姫命をして天照大神を祀らしめ、宮中には、新に鏡と劍を模造して八坂瓊勾玉と共に宮中に留めて置かれ、之を皇位の御しるしとされた。

① 任那の來朝 昔朝鮮の南部に大伽羅即任那といふ國があつた。天皇の御代に貢物を我が國に奉つた事があり、後新羅の爲に國を危くされた爲に、我國に援けを乞うて來たので、天皇は鹽乘津彥を遣はして之を助けられた。之れが任那日本府の起原である。

### 三、垂仁天皇の御事蹟

① 民業の獎勵 池溝を掘り、水利の便を圖り、大いに農業を獎勵せられた。

② 皇大神宮 敬神の念篤き天皇は、鏡・劍を大和笠縫邑から伊勢の五十鈴川の川上に遷し、皇女倭姫命に祀らしめられた。即ち今の皇大神宮（内宮）である。

③ 殉死の禁 當時高貴の方が歿せられると、其の従者をも生きながら墓の側に埋めて、殉死せしめる風があつた。天皇は深くこれを憐んで、殉死の風を禁じ、後皇后の崩御の時、野見宿禰の獻策により、墳土で土偶・土馬等を作つて墓の周圍にたて、殉死者に代へさせられた。これを埴輪といふ。

### 四、景行天皇の御事蹟

① 熊襲征伐 (1) 九州の南部に住む熊襲が叛いたので、天皇親ら之を征伐せられた。(2) 其の後再び熊襲が叛いたので、皇子小碓尊（日本武尊）を遣はして征伐せしめられた。

② 蝦夷征伐 (1) 東國の蝦夷が叛いて屢々人民を苦しめたので、天皇は日本武尊を遣はして、之を征伐せしめられた。(2) 天皇は日本武尊の功勞を偲ばせられ、其の跡を御巡察なさらんが爲に東國に行幸なされ、(3) 後天皇は豐城入彦命の曾孫御諸別王に詔して、東國を鎮めしめられた。

### 五、日本武尊の御事蹟（東高師、東女高師）

① 熊襲征伐 景行天皇の御親征により一時平定したが、間もなく又叛いたので、當時十六歳の尊は、賊魁川上梟帥を斃して、悉く之を平げられた。

② 蝦夷の鎮定 (1) 熊襲征伐から凡そ十年、東國の蝦夷が叛いたので、天皇は日本武尊に之を征伐せしめられた。(2) 尊は途中、伊勢神宮に參拜し、御叔母倭姫命から天靈雲劍を授けられ、駿河の燒津、相模の走水を経て、常陸に上陸せられた。(3) 愈々北進して、日高見國（陸前附近）迄赴き、蝦夷を平げ、常陸・武藏・甲斐・毛野等を巡歴して、碓氷峠を越え、信濃・美濃をへて、尾張に出でられた。

③ 霧去 劍を尾張の熱田に止め、近江の伊吹山の賊を平げんと出發せられたが、山中で發病せられ、歸途伊

勢の能養野で夷ぜられた。よつて熱田に宮をたて、お祀した。之が熱田神宮の起である。

#### 六、成務天皇の内治（景行天皇時代の発展のあとの充實である）

① 地方政治の整備 皇威が前述の如く遠くまで輝いたから、成務天皇の御代には、山河の自然の形勢によつて、國、縣の區別を設け、道を境として村里を定め、國造・縣主・稻置等を置いて地方を治めしめられたので、地方制度が確立した。

② 中央制度の整備 功臣武内宿禰を重用し、大臣に任じて、國政に與らしめた。かくて中央集權の實が舉り皇威は大いに振つた。

### 總合問題

#### 1 伊勢兩大神宮の御鎮座及御遷宮に就て記せ（二萬）

【「高教授講評」】本問はいはゞ國民的常識に屬する事項なれば概して好成绩なりし事は寧ろ當然とすべし。然れどもまた左に述ぶるが如き大小の諸缺陷を見出したるは頗る遺憾とする所なり。御祭神と御神體について述べんに、伊勢神宮には「天照大神と八咫鏡とを祀る」とせるもの四、是御祭神と御神體とを混同せるもの、特に注意を要す。尙之に類し漫然「天照大神と神器とを祀る」：「内宮には八咫鏡外宮には天照大神を祀る」とせるものあり。御神體に就て誤れるもの「伊勢神宮には八咫鏡と八坂瓊勾玉とを祀る」、「三種の神器を祀る」、「草薙劍を祀る」とせるものあり。外宮につき全然記載を缺くもの、又月讀命、豐國主尊（？）あめのうづめの命、崇神天皇應神天皇等祭神を誤れるものあり。

次に伊勢御鎮座の由來に就ては「出雲に祀つてあつた皇大神宮を伊勢にお移しせるもの」、「神武天皇日向よ

り伊勢へ遷し給ふ」「はじめ神鏡は熱田神宮に祀る」等とせるものあり。御遷宮の年數に就ては、四年毎、二十五年毎、三十年毎とせるもの相當ありき。「五十年毎に内宮と外宮を入れかへ奉る。之を御遷宮といふ」之れ最極端のものなり（下略）（文部時報五九四號ノ二による）

#### ① 皇大神宮（内宮）（大阪外語）

（1）神鏡・神鏡の奉遷（1）天孫降臨の際、天照大神は三種の神器を授けられ、特に「この鏡を見る事吾を見るが如くせよ」と仰せられたので、歴代天皇は三種の神器を宮中に安置し、天皇と同殿に祀られた。

（2）崇神天皇も初めは神勅を畏み、神器を宮中に安置せられたが、敬神の念篤く、皇威の伸張と共に世務多端となり、且當時惡病流行の爲、神器の汚れん事を恐れ、適當の靈地に奉遷し奉るのが一般人民も非み易いとと思召により、神鏡と神鏡とを大和笠縫邑に遷し、皇女豐鍬入姫命に祀らしめられ、新に鏡、劍を模造し、八坂瓊勾玉と共に宮中に置き、皇位の御璽とせられた。

（2）皇大神宮の御鎮座 垂仁天皇亦敬神の念深く、鏡・劍を笠縫邑から更に伊勢の五十鈴川のほとりに遷され、皇女倭姫命をして祀らしめられた。これが皇大神宮（内宮）の起りである。即ち「この鏡を見る事吾を見るが如くせよ」との神勅により、祭神は天照大神で、神鏡が御魂代即御神體である。

（3）遷宮 豫め宮地二ヶ所を定めて二十年毎に新材で造替へ遷し奉る。之を式年といひ、九月十五日を以て正遷宮の式日と定め、後世に及んで居る。

#### ② 豐受大神宮（外宮）

（1）御鎮座 天孫降臨の際、豐受大神の御靈を副降し、丹波國與謝に鎮座せられてあつたが、雄略天皇は養蠶・農業の神として之を伊勢山田に迎へ祀られた。後（天慶五年）皇大神宮を内宮、豐受大神宮を外宮と申しあげる。

(2) 御遷宮 内宮に準じて行はせられる。  
2 皇大神宮及熱田神宮の起源(大坂高)

① 皇大神宮(前門)

② 熱田神宮 (1) 尾張國熱田にめる官幣大社で草薙劔を御靈代とする。(2) 素戔鳴尊は出雲簸川上で大蛇退治に依て得られた天叢雲劔を天照大神に献上されたが、(3) 天孫降臨の際大神は御鏡及勾玉と共に之を瓊々杵尊に授けられ、以來傳へて宮中に置かれた。(4) 崇神天皇は御鏡と共に大和の笠縫邑に遷され、次で垂仁天皇は伊勢五十鈴川のほとりに遷し、皇女倭姫命を齋宮として祀らしめられた。(5) 景行天皇の御代、日本武尊御東征の際、倭姫命が此神劔を授けられた。(6) 尊は駿河で賊の爲に火攻に遇はれた時此劔で草を薙ぎ難を免れさせられ、以後此劔を草薙劔と改められた。(7) 尊は御東征の歸途尾張に此劔を止め近江の賊を平定。後に御劔を止められた地に日本武尊を祀り、草薙劔を御靈代とした。之が熱田神宮である。

### 第三章 大陸文化の輸入と其影響

#### 第一 朝鮮半島の服屬 文物の傳來

#### 一、上古朝鮮半島に於ける我が勢力の消長(東高師・八高・海鏡、弘前高、臺北高商)

① 任那日本府の設置 崇神天皇の御代朝鮮の大伽羅國が新羅の侵略にたへ兼ね、我が國に援を求めたので、天皇は鹽乘津彥を遣はし、大伽羅國を援けて新羅を討たしめられ、後、垂仁天皇は國號を任那と賜ひ、爾來將軍を任那に置いて朝鮮統治の中心とせられた。是れ任那日本府の始である。

#### ② 神功皇后の新羅征伐

仲哀天皇の御代九州の熊襲が叛いた爲、天皇は皇后と共に親征せられたが、不幸にも御病氣で陣中に崩せられた。皇后は熊襲を後援してゐる新羅を討てば熊襲は自ら平ぐと思召され、海を渡つて新羅を征伐せられた結果、(紀元八)新羅は遂に服し、熊襲も自ら平ぎ、後百濟高麗も相次で朝貢し、韓土は悉く我が國に服したから、我が國は任那の日本府によつて之を治めた。

#### ③ 朝鮮の叛服

三國の中、新羅・高麗は時々叛し、我が日本府の將軍も互に相和せず、遂には叛を企てる者もあり、我が國民も意氣が非常に頽廢してゐて國家的自覺に乏しい等の色々の原因から、半島の經營は一進一退の有様で、神功皇后以來天智天皇の御代迄四百六十餘年の間に、使を遣はし又は兵を出した事が三十餘度に及び、其の統治は少しも發展しなかつた。

#### ④ 日本府の滅亡

欽明天皇の御代、新羅の勢は益々強く、天皇の二十三年に至り遂に任那を滅ぼし、日本府も隨つて滅び、韓土は我が國から離れる事になつた。天皇は如何にも之を残念に思召され、恢復の軍を發せられなければならぬと、遂に崩御せられ、皇太子に遺詔して、必ず新羅を討ち、日本府を再興すべき事を以てせられた程であつた。調伊企ツクノイキが新羅軍の捕虜となり、日本武士の面目をあげたのは此の時である。

#### ⑤ 朝鮮半島の放棄

(1) 任那日本府の滅亡後、百濟が我が國に頼つて他の二國に對抗し、國家を維持せんとするに乘じ、我が國は、百濟を根據として半島の經營に當り、歴代努力したが遂に効がなかつた。(2) 齊明天皇の御代、新羅が唐と同盟し、百濟を攻めて國王を殺し、一時百濟を滅ぼしたので、其の遺臣は我に援を求めた。天皇即ち自ら九州に出陣せられ、陣中に崩せられたので、天智天皇は兵を遣はして唐と白村江に戦つたが遂に利あらず。(3) 天皇は内政を整へる事の急なるに鑑み、遂に半島の經營を斷念せられた。之より朝鮮半島は全く我が國と關係を斷つ様になつた。

### 二、文物の傳來

支那は古くから開けた國で、朝鮮は夙に支那の進歩した文化を傳へたので、その文物も進んでゐた。而して神功皇后の新羅征伐により朝鮮が屬領となつてからは、その貢船が續々來朝して、その進歩した學問技藝が我國に傳はり爲に我が文化は大いに進歩した。

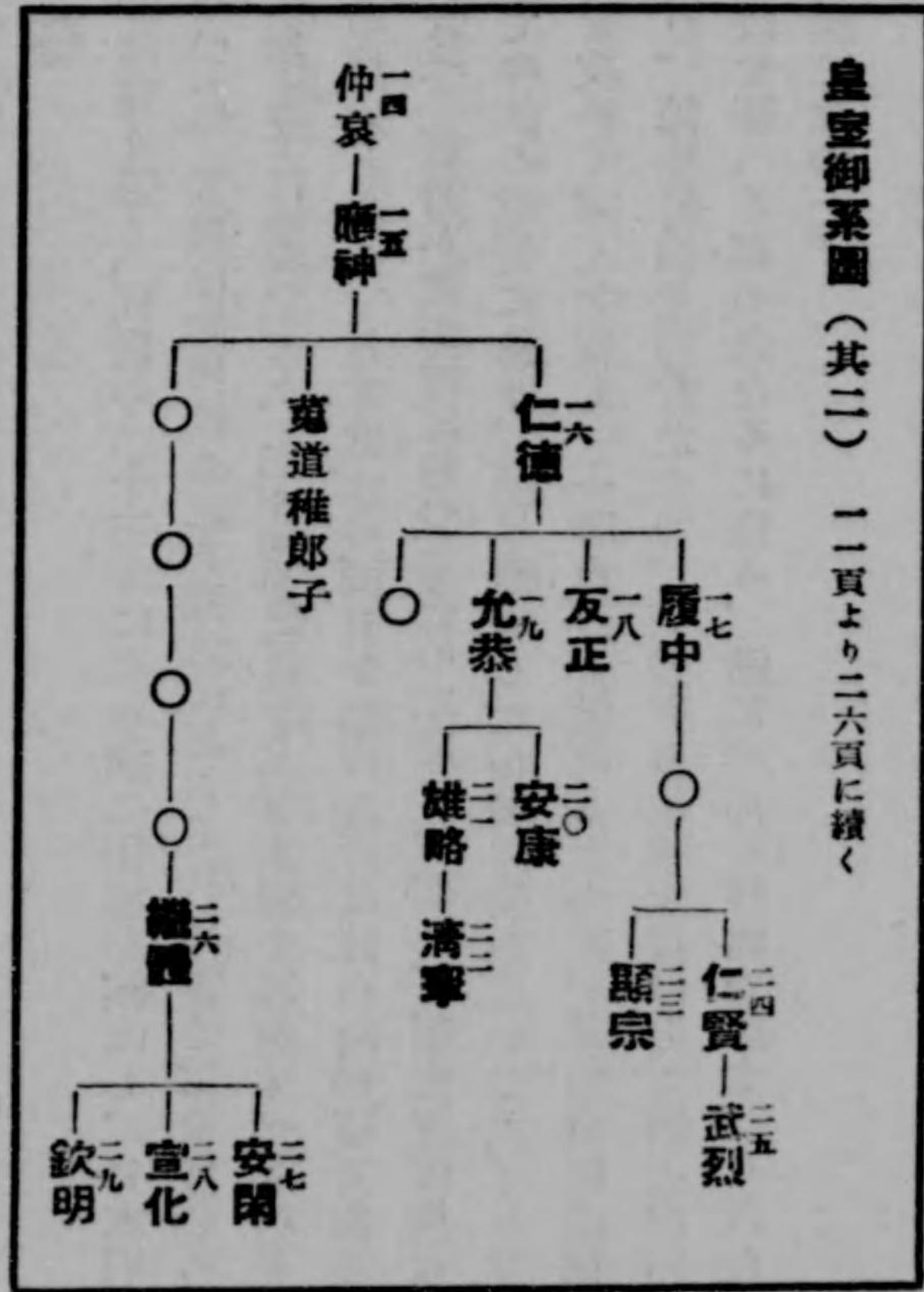
#### ① 學問の傳來

(1) 阿直岐 百濟の人で應神天皇の十五年來朝して良馬二頭を獻じたが、又學問に通じてゐたので、皇子

菟道稚郎子は彼を師として經書を勉強された。

(2) 王仁の來朝 皇子は阿直岐から王仁といふ學者を傳聞し、使を派して招聘したので、翌年王仁は論語と千字文とを土産に來朝して、皇子に教へ參らせ、阿直岐と共に日本に歸化した。之が日本に漢學の傳來した初めである。

(3) 阿知使主の來朝 王仁の來朝から二十年たつて阿知使主が百濟の十七縣の民を率ゐて歸化した。彼はもと支那から朝鮮に來た人の子孫なので、大和に地を賜つて大和漢直といひ、王仁の子孫の河内に居て



河内 文首と云つたのと共に朝廷に仕へて記録を掌つた。

(4) 學問傳來の影響 王仁のもつて來た論語は儒教思想の渡來である。我國は元來忠孝と尊皇崇祖を重んずる國柄であるから、儒教の祖先崇拜や孝道、修身、齊家、治國、平天下の思想が我國情にあひ、道徳觀念を高める事が出來た。併し儒教の思想の中には禪讓放伐の如き我國情にあはぬものもあつたが、我國ではかゝる思想は捨て、採用しなかつた。即思想的奴隸になる事なく、長所をとつたので、聖德太子の憲法や、大化改新の思想的根據の一部をなしてゐる。

#### ② 大陸工藝の傳來

##### A 大陸工人の渡來

(1) 渡來の原因 當時の支那では三國の後の晋の時代で政治的紛亂があり、之を避けて我國柄を慕うて來るものが多く、又學者工人は我國での指導者的立場で優遇を受けた。

(2) 百濟王の獻工 王仁の來朝に際し、百濟王は織女・鍛工・酒の醸造工等を獻じて、其の技工を傳へしめた。

(3) 弓月君の來朝 支那人弓月君は、應神天皇の朝百濟百二十七縣の民を率ゐて百濟から來朝し、養蠶・織物の法を傳へ、仁徳天皇の朝には秦氏を賜はり、代々朝廷に仕へた。

(4) 吳國工人の來朝 阿知使主は應神天皇の命により、支那の吳の國に行き織物・裁縫の工女を求めて歸朝した。

##### B 技藝の發達

機織では麻・楮の外に絹・綾が進歩し、針の傳來で裁縫も進み、醸造・製陶・染色・建築・彫刻・繪畫等進歩した技術の輸入を見た。

### 三、仁徳天皇の御事蹟

- ① 難波奠都 天皇は三韓との交通の要地難波(大阪)に遷都され高津宮を造られた。蓋し當時の難波は、三韓が時を定めて入貢するので、一大貿易市場が出来たからである。
- ② 課税免除 仁慈の徳に富ませられ、皇居の高樓から民家の炊煙の少いのを遠望遊ばされ、民の窮乏を察せられて、六年の間課税を御免除になつて、ひたすら民力の充實を圖り給うた。
- ③ 産業御奨励 尚堀江を掘り、堤を築き、橋を架け、道路を通ずる等積極的に民政に盡されたので、萬民聖恩に感激して各其の業に勵み、天下大いに治まつた。
- ④ 百濟工人の分遣 先に歸化したる弓月君の率ゐる百濟百廿七縣の民を諸郡に分配して、蠶を飼はせ絹を織らしめ、「秦の君」の姓を授けられた。

### 四、雄略天皇の御事蹟(東高師)

- ① 豐受大神遷宮 豐受大神は農業の神である。天皇は農事奨励の思召により、之を丹波より伊勢の山田に迎へて祀られ、外宮を創立された。
- ② 産業の御奨励 殊に養蠶を奨励し、皇后幡梭姫は自ら桑を摘み蠶を飼はれた程であつた。又使を吳に遣はし、兄媛・弟媛・吳織・漢織などの織工・縫工を求められ、殖産工業の發達を計りたまうた。
- ③ 三藏分立(西高) 朝廷には之まで齋藏・内藏といふ二つの藏があつたが、今度は別に大藏を建てた。そこで祭祀の費にあてるものは齋藏に、朝廷の費にあてるものは内藏に、政府の費用にあてるものは大藏に納めることになつた。この三藏の監督は武内宿禰の後裔蘇我滿智で財政上の實權を握つたのだから、之が蘇我氏の勢力の偉大となる基となつた。

### 考察問題

#### 1 神功皇后の新羅征伐及び効果に就て記せ(陸幼・師二)

- ① 新羅征伐の事情 (本章一参照)
- ② 効果

- (1) 新羅を始め、百濟・高句麗が服屬朝貢し、半島が我が國に服屬した。
- (2) 朝鮮半島との交通が頻繁となり、文化の交流が盛となつた。
- (3) 朝鮮半島に於て發達してゐた漢學、工藝等の支那文化が、朝鮮を通じて我が國に傳來し、大いに其の進歩を助けたのみならず、後には朝鮮を通じて佛敎の傳來となつて、一層思想界を豊かにし、我が文運の發達に寄與した効果は實に大なるものがある。

#### 2 我が國が上古朝鮮半島の經營に失敗したる原因

- ① 新羅の強勢 欽明天皇の頃新羅は勢強くなり、百濟を侵し、次で任那を攻めて日本府を滅ぼす位だつた。
- ② 當時の我國は内部充實時代で、半島を維持經營する餘裕がなかつた。
- ③ 豪族が跋扈し黨を立て、争ひ、國家の利益を犠牲にした爲に、對外政策が確立しなかつた。

#### 3 任那日本府の設置より其廢止に至る迄の經過の概略を述べよ(海鏡) (前章二の④及本章一の④)

### 重要個別問題

#### 1 阿直岐(海鏡)

(1) 百済の魯王の子孫で、應神天皇の御代、王の命により我が國に使し、良馬二頭を献じたので彼に飼はしめた。(2) 阿直岐は經典に通じてゐたので、皇子菟道稚郎子の師となり、其の推薦により翌年王仁が來朝した。

(3) 子孫は河内に住し、西文氏カハチノフミウヂと稱し朝廷に仕へて文事を掌つた。

2 王仁(五高・海兵・美術・山口高商・早高)

(1) 漢の高祖の子孫で、祖父の代に百済に移住したと傳へられる。(2) 應神天皇の朝阿直岐の推薦で招聘され、論語十卷、千字文一卷を献じ、皇子菟道稚郎子の師となる。(3) 子孫は代々大和に住し、東文氏オシノフミウヂと稱し、朝廷に仕へて文事を掌つた。

3 弓月君

(1) 支那の秦の始皇帝の子孫と傳ふ。應神天皇の八十三年、百二十七縣の民を率ゐて百済より歸化し、養蠶織の法を傳へた。(2) 仁德天皇の御代、其の孫に秦氏の姓を賜ひ、雄略天皇の朝、諸處に散在した秦の人民を集めて之を統べ、太秦ウツマの號を賜ひ、近畿の一大勢力となつた。

4 大阪を中心として國史の諸事件を擧げて其概要を説明すべし(大阪高商・大阪商大豫) 難波(東高師)

(1) 神武御東征 今の大阪市の古稱を難波といひ、神武天皇御東征の時、此地に御上陸になつた。

(2) 仁德天皇御遷都 神功皇后新羅征伐後、貢船を難波に致さしめてから、三韓交通の要地となつた爲に仁德天皇が遷都して高津宮を營まれた。

(3) 皇極天皇の皇居 履中天皇以後都は大和にあつた所、孝德天皇再び此地に遷都されたが、一代だけだつた。

(4) 石山本願寺 降つて戰國時代の明應五年、蓮如上人が一向宗を此地に開き、石山本願寺と稱して強勢。

(5) 大阪城 天正年中豊臣秀吉其址に大阪城を築く。大阪冬、夏の陣、落城等の諸事件はあつたが、商業地

として繁盛してゐる。

5 武内宿禰(小樽高商)

景行天皇より仁德天皇まで五朝に歴事して大功あり、仁德天皇の御代に薨じた。其勳功は(1) 景行朝に東北諸國の蝦夷視察(2) 成務朝に初めて大臣に任ぜられ(3) 仲哀天皇の朝に神功皇后を助けて新羅を征伐(4) 其孫女磐之媛は仁德天皇の皇后となり履中、反正、允恭三天皇を生み奉つた。(5) 子孫蘇我・平群・葛城の諸氏は何れも大臣となり、大伴物部二氏の大連と共に大政に與る事になつた。

6 菟道稚郎子(陸幼)

(1) 應神天皇の皇子。百済より來朝した阿直岐、王仁について漢學を修められた。即ち我國ではじめて外國文化を學ばれた方である。(2) 高麗王の表文中に「高麗王日本國王に教ふ」といふ句のあるを見て、稚郎子は激怒せられて、使者を責問し、表文を裂かれた。(聖德太子にも之と同じ様な御事蹟がある)(3) 御兄君と帝位を推譲しあひ、遂に自害せられた。

7 蘇我滿智(東高師・陸幼)

武内宿禰の孫、雄略天皇の朝、新に大藏を設け、三藏の別を立てられ、滿智をして三藏を檢校せしめられた。是から蘇我氏は財政の要路に當り、強大なる權力を握る事になつた。

8 三藏

齋藏、内藏、大藏をいふ。(1) 上古には齋藏を設けて神物と官物とを藏したが、(2) 履中天皇の時、三韓の貢物が頗る多かつたので、別に内藏ウチクラをつくり、官物を藏し、神物を区分し給うた。(3) 所が雄略天皇の朝に大藏をたて諸國の進貢物を收められた。これからは神物は齋藏に、宮中の調度品は内藏に、官物は大藏に藏する事になつた。そして三藏の檢校は蘇我滿智で蘇我氏が勢力を得る土臺になつた。

9 葛城麴津彦カヅラギノフツヒコ (東高師)

武内宿禰の子、應神天皇に仕へ、新羅王が朝貢を怠つた時、天皇の命で新羅を征伐した。又支那の弓月君の數多の民と來朝の途、伽羅國で新羅人に邪魔された時も、氏は新羅を攻めて民を連れて歸國した。

10 大伴金村オホトモノカネムラ (海護)

(1) 功勞 第二十五代武烈天皇の皇太子時代、專横だつた平群眞鳥父子を誅して天皇を即位せしめ奉り、繼體天皇を越前より迎立した功で威權甚ださかんだつた。(2) 任那問題失敗 繼體天皇の御代、百濟に任那の四縣を與へた爲に、金村は百濟で賄賂をもらつて、國家の大事を誤つたとそしられ、物部尾與の彈劾で失脚し勢力が衰へた。

11 近江毛野オホミノケス (陸幼)

繼體天皇の御代、新羅が任那を侵した時、鎮定に遣はされたが、却つて半島の紛擾を大きくしたので、召還され、恐れて還れぬ中に、新羅百濟の兵に攻められ、後、對馬で病死した。

12 物部麁鹿火モノヅベノアラカヒ (東高師)

(1) 繼體天皇の御代、大伴金村が任那の四縣を百濟に與へる事になつて、物部麁鹿火が宣勅使を命ぜられたが、妻の諫で病氣だといつて使を辭した。(2) 其後筑紫の國造磐井が新羅と通じて叛し、近江毛野の渡鮮軍をさへぎつた時、磐井を討つた。物部氏は、失脚した大伴氏に代つてこれから勢力を得た。

13 調伊企儼ツクイイケン (早高、海兵、海經)

(1) 欽明天皇の朝、新羅が任那に侵入して日本府を陥れたので、天皇は紀男麁キヲヲをして之を授けしめられた。伊企儼之に従軍、不幸、捕虜となり「日本の將我がしりをくらへ」と呼ばせられたが却つて「新羅王我がしりをくらへ」と連呼したので遂に殺された。其子(舅子オチコ)も父の屍をだいて死んだ。

(2) 大葉子 伊企儼の妻大葉子も擄となつて殺されようとする時南の方日本の方向をふしおがみ、「韓國の城のへにたちて大葉子は領巾ヒシふらすも日本にむきて」と歌つたといふ。夫妻ともに百濟の歸化人でありながら、我國民としてかくの如き忠誠に死するといふ事は、我國民の君を敬ひ國を思ふ心の如何につよいかをあらはす實例として尊重されてゐる。

第二 佛教の傳來、聖德太子、蘇我氏の滅亡

一、佛教の傳來

佛教は我皇紀百四年に生れた印度の釋迦が開いた教へで、中央アジアを経て支那朝鮮に傳はつたものであるが、それがやがて我國にも傳來する事になつた。其の次第は次の如くである。

① 司馬達等 繼體天皇の御代に、支那人司馬達等が佛像をもつて來朝、大和に堂をたて、禮拜したが、我國民は神祇を信仰してゐたので、佛を蕃神と考へて誰も信するものはなかつた。

② 百濟より傳來 欽明天皇の十三年(皇紀二二二年—之を佛教傳來年—)百濟の聖明王が佛像と經論を獻じ、功德の宏大な事を説いて信奉をすゝめた。天皇は此時中立の態度を以て、信すべきか否かを諸臣に諮られた。

③ 贊否兩論 蘇我稻目は諸國に倣つて佛教を崇むべきだと論じ、物部尾與は中臣鎌子と共に神祇信仰を主張して反對した。

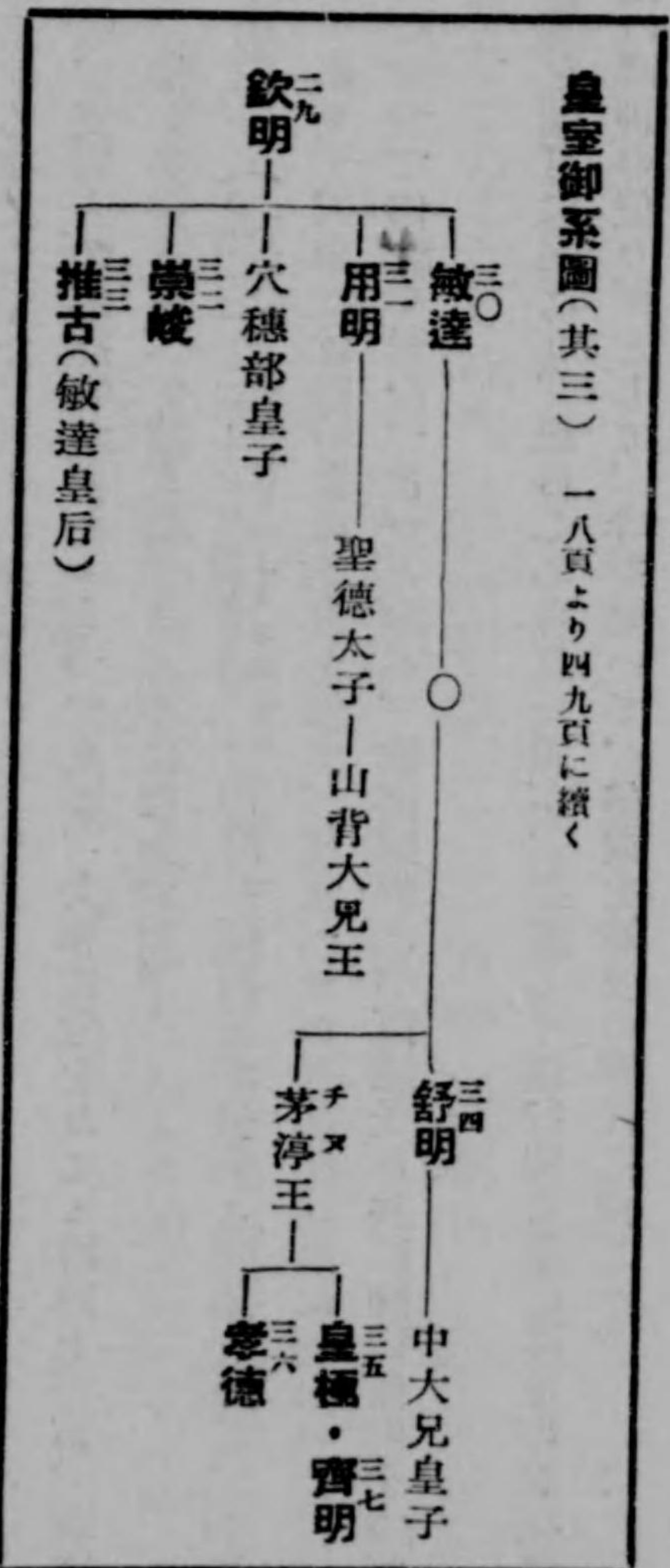
④ 蘇物抗爭 天皇は試みに佛像を稻目に賜はり、祀らしめられた所が、折悪しく流行病の爲に多數の病死者が出たので、物部尾與は、是は國神の祟りだとして、寺を焼いて、佛像を難波の堀江に投じた。

⑤ 物部氏滅亡と佛教興隆  
次で蘇我氏は物部氏を滅ぼし、聖德太子が攝政として用明天皇を輔け給ふ事になり、篤く佛教を信ぜられたので佛教が盛になつた。

二、蘇我物部二氏の争

① 争の遠因

- (1) 保守派と進歩派 物部氏は可美眞手命の後裔で神代以來軍事を司り、保守的傾向があり、蘇我氏は武内宿禰の父祖以來(三藏檢校滿智の曾孫が稻目)朝鮮經營に關係し、外國の事情に通じ、進歩的傾向を持してゐた。
- (2) 新舊の勢力 物部氏は神代以來の舊家で、舊豪族の勢力を代表し、蘇我氏は武内宿禰、蘇我滿智以來擡頭した新豪族で新興勢力の代表だから、兩者は勢ひ對立的になる。
- ② 近因 佛教傳來 欽明天皇の朝に百濟から佛教が傳來した時、大臣蘇我稻目は之を禮拜すべしと主張し、大連物部尾與は是に反對して茲に兩勢力の正面衝突。
- ③ 經過
- (1) 稻目尾與の争 稻目は天皇から佛像を賜はり向原の己が家を寺として禮拜したが、丁度疫病流行の爲



に、尾與は國神の崇りとなし、寺をやき佛像を難波の堀に投じた。

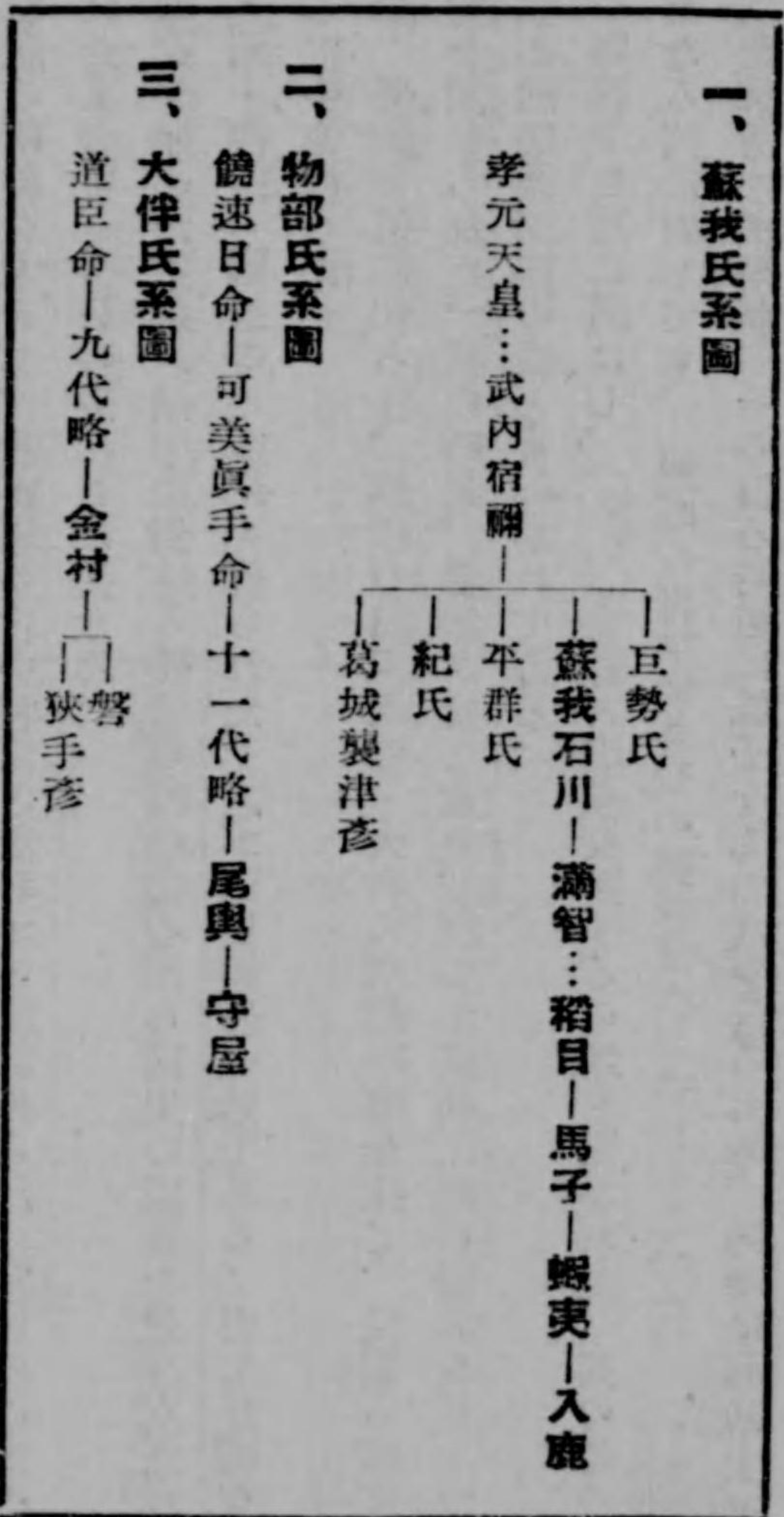
(2) 馬子・守屋の争  
敏達天皇の御代に至り蘇我馬子は父稻目の志を繼いで崇佛に熱心であつたが、物部守屋は父尾與の志をうけて、中臣勝海と共に之に反對した。

(3) 皇位繼承問題 敏達天皇崩御後、皇弟穴穗部皇子は守屋と結んで即位しようとなさつたが、馬子は之に反對して用明天皇を立て奉つた。そこで馬子は守屋を攻め殺し遂に物部氏を滅ぼした。

三、聖德太子の御事蹟 (東高師・陸幼・美術・小樽高商・長崎高商・山口高商・昭六高等試験行政科)

用明天皇について崇峻天皇、其次に敏達天皇の皇后炊屋媛が即位せられた。之を推古天皇と申上げ、女帝の始である。天皇は厩戸皇子を皇太子と定められた。聰明な太子は攝政として政治上種々の方面に絶倫の精力を傾けられ、偉大なる事蹟を残された。後世、御徳を稱へて聖德太子と申上げる。

① 政治の御精神 太子は佛教・儒教等に通ぜられ、又當代の内外の事情に精通し給ひ、當時の我が國情に對





し、最も適切な政治の改革を行はれた。

- (1) 儒教・佛教にとらはれず、我が國民固有の思想を根本とされた。
- (2) 外國文化を取入れて、我が文化の進展をはかられた。

② 新政の要點

- (1) 曆法 百濟の僧觀勒の奉つた曆本に基いて、曆法を定められた。
- (2) 冠位制定 冠位十二階(德・仁・禮・信・義・智の六階を大・小に分けて十二階)を定めて上下の身分を定め、人材登用の途を開かれた。當時は貴族が權を専らにし、やゝともすれば朝廷をないがしろにする有様であつたので、太子は舊來の家に格に關せず、勳功あるものに高位を授け、人材登用の途を開かれたのである。
- (3) 憲法の制定 儒教・佛教の精神を本とし、我が國の古い習慣と調和する様に作られ、官民の心得べき政治・道德の大本を示されたもので、今日の憲法とは異なる。
- (4) 國史の編纂 此の頃國交を始めた支那(隋)に對する體面維持の御心から國史の編纂を思ひ立たれ、馬子と計つて、天皇・臣・連・伴造・國造等の本紀を作られた。之が國史編纂の始である。併し此國史は蘇我氏滅亡の際灰燼に歸して今傳はらぬ。
- (5) 佛教の興隆 太子は篤く佛教を信仰せられ、攝津の四天王寺・大和の法隆寺等而建て、又親ら經文を講せられて、佛教興隆に力を用ひられた。其の結果、佛教が盛となり、従つて美術工藝の發達を促した事も多い。それで、太子は我が國美術工藝の祖とも仰がれてゐる。
- (6) 支那との交通 大禮小野妹子を隋に遣はし、(七二六)支那と直接交通するの端を開かれた。其の時の國書は大國にして先進文明國なる隋に對しても、對等の自主的外交の御態度が示されてあつた。(3參照)妹子の歸國する時に隋使(斐世清)が來朝、その歸る時更に妹子をして之を送らしめ、同時に高向玄理、

南淵請安・僧旻等を留學生として送つた。

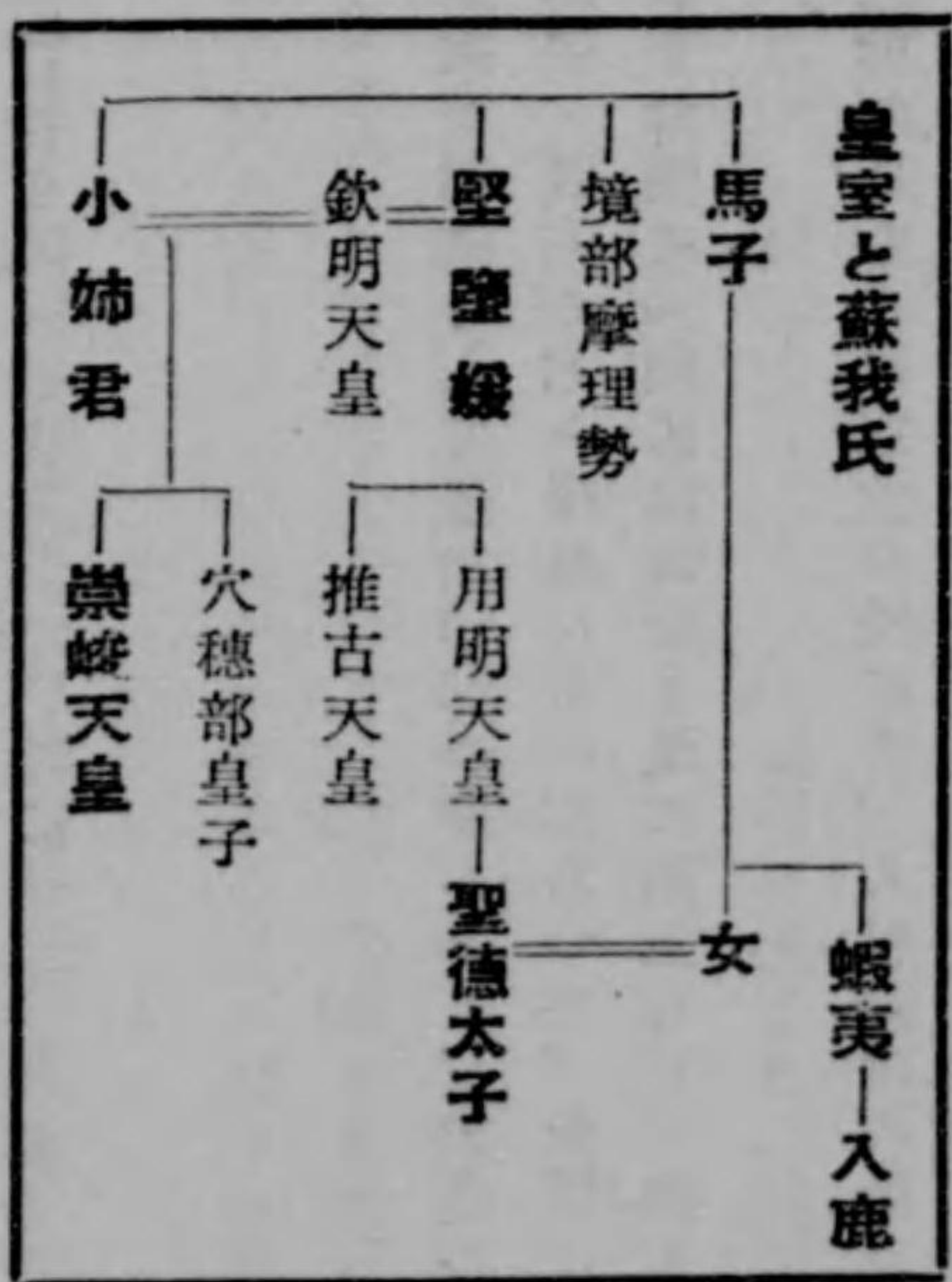
四、蘇我氏の專横と滅亡

① 專横と其理由

- (1) 馬子 物部氏滅びて後は蘇我氏のみ獨占的勢力を振ひ、馬子は聖德太子と結んで專横を極めた。
- (2) 蝦夷 子の蝦夷は舒明・皇極二天皇を擁立して專横を極めた。
- (3) 入鹿 己が邸を宮門、子を王子と稱し、出入は行幸になぞらへる等の事あり、聖德太子の御子山背大兄王を除き奉る等の不敬の行があつた。
- (4) 專横の理由 物部氏なき後は獨占的勢力を持ち、物部氏其他弱小氏族の土地人民を併せて富力強大なる上に政權を左右し、天皇擁立を擅にした。蓋し文化的指導の地位にあつた歸化人を支配する蘇我氏は、革命的な支那思想にかぶれて、忠君愛國天皇中心の我固有思想を忘却したからである。

② 蘇我氏の滅亡(海兵)

- (1) 反蘇我熱 蘇我氏の無道には何人も義憤を感じつゝ、も其の勢力の強大さに抵抗し得るものが無い。此の時に當り、博學で智略ある中臣鎌足が中大兄皇子と圖り、蘇我石川麿等を誘つて蘇我氏討滅の計をなした。
- (2) 入鹿誅滅 かくて皇極天皇の四年三月、三韓入貢の日、大極殿に於て遂に入鹿を誅して先づ凱歌をあ



げた。  
(3) 蝦夷自殺 入鹿誅滅をきいた父蝦夷は、皇子へ反抗の用意をしたが、皇子は彼の臣下に順逆の理をさとされたので、皆逃げ去り、蝦夷は自邸に火を放ち圖書や寶物を焼いて自殺した。時に一三〇五年。

**考察問題**

1 聖德太子の治國上の御理想 (海兵)

① 憲法にあらはれた御精神 當時の豪族は甚だ専横で佛教傳來を動機として蘇我物部の争があり、天皇の御即位に迄もくちばしを入れるのみか、土地人民を私有し、馬子・蝦夷の如き横暴なものがあつた。此間に於て、太子が皇室中心の集權政治を理想とせられた事は憲法第十二條に「國に二君なく民に兩主なし、率土の兆民、王を以て主となす」とあるのでも明かである。

② 冠位の制定 冠位十二階を定め、舊來の家格に關せず、勳功あるものに冠位を授けて、人材登用の途を開かれた。

③ 對外的態度 高度の文化をもつ大國隋に對しても、自主的態度を強持し (國書の事) 支那文化をとり入れても我國固有の風を失はしめず、之がかてとして攝取した。

2 憲法十七條の御精神と國體觀念

① 制定 推古天皇の十二年に。

② 特色—目的 現代の法律的憲法とは全く異なり、國民生活上の大方針を訓示された道德の教へで、太子は之によつて氏族の私有してゐた土地・人民を解放して、國民はすべて天皇の赤子、國土はすべて公地たらしめよう爲、國民上下の和衷協同、舉國一致の精神を説かれた。

③ 此御精神の系統 此御思想は實に大化新政の御精神であり、ひいては明治維新の指導精神でもある。

第一條 和を以て貴しとなし、忤ふことなきを宗となせ。(國民上下の融和協力一致)

第三條 詔を承けては必ず謹め。(我國の君臣關係は神代の昔から定まつてゐて亂すべからざるものだからよく守れと、暗に蘇我氏などの専横を抑へられたもの。帝國憲法第三條の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」に其御精神が傳へられてゐる。)

第十二條 國司國造は百姓より勉めとるなかれ、國に二君なく民に兩主なし、國民は王を以て主となすべし (官吏の重税賦課や豪族の専横を抑へ、君民の大義を明かにされたもの、即國土國民は凡べて天皇に屬し統治の大權は天皇に屬する事を強調されたもので、つまり皇室中心主義の御理想を示されたもの。大化改新に於ける中大兄皇子の御言葉、公地公民の新制も此御精神の實現である。)

第十七條 夫れ事は獨り斷ずべからず、必ず衆と俱に論ずべし。(我國太古よりの合議制を汲まれ、國民の意志を尊重すべき事をのべられたもので、明治天皇の「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」との仰せと同じ御趣旨である)

3 聖德太子の支那との交通に就きて述べよ (廣高師) 聖德太子の外交と其御態度について (陸士)

(1) 推古天皇以前の支那文化は皆朝鮮經由だつたが、太子は直接支那に使を遣はされた。當時の支那は、隋の煬帝の頃で、船遊びの爲に三百里の運河を作つたといふ位の國運盛んな時だつたから他の國々を屬國視してゐた。

(2) 太子は推古天皇の十五年大禮小野妹子を使節として隋に遣はし、其國書に「日出づる所の天子、書を日没する所の天子に致す。恙なきや」とあつたので、煬帝は一度は其の無禮を怒つたが、妹子の活動宜しきを得て、妹子の歸國に際しては、斐世清等に送らせた。翌年斐世清の歸國に際し妹子をして更に送らしめたが

其の時の國書にも「東天<sup>ヤマトノスラミコト</sup>皇<sup>ウツクシノミコ</sup>敬<sup>ウツクシノミコ</sup>白<sup>ウツクシノミコ</sup>西<sup>ウツクシノミコ</sup>皇<sup>ウツクシノミコ</sup>帝<sup>ウツクシノミコ</sup>」とあつて、どこまでも對等の交際を結ばれた。當時の隋と我國とは、國力も文化も比較にならぬものがあつたが、かゝる強國に對しても、敢へて卑屈なる御態度のなかつた事は、我國の爲に、毅然たる御精神がありがたく拜せられる。

(3) 再度妹子の使するに當つては、南淵請安・高向玄理・僧旻等の留學生を伴つた。之等の中には滯支三十年にも及ぶものがあり、歸朝しては其の貯へたる學識を傳へ、大化の改新に大功を立てたのである。

#### 4 遣隋使派遣以前に於ける支那文化の傳來について記述せよ(大分高商)

面白い問題である。不用意の人には一ぱいくはされる問題である。なぜか、遣隋使「以前」であり、「支那」文化である。支那文化の直接的傳來は聖德太子の遣隋使(推古天皇の十五年)にはじまる。その以前の支那文化は皆朝鮮經由のものであつた。それは、阿直岐、王仁によつて齎らされた漢學儒教をはじめ、大陸工人の渡來がそれである。只こゝに、欽明紀の佛教が支那朝鮮をへて傳來したけれども、之は勿論支那文化ではなく印度文化である。之をも混同するか否かも試験官の見ようとする點だと思ふ。これだけの事を記せば、前にある項目で、どこに、この問題の答があるか判明すると思ふ。

#### 5 聖德太子と佛教との關係につきてのべよ

(1) 推古時代の佛教の隆盛 聖德太子は篤く佛教を信じ、親ら經典の解釋書を著はされたり、諸王、諸臣に講義され、又蘇我馬子等と共に盛に奨励されたので、佛教は非常に盛になつた。(2) 聖德太子は難波に四天王寺を、大和に法隆寺を建立され、馬子は大和に法興寺をたてた。かくて、佛教の隆盛は建築美術工藝等の隆盛を招來し、鞍作鳥(鳥佛師)、曇徴(法隆寺の壁畫をかく)等も出た。

#### 6 聖德太子の御事業と大化改新との關係(四六頁問題2参照)

#### 7 法隆寺(浦和高・長崎高商・東府高・八高・益岡高農・神戸高工・京城高商)

(1) 奈良縣法隆寺村にあつて、推古天皇の御代、聖德太子の建立に係る。

(2) 金堂・五重塔・中門・廻廊は世界最古の木造建築物である。

(3) 金堂内の壁畫(曇徴の作)釋迦三尊(止利佛)藥師三尊(阿)玉蟲厨子などの美術工藝には、朝鮮支那遠くは中央アジア・ギリシアの藝術をも包含すると稱せられ、法隆寺は世界に誇るべき藝術の寶庫である。

#### 8 上古に於ける美術工藝の發達

##### ① 應神天皇以後

(1) 百濟より縫工・織工・木工・鍛工來朝。

(2) 新羅より船匠來朝。

(3) 弓月君養蠶・織物の業を傳ふ。

(4) 支那の機械・裁縫の工女來朝。

(5) 雄略天皇の朝支那より織工・縫工・百濟より陶工・畫工來朝。之等の人々の來朝と天皇の産業御獎勵で發達した。

##### ② 推古天皇時代—飛鳥時代(文問3参照)

#### 9 飛鳥時代(推古時代)の宗教及美術工藝について

① 飛鳥時代 推古天皇から持統天皇まで約百年大和の飛鳥地方に皇居があつたので、此時代を飛鳥時代又は推古時代といひ、當時の美術工藝を推古式(飛鳥式)といふ。

② 宗教 聖德太子と佛教の項参照。

③ 美術工藝

(1) 推古式の特徴 佛教關係のものが多く、支那文化の模倣で未だ日本化してゐない。

(2) 佛教の盛となるに従ひ、寺工・瓦工・佛工・畫工などが朝鮮から來り、建築・彫刻・鑄金・繪畫・刺繍などの美術工藝が著しく進歩した。著しいものでは、法隆寺金堂、四天王寺五重塔の建築、鳥佛師(鞍作鳥)の作る金銅釋迦三尊像・藥師三尊像の如き彫刻、曇徴の法隆寺金堂の壁畫等がある。又刺繍では聖德太子の妃が太子の死を悲しんで作る事を願はれたといふ天壽國曼陀羅の圖が有名である。

### 第四章 社會組織と國民道德

#### 一、氏族制度 (陸士・廣高師・和歌山高商)

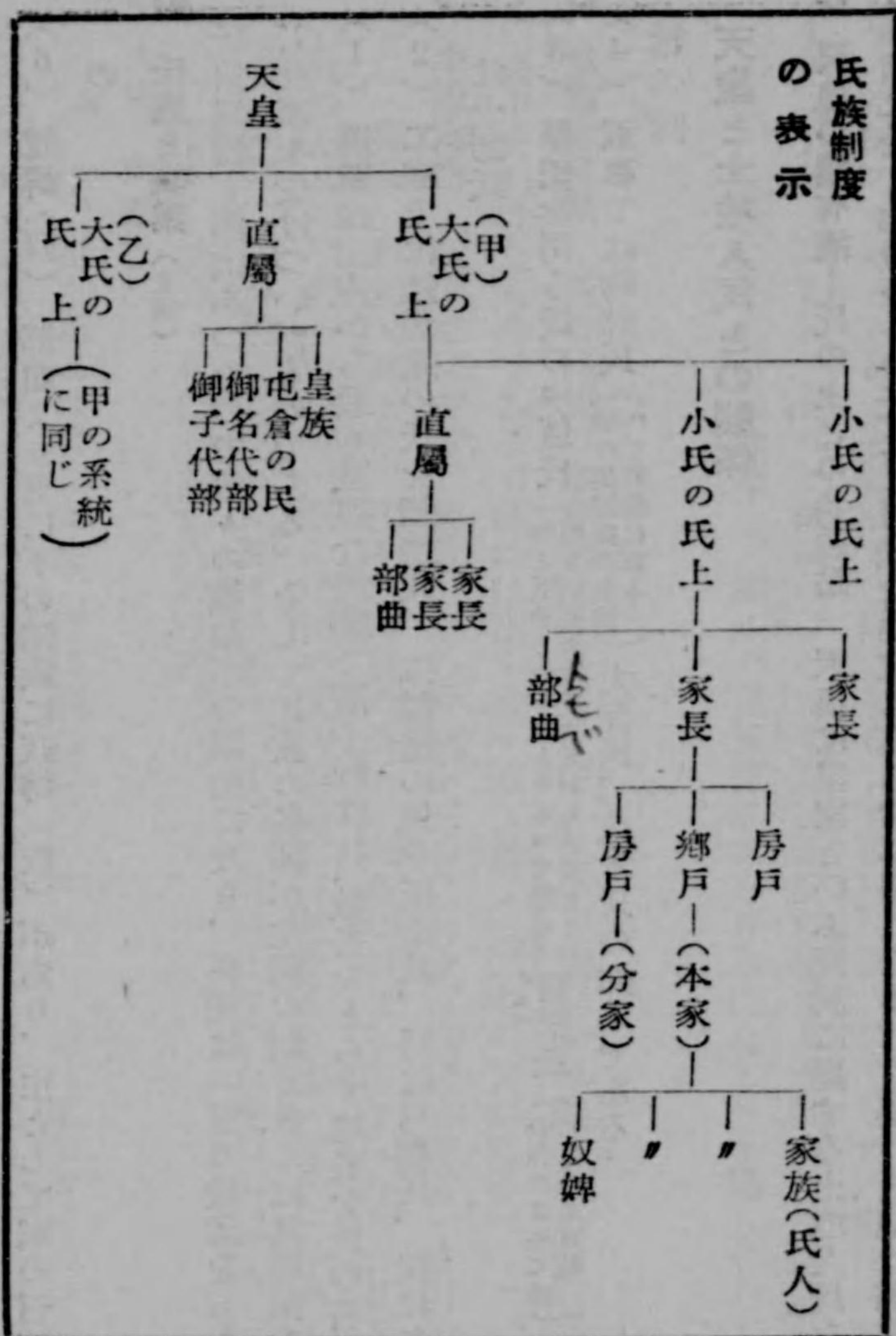
① 意義 我國上古の社會組織は氏族制度であつた。氏族といふのは同じ祖先から分れ出た血族團體の事である。我國民は古から祖先を尊び血族を重んずる美風があり、同祖の一族はよく團結して社會の一單位をなし、之が相集つて社會を組織し、天皇に統御されて居たものである。

#### ② 氏の組織

- (1) 大氏と小氏 此氏族は時代がたつて人口が増すから氏族も無數に擴大する。そこで其の中に本筋(本家の筋)の系統と分れ(分家の筋)の系統が出来る。其本筋を大氏、分れを小氏といふ。大氏・小氏何れも、氏の中に屬する人々を氏人、氏のかしらを氏上といつてゐた。
- (2) 支那關係 大氏は小氏を支配する事になつてゐたから
- 甲、大氏の氏上は(1)直接に自分の氏人と小氏の氏上とを統べ、(2)間接に小氏の氏人を統べるし、乙、小氏の氏上は小氏の氏人を統べ、大氏の氏上に服従する事になる。そして、大氏の一番本元がつまり

皇室といふ事になる。

(3) 家 氏は小氏と雖も大勢の血縁者の集りだが、其中、親子、夫婦、兄弟、姉妹の如く、より近い血族の集りを家といふ。(この家も數十人の大家族で、正系の家を郷戸、傍系即分家を房戸といひ、郷戸の首領が家長になつてゐたものである。)



(4) 氏神 氏人は同一の所に住み、同一の祖先を祀り、常にその勳功をたゞへて加護を祈り、君國につくさうと努めた。此祖神を氏神といひ、氏人を氏子といふ。而して日本國民の總氏神は、天照大神で、國民は同一系統たる意識を強め得たのである。

(5) 部曲の民 氏人の外に氏の一部分として部曲の民といつて氏人より一階段下の民があつた。一種の奴隸階級で、氏の所有財産として扱はれ、技術的勞働に従事したもので

ある。(起源は明かでないが、大和民族に征服されたもの及其子孫らしい。)

(6) 奴婢(奴) 部曲より更に下の階級に奴婢(奴)があり、主として家の召使・下男の如き仕事をしたもの。

③ 氏族と職業 (五高)

氏族團體も澤山あつたので色々の職業が分業的になり、各氏は一定の職業をもち、氏人と部曲の民が代々同じ仕事を受けついでものである。そして氏族の名稱が左記の如く多くは其職業をあらはしてゐた。

(1) 農業は上古から最も重要な産業で廣く行はれ、職名をとらず地名を氏の名としてゐた。(葛城氏難波氏)

(2) 工業では鏡製造の氏を鏡造氏、玉製造の民を玉造氏、弓は弓削氏、矢は矢作氏、機織は服部氏、陶器は土師氏

(3) 祭祀を司る氏の中臣氏(神と臣子との中をとりもつて祭を司る中臣ナカツオミからナカトミ) 齋部氏(いみきよめて神に仕へる意味)

(4) 軍事では物部氏(物の具即兵器を携へて武備に當る) 大伴氏、久米氏の如くである。

二、天皇と土地人民との關係

① 天皇の領有權—氏の上との共通點 天皇は皇室といふ氏族に屬する土地人民を所有せられるので氏上といふ點に於て他の多くの氏上と同様な地位に立ち給ふ事になる。直屬の土地は御縣、屯田などいひ、直屬人民を御名代、御子代の民などいひつた。

御名代の民とは天皇・皇子・后妃などの御名を後世に傳へる爲に定められたもの。(例へば景行天皇が日本武尊の爵に於て長谷部を定め給へる如き)

御子代の民とは其御子なきとき御名の亡びないやうにと定められたもの(例へば仁德天皇が八田皇后の爵に矢田部を、清寧天皇が御名白髮によつて白髮部を定め給へる如き)

② 天皇の統治權—氏上との差 ところが、天皇は同時に日本民族を構成する氏族全體の大家族の族長として普く全國の土地と人民とを統治する權力をもつて居られる。かくして天皇は一面には皇室直屬の土地人民を領有されると同時に、他の一面にはすべての氏族團體に屬する土地人民を統治せられたので、古語には「普天の下、玉土にあらざるはなく、率土の濱王臣にあらざるはなし」と稱してゐる。

三、姓の制

① 意義と種類 氏の格式の尊卑を示す名稱を姓といひ、政府を組織するのに官制がなく、姓の制度で官職の高下をわけたものである。姓には臣・連・直・首・造等の別がある。

② 血統と姓 我國では古昔、神代以來の血統を三つにわけ、皇別・神別・蕃別とした。即ち

(1) 皇別 神武天皇以來、代々の天皇の皇子で天皇におなりにならぬ方が臣下の列に下り、ふえて氏族となつたもの。例へば孝元天皇の子孫で武内宿禰、其後なる巨勢・蘇我・平群・葛城の諸氏。

(2) 神別 天神地祇の系統に屬する神々の子孫の氏族となつたもの(道臣命—大伴氏、饒速日命—物部氏)

(3) 蕃別 支那・朝鮮の歸化人の子孫。

③ 大臣、大連

右の姓の中、臣と連とは最も貴く、臣は概ね皇別の諸氏に、連は概ね神別の諸氏に賜はつた。臣連の中から特に選ばれて大政に參與するものを大臣・大連と云つたが、之は成務天皇の時、武内宿禰に大臣を、仲哀天皇の時に大連を賜はつたのが始まりである。雄略天皇の御代、大臣・大連を並べおかれてから政府の最高官

名の如くなり、前記三別諸氏の統領として政治に與つた。

#### 四、氏・姓の變遷

- ① 氏姓紛亂と盟神探湯 姓は元來氏に具つて、其の社會上に於ける身分の高下と政治上の官職の高下とを示すものであつたが、歲月經過と共に、氏姓の關係に紛亂を生じたので、允恭天皇の時、盟神探湯を行つて之を正された。(之は神意裁判であつて、神前で正直を盟ひ、熱湯の中に手を入れる。若し其人が正しければ手はたれないと信じられたものである。)
- ② 庚午年籍 大化改新に方つて氏族制は廢されたが、氏姓を重んずる精神は衰へず、天智天皇の時、庚午年籍といふ戸籍を作つて氏姓を正された。
- ③ 八等の姓 天武天皇は從來の姓を改めて、眞人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置の八等の姓を定め、身分の高下を分け、別に位階の制を正して官職の高下をわけられた。(即ち、元の姓の如き二重の意味なく、身分位階の制に分かれ、たわけである。)
- ④ 新撰姓氏錄 桓武天皇の御代、姓氏目錄を撰し、更に嵯峨天皇の御代には、新撰姓氏錄を編纂し天下の姓氏を分つて、皇別・神別・蕃別の三つに分け、氏族の本源を明かにされた。
- ⑤ 氏と苗字 氏も子孫が繁榮し、一族が増加するにつれ、更に稱號を分つ必要が起り、新に苗字が生れた。例へば藤原氏の内から近衛氏、鷹司氏、九條氏、二條氏、一條氏等が出で、橘氏から楠木氏、和田氏が、源氏から新田、足利、徳川、山名の諸氏が、平氏から北條、三浦、梶原、土肥の諸氏が出た如きである。

#### 五、上代の風俗

- ① 衣服 貴賤によつて違ふが、極めて質素である。多くは絹か麻・楮の皮で織つた筒袖の衣を上部に着て大抵左衽にし、帶を前に結び、下衣はズボンのやうな袴をはいてゐた。之も朝鮮支那からの織工縫工の渡來によつて支那風が加味されて來た。
- ② 食物 神代から所謂五穀が常食で、中でも米を主要食としたが、野菜や鳥獸肉もたべた。味付けには鹽、酒もあつた。料理には火を用ひたが、發火法は木と木とのすり合せであつた。
- ③ 住所 之は地を掘つて柱を建て、藤葛で結び固め、屋根は茅で葺いた。今日の伊勢神宮社殿の如く、屋根の上には×形の千木、丸い形のカツヲ木をおく。しかし臣下の家では千木カツヲ木は許されず、低い家。下民には穴居者もあつた。

#### 六、古代の産業

我國は四面環海の細長い群島で、到る處山脈あり、森林、原野、河川、湖沼が多から漁業、狩獵、牧畜の如き原始産業が遍く行はれてゐた。之等の事は漁業用の錘や鈎、狩獵用の石鏃、石斧、石槍などの石器時代の遺物からも、神話や傳説からも立證される事である。

- ① 農業 我國は温帯で又氣候風帯に位し、多雨地方に屬し、米産に適してゐるから、自然農業を主要産業とし、之についての記事が神話に散見して居る。豐葦原瑞穗國の名は稻の豊かな生産の美稱である。そして歴代の天皇は、灌漑、築堤等によつて農業を保護奨励された。
- ② 工業 工業は幼稚な手工業ではあるが、神話にも養蠶・機織・醸酒・武器・食器・日用家具類の製作及天地根元造といふ住宅建築の行はれた事などが見えてゐる。
- ③ 商業 上古は自給自足の經濟生活で商業の見るべきものなく、後交通の範圍の廣まるにつれて、物資の交換も行はれ、行商と市場から座商が發達した。

七、國民道德

① 國民思想の歸一性 上述の通り、(1) 上古に於て皇室も諸豪族も各々私有の土地人民があり、封建的形態をなしてゐたが、皇室直轄の土地人民は諸國に亘つて廣大であり、(2) 島國たる爲に他民族の攪亂にあふ事がないので、常に皇室を中心として皇別、神別はもとより蕃別の系統までも互に同化し、一體化して何等區別なき一族となつた。(3) 故に皇室の御血統は遍く國民全體に行きわたり、遂に凡てが同一系統からの分れとなり、其祖先は天照大神となる。だから皇室は諸氏の本家であり、全國民の大宗家におほします。即ち氏族制度によつて構成された古代の社會組織に於て、皇室は凡ての結合の中心であらせられ、「皇室中心」といふ國民思想の一に歸する基礎になる。

② 政教兩面の中心 天皇は絶対無邊なる統治權を總攬して政治の中心に立たせられるのみでなく、祖神の祭祀に當らせられ、教化の中心にたゞせ給ひ、國民は政教兩面の中心として天皇を景仰し參らせたのである。天皇の神聖不可侵の精神は國民思想の根柢をなすものである。

③ 君民關係 國民は天皇の絶対無邊なる統治權の下にあつて安んじて生業に従事し、皇室を推戴し奉り、國土を擁護し、國民生活の健全なる發達に努力して來た。皇室は絶対至高の立場に居られて、氏族の末々まで慈愛をたれ給ひ、君民の關係は「義は君臣にして情は父子」の如き親しさに満ちてゐた。

④ 臣道精神 記・紀・萬葉等に見える神話傳説歌謡は古代の純粹なる日本精神を傳へ、臣民たる責任の全部を一身に負ひ、すべてをあげて君に捧げ盡す精神を中心とするものであつた。たへとば大伴家持の「海ゆかば水漬く屍、山ゆかば草蒸す屍、大君の邊にこそ死なめ、顧みはせじ」とある如き、臣道精神の精華を強調せるものである。要するに、我國民思想は西洋流の個人主義や自己實現説などの如く、個人から出發するの

でなしに、忠君に歸一する體統をなしてゐたものである。

考察問題

1 氏族制度の利弊

① 利 氏族制度が正しく行はれた時代は、祭祀・政治・軍事・學問・工藝等夫々の家業が専門に世襲されたから、各方面の文化は進歩發達した。

② 弊 (1) 各氏族の世襲の家業がやがて沈滞して進歩發達がなくなり。(2) 人材登用の道が塞がれて社會の進歩はなくなつた。(3) 政治上、中央では大臣大連等が何れも廣大な土地人民を私有して勢力強大となり、地方では國造縣主の如きも夫々割據して政治を私し、主君となつて人民を支配するが如き形勢となつた。そこで政治上の變態が生じて我國政治の本體に悖ることになつた。

③ 氏族制度の廢止と其結果 大化新政によつて氏族制度を廢し、氏族私有の土地人民を公收したので、形式は滅びたが、永い間此制度に培はれた國民固有の祖先崇拜、君民一體の精神は、爾來我國民の間に永く生々と躍動してゐた。

2 盟神探湯(長崎高南・神皇)

上古に行はれた一種の裁判法で、熱湯の中に手を入れさせ、手の爛れた者を罪人に決する。應神天皇の時武内宿禰の弟が兄を讒言したので、兄弟に探湯をさせた所、弟は手が爛れたが、兄宿禰は何ともなかつたといふ。又允恭天皇の朝、姓氏の紛亂を正す爲に之を行つた。此の時不正なものは偽りの露はれるのを怖れて探湯をしなかつたといふ。

3 上古に於ける大臣・大連家の盛衰(東高師・文德)

① 大臣家

(1) 蘇我氏 武内宿禰の子石川麿から出で、其子滿智が雄略天皇の朝に三藏を掌るに及び、一家繁榮の基を開き、其曾孫稻目に至り、其女を天皇に納れて外戚となり、用明天皇の時、佛教傳來を機として、馬子が物部氏を滅ぼした後は、權勢並ぶものなく、專權時代となり、入鹿に至つて積惡極まつて誅せられ、遂に滅亡した。

(2) 平群氏 武内宿禰の子木薨より出で、子眞鳥は雄略天皇以後四朝に歷事し、其子鮪と威福を恣にし、たので、仁賢天皇の時父子共に誅せられて滅亡。

(3) 葛城氏 武内宿禰の子襲津彦から出た。襲津彦は神功皇后、應神天皇に事へて功あり、女磐之媛が仁徳天皇の皇后となり、履中、反正、允恭三天皇を生み奉つたので、葛城氏これより榮え、子圓は履中天皇から安康天皇まで四朝に事へたが眉輪王の變に關係し、雄略天皇に誅せられて滅亡。

② 大連家

(1) 大伴氏 道臣命の後裔で、大伴室屋が雄略、顯宗兩天皇に仕へ、其孫金村は、仁賢天皇以後六朝に歷事し、武烈繼體二帝擁立の功で勢がよかつたが、對韓政策を誤つて失脚してから衰へた。

(2) 物部氏 可美眞手命の後裔で大伴氏と共に世々武事を掌つた。蘇我氏が筑紫の磐井の叛を平げるに及び、大伴金村と拮抗、大伴氏の衰運に代つて蘇我氏と對立、守屋に至つて佛教傳來問題からの抗爭で遂に蘇我馬子に殺されて滅亡。

國威朝鮮に及び、半島は文化の大タンクたる支那から日本へ之を流入する大きな樋となり、應仁天皇の御代以來漢學技術の渡來を見、欽明天皇時代には佛教が傳來し、思想・殖産興業其他の方面に於て、少からざる影響を示したが、聖德太子攝政の時に至つて佛教は頗る盛となり、工藝美術など著しい進歩を見た。所が此間にあつて大伴・物部等の諸氏は各一族を率ゐて其職を世襲して皇室に仕へてゐたが、景行天皇以來の功臣武内宿禰の裔なる諸家中、蘇我氏が滿智の三藏檢校から勢力を得、佛教傳來を機として物部氏を滅ぼしてから、勢力獨占、やがて蝦夷・入鹿等專横不臣の行が多く、遂に亡ぼされるに至つた。

附表二 時代概観 (二)

中古史 第一期 律令制定時代 概観

大化改新といふ空前の大仕事は、日本の社會組織の建直しだつた。氏族制度で豪族の横暴にたへ兼ねた皇室は、中大兄皇子・藤原鎌足の決死的努力によつて先づ蘇我氏打倒を決行し、密々の内に新社會建設の計畫をたて、遂に大化改新となつて新建設の事業は開始された。之から約六十年を第一期とし

五、文物の傳來……………二八

六、神功皇后新羅征伐及び効果に就て記せ  
(陸幼・師二)……………三三

七、我が國が上古朝鮮半島の經營に失敗したる原因……………三三

八、任那日本府の設置より其廢止に至る迄の經過の概略を述べよ(海機)……………三三

重要問題集 第二 (奈良) 時代迄

一、大化改新(陸士・美術・專檢・山形高)……………四三

二、我國上古の氏族制度が如何なる弊害に陥つたか、其甚しいものに如何なるものがあつたか、それで其弊害は如何にして改められたか(師二)……………四五



附表一 時代概観(一)  
神代上古史の展望

- 第一期 太古時代(開闢→神武即位)
- 第二期 皇威發展時代(神武→成務八五〇年)
- 第三期 朝鮮服屬時代(仲哀→任那滅亡約三七〇年)
- 第四期 佛教傳來時代(欽明→皇極約一〇〇年)

我大八洲國を開かれたといふ諸冉二尊の御子天照大神は此國を御子孫に治めさせようと、御孫瓊々杵尊に神勅を下し、神器を賜うたので、尊は日向に下り給ひ、三代後の神武天皇御東征、橿原宮に御即位あり、約六百年の後の崇神天皇から成務天皇の頃までに皇化は全國に普く、次いで神功皇后の三韓征伐に依て國威朝鮮に及ぶや、半島は文化の大タンクたる支那から日本へ之を流入する大きな樋となり、應仁天皇の御代以來漢學技術の渡來を見、欽明天皇時代には佛教が傳來し、思想・殖産興業其他の方面に於て、少からざる影響を示したが、聖德太子攝政の時に至つて佛教は頗る盛となり、工藝美術など著しい進歩を見た。所が此間にあつて大伴・物部等の諸氏は各一族を率ゐて其職を世襲して皇室に仕へてゐたが、景行天皇以來の功臣武内宿禰の裔なる諸家中、蘇我氏が滿智の三藏檢校から勢力を得、佛教傳來を機として物部氏を滅ぼしてから、勢力獨占、やがて蝦夷・入鹿等専横不臣の行が多く、遂に亡ぼされるに至つた。

上古史略年表 (神武!蘇我氏滅亡!太字の分記憶必要)

天皇	即位紀元	紀元	重要事項
神武	一〇	五七三	橿原宮即位
崇神	二五	六五六	四道將軍派遣
垂仁	二八	六五九	鏡・劍遷祀(五十鈴川邊)
景行	二七	七五七	殉死の禁
仲哀	四〇	七七〇	日本武尊熊襲征伐
仲哀	九	八六〇	同蝦夷征伐
仲哀	八四	九四四	神功皇后新羅征伐
仲哀	八五	九四五	阿直岐來朝
欽明	一三	一一二	王仁論語千字文を傳ふ
用明	二	一二二	佛教傳來
用明	一五	一二四七	馬子・物部守屋を殺す
推古	一五	一二六七	小野妹子遣隋
皇極	四	一三〇五	聖德太子攝政(三五三—八) 蘇我氏滅亡・大化改新

重要問題集 第一 (上古史部)

- 一、我が國體の淵源……………一
- 二、歴史を學びて我國體の如何に世界無比なるかを知れりや、大要を述べよ(大阪外語—講評・答案)……………四
- 三、伊勢兩大神宮の御鎮座及御遷宮に就て記せ(一高—講評)……………一四
- 四、上古朝鮮半島に於ける我が勢力の消長(東高師・八高・海機・弘前高・臺北高商)……………二六
- 五、文物の傳來……………二八
- 六、神功皇后新羅征伐及び効果に就て記せ(陸幼・師二)……………三二
- 七、我が國が上古朝鮮半島の經營に失敗したる原因……………三二
- 八、任那日本府の設置より其廢止に至る迄の經過の概略を述べよ(海機)……………三二
- 九、聖德太子の御事蹟……………三七
- 一〇、聖德太子の治國上の御理想(海兵)……………三〇
- 一一、聖德太子の支那との交通に就きて述べよ(廣高師)……………三二
- 一二、遣隋使派遣以前に於ける支那文化の傳來について記述せよ(大分高商)……………三三
- 一三、上古に於ける美術工藝の發達……………三三
- 一四、氏族制度(陸士・廣高師・和歌山高商)……………三四
- 一五、天皇と土地人民との關係……………三六
- 一六、國民道德……………四〇
- 一七、氏族制度の利弊……………四二
- 一八、上古に於ける大臣・大連家の盛衰(東高師・文檢)……………四二

附表二 時代概観(二)

中古史 第二期 奈良時代 概観

大化改新といふ空前の大仕事は、日本の社会組織の建直しだつた。氏族制度で豪族の横暴にたへ兼ねた皇室は、中大兄皇子・藤原鎌足の決死的努力によつて先づ蘇我氏打倒を執行し、密々の内に新社会建設の計畫をたて、遂に大化改新となつて新建設の事業は開始された。之から約六十年を第一期として律令制定時代とする。即ち唐の制度を模倣して新組織を樹立したのだ。先づ私有地・人民の公有化、國司・郡司の任命、班田法・租税制度・徴兵制度を實施して、法規の制定にかゝり、遂に改新後五十六年をへて大寶律令が出来あがつた。大寶律令が完成すると、中央集権による國家組織の大規模化から奈良奠都を必要として第二期に入る。奈良朝は即佛教隆盛時代で特に其クライマックスは聖武天皇時代だつた。佛教の隆盛は僧侶の榮達となり、僧侶の政治参加となり、茲に朝臣との間に問題が起る。支那對廣嗣、道鏡對押勝の如きが叛亂化し、遂に道鏡の專横に至つては政治と宗教の混交の弊が極端になつて來た。其處で清麿等の活躍となつて朝廷の衰兆をもちかへし、桓武の賢帝出でて平安時代に入る事になる。

中古史 第一、二期 略年表 (太字は記憶必要)

天皇	年號	紀元	重要事項
孝德	大化	元 一三〇五	始めて年號を立て、大化といふ
天智	智即位	元 一三二二	改新の詔下る
天武	武即位	元 一三二七	始めて令を制定(改新より十七年後)
弘文	文即位	元 一三三〇	近江大津宮遷都
天武	大寶	元 一三三二	庚午年籍を作る
天武	大寶	元 一三三六	壬申の亂(改新の反動改新より二十七年後)
元明	和銅	元 一三六八	大寶律令成る(改新より五十六年後)
聖武	武	元 一三七〇	和銅開珮鑄造
聖武	武	元 一三七二	奈良遷都
聖武	武	元 一三七三	太安麻呂古事記を上る
聖武	武	元 一三三三	風土記を上らしむ
聖武	武	元 一四〇〇	藤原廣嗣の叛
聖武	武	元 一四〇三	東大寺建立
孝謙	謙	元 一四一二	東大寺大佛成る
淳仁	仁	元 一四二四	惠美押勝の叛
稱徳	徳	元 一四二六	道鏡法王の位を授かる
神護	神護	元 一四二九	道鏡を貶し清麿召還
景雲	景雲	元 一四三〇	和氣清麿神託を奏す
光仁	仁	元 一四三〇	道鏡を貶し清麿召還

重要問題集 第二 (奈良時代迄)

- 一、大化改新(陸士・美術・専檢・山形高)……………四三
- 二、我國上古の氏族制度が如何なる弊害に陥つたか、其甚しいものに如何なるものがあつたか、それで其弊害は如何にして改められたか(師二)……………四五
- 三、左の國史事項につき連絡を付け、説明せよ  
氏族制度、聖德太子、大化改新、隋唐文明  
(東京高—講評)……………四六
- 四、聖德太子の改新事業と大化改新(姫路高—講評)……………四七
- 五、大寶律令の大意(各高・神皇・海機・東高師  
同女高師・陸士等)……………四九
- 六、大寶律令の國史上の意義(東女高師)……………五三
- 七、律令制定の理由を説明し、これと我上代政治との關係を述べよ(弘前高)……………五三
- 八、大寶律令内容の特色……………五三
- 九、大寶律令の内容を述べ且其の變遷に及べ(浪速高・佐賀高—講評・答案)……………五三
- 一〇、天智天皇の御事蹟に就きて述べよ(大阪高・四高)(答案注意—講評)……………五七
- 一一、聖德太子と天智天皇との兩御事蹟を比較し奉り、その歴史的關係を明かにせよ(山口高)(狙ひ所)……………五八
- 一二、奈良時代佛教政治と其餘弊……………六二
- 一三、奈良奠都の國家的意義……………六五
- 一四、奈良時代の佛教の特色(神皇)(注意)……………六六
- 一五、奈良朝の僧侶が社會的に勢力のあつた理由……………六七
- 一六、奈良時代に於ける佛教興隆の得失……………六七
- 一七、天平盛時の佛教興隆と當時の社會事業(大阪商大豫)……………六八
- 一八、飛鳥・寧樂(奈良)時代の佛教文化について(早高)……………六八
- 一九、奈良時代の文化の特色……………七三
- 二〇、奈良朝に於ける國史撰修の次第とその後世我國國民思想に及ぼせる影響に就きて記せ(横濱高商)(陥り易い點—講評)……………七四
- 二一、奈良時代の地方文化……………七六
- 二二、奈良時代文學美術の特徵(東高師)……………七六

## 第二篇 中古史

### 第一章 政治上の革新

#### 第一 大化改新（陸士・美術・事檢・山形高・昭四高等試験行政科）

##### 一、改新の由來

- ① 氏族制度の頹廢 大陸文物の輸入により我産業文化が進歩し、國家の大を致すにつれ、氏族制度の社會が大きな變化を來した。即ち人口増加によつて舊來の氏族が小氏族に分れ、氏族相互の平等關係は大員、大連等の朝政參與の大氏族の爲に不平等となつた。大氏族は多くの土地人民を私有し、臣・連等の官職を世襲し、やがて大伴、物部、蘇我等の有力なる大氏族の間に争が起り、遂に蘇我氏に勢力が集中するや、其威勢は皇威を押し奉るに至つた。
- ② 聖德太子の御新政 聖德太子は政治を改新して皇威を伸張せん爲、(1)冠位を制定して人材登用の道を開き、(2)憲法を頒つて國體を明徴にし、改新の思想的基礎を培はれ、且(3)隋と直接交通を開いて留學生を派遣され、先進文化輸入の道を開かれた。
- ③ 大陸文化の影響 當時の支那は三國以來分裂を續けてゐたが隋に至つて統一し、唐の時代となるや漢民族として最大の帝國をたて、文化、國勢、共に四隣を壓する勢であつた。内には我國内の情勢亂れ、外には支那の國運の隆々たるの時、先に小野妹子と共に支那に留學した學生僧侶が、進歩した隋唐の文物を見聞して

歸朝したので、彼地に做つて制度上の改革を行はうとする機運が起つた。

① 中大兄皇子と鎌足 時に兩雄提携、蘇我氏滅亡を機に、新歸朝の高向玄理、僧旻等の新知識と交り、遂に空前の大事業をなしたのである。

## 二、改新の準備

蘇我氏を滅ぼすことは、此の大事業の前提であつた。其の滅亡後孝徳天皇即位し、(1)中大兄皇子を皇太子に、(2)中臣鎌足を内臣に任じ、(3)左右大臣を置き、(4)高向玄理、僧旻を國博士とした。新政は之等の人々によつて斷行せられたのである。(5)即位第一年即紀元一三〇五年に、始めて年號を建て、大化と稱し、翌大化二年改新の大詔が下された。

## 三、改新の内容(東高師・神戸高商・海鏡)

- ① 公地・公民 皇族及臣連等の私有した土地人民を悉く朝廷に返上せしめ、公地・公民として天皇が直接治められる事になつたので、今迄豪族の苦使下にあつた人民も、はじめて直接皇恩に浴することゝなつた。
- ② 班田收授の法(陸士・西高長) 人口を調査して新に戸籍を作り、班田收授の法を設け、人毎に口分田(クワシタ)を授けた。(生れて六歳になると男は田二段、女は其の三分の二を與へ、死すると政府に返させる制度である。)
- ③ 官制改革 中央政府に八省百官を置き大臣・大連等の官職世襲を廢し、地方の國造縣主をやめ、新に國郡の區劃を定め、國司、郡司を置いて、政治の統一を圖り、家格によらず人材登庸の道を開いた。
- ④ 租庸調(山口高) 新に税制を定め、租、庸、調を人民に課する事にした。租は田地の收穫の一部を收めしめ、庸は力役の代に布米を納めしめ、調は織物等の産物を納めしめた。

⑤ 驛馬・傳馬の法 中央集權の結果、中央政府の命令が速かに地方に傳達する必要がある所から、驛馬、傳馬の法を定めて、之に便したのである。

## 四、改新の史的意義

- ① 新政の特色 新政は我國體と固有の風俗とを基調として、氏族制度の打破と時弊の除去とを遂げ、聖徳太子の御理想たる天皇親政の實を擧げる事になつた。併し新政の中堅者が支那文化を學んだ人々なので支那の政治組織と儒教精神とが澤山取入れられた。
- ② 新政の結果 (1)政治的には中央集權確立して皇權伸張し、(2)精神的には國民は天皇直屬の赤子である觀念を強め、人材が登用されて忠誠をつくした。(3)物質的には各人皆口分田を得て生活が安定し、従つて貧富の差が減少した。

### 考察問題

1 我國上古の氏族制度が如何なる弊害に陥つたか、其甚しいものに如何なるものがあつたか、それて其弊害は如何にして改められたか(師二)

〔注意を要する點〕 長たらしい問題だが、要するに「大化改新を行ふに至りし理由」(海兵海鏡)と「如何にして改められたか」を書く事になる。併し「理由」の方では、隋唐制度の影響とか中心人物が重要になるけれども、此問題では副次的になつて来る。

① 上古氏族制度に於ては大氏の氏上たる豪族が土地人民を私有し、官職を世襲してゐた所、年のたつにつれて勢力ある者が益々多くの土地人民を兼併し專横になつた。(弊害の點)

② 就中其甚しいものは蘇我氏で馬子、蝦夷、入鹿等、父子相次で皇室をないがしろにした。(甚しいものゝ點)

③ 大化改新に方つて、蘇我氏を滅ぼし、豪族の土地人民兼併を廢して、公地公民とし、天皇親政の中央集權制を立てたので、其弊は遂に改められた。(改められた點)

2 左の國史事項につき連絡を付け、説明せよ 氏族制度、聖德太子、大化改新、隋唐文明(東京高)

(1) 我國古來の氏族制度は年を経るに従ひ、大氏族の長たる豪族が土地人民を私有し、官職を世襲し互に相争うた爲に、國力の伸張を阻むに至つたので、(2) 聖德太子は十七條憲法に建國の精神を示され和協をすゝめ公論を尊び、冠位を定め早晚改新の目的を以て隋唐に留學生を遣はされ、彼の地の文明吸収に努められた。(3) 太子の薨去後二十年にして遂に大化改新は斷行された。即ち皇極天皇の御代中大兄皇子は中臣鎌足と圖り、蘇我氏を滅ぼし、年號を大化と改め、翌年大化改新の大詔を發せられ、私地、私民を公地公民とし、班田收授の法を定め、官制を改革し、税制を定め、以て皇室中心の中央集權政治形態を構成された。(4) 此改革は、留學生留學生僧のもたらしたる隋唐の文明を採用したもので、やがて成文法として出來た大寶令に於ても、官制、田制、兵制、税法等多くは隋唐に範をとつたけれども、我國固有の精神を失はぬやうに心がけてあつた。例へば支那の制度にない神祇官の如きものが、太政官の上に位する如くである。

【東京高校教授講評】 本問は國史の上古より上代にかけて重要事項である氏族制度、聖德太子、大化改新、隋唐文明の相互的連絡を如何に付けて理解してゐるかを尋ね、國史を暗記物視する弊害の一端を啓蒙しようとする試みであつた。答案の骨子は「氏族制度にあつて開族跋扈と世襲制度の弊害とを夙に認められた聖德太子は、政治改新の必要を痛感され、その準備として留學生留學生僧を支那に派し給ひ、愈々中大兄皇子藤原鎌足は、蘇我入鹿を退治せられ(皇極天皇) 翌年大化改新として、よし精神は日本中心であるにせよ、形式は隋唐制度を根幹とした皇威伸張、公地公民、人材登用の政治的改新を斷行せられた。實は氏族制度の漸進的改善がよかつたのであらうが、かゝる中央集權的改革をせられたのである。然るに以上の「連絡をつける」事を忘

れ、單に右四項の理解叙述に止る者多きは、遺憾の極みであつた。(答案中の顯著なる誤字。夷蝦。朝廷。隋(隋)蘇俄氏、曾我氏。)(文部時報五九四號ノ二による)

3 聖德太子の改新事業と大化改新(姫路高・五八頁参照)

【姫路高校教授講評】 本問につきては兩事業の歴史的事實の正確なる知識の有無を検し、依て歴史を貫く精神が果してよく記されてあるや否やを知らんと欲せるものなるが、當該答案を見るに、先づ(1) 我上代氏族制度の弊及(2) 支那統一と我國との關係より(3) 當時の情勢を記し、(4) 聖德太子の改新の已むべからざる所以を詳かにして、(5) 其改新事業を掲げ、而も(6) 中道にして薨じ、大業を果さざりしを(7) 中大兄皇子其遺志をつぎ、大化改新の業を遂げたる事を述べて一貫の精神を宣揚し、國史上に於ける史的地位を明かにせるが如き頗る佳良と認むるもの相當ありしが、又中には單に兩事業のみを羅列し、其間何等の連絡關係の見るべきものなきあり。又内容につきては概して粗略を免れざるが如し。誤謬の甚しきものを擧ぐれば、中大兄皇子即聖德太子となし又聖德太子の大化改新となし、或は天皇の御名を幸德天皇とか用名天皇とか誤記し、大奉令、攝生、判田等の例なり。(文部時報五九四號ノ二による)

4 大化改新に関する類題(本をしっかりとつておけば解れるに足らぬ。して又大抵の試験で好成績の問題である。)

- (1) 大化の改新につきて記せ(長崎高商) (式)の題では一通りをあれなく書く事が大切)
- (2) 大化の改新と其の精神(高松高商) (改新)と「其精神である。改新」の一精神と見誤らぬや(即改新の大要と精神との二項を要求してゐるから)
- (3) 大化の改新を行ふに至りし理由(海兵) (つまり「由來」が要求されてゐるので、改) (新の内容をきいてゐるのではないと思ふ。)
- (4) 大化改新の要點(奈良女高師・東高師)
- (5) 大化の改新を行ひし理由及新政の要點(海経)

5 後世史實との關係問題(相當むづかしいものもある。通り一べんの記憶だけでは出來ぬ。近來は時代を跨がる問題が多い。心して見ておくべきである。)

(1) 班田收授法の成立及崩壊は國民に如何なる影響をもたらしたるか(佐賀高)

(2) 大化の改新に公有と定められたる全國の土地が、鎌倉時代の始頃までに公領と莊園の二つに分れた沿革を述べよ(二高)

6 むづかしさうに見える問題

- (1) 大化改新の田制(實は班田收授の法、口分田の事をきいてゐるのだ。)
- (2) 大化改新前後の土地制度の比較(之も權勢家の私有が公有となつた事、私有民が公民となり口分田を授けられた事が要點)
- (3) 大化改新の税制(所得税か營業税でも思ひ出す勿れ。例の租庸調の事に外ならぬ。)
- (4) 大化改新後の地方官(國司・郡司と出して呉れよばすぐわかるのに)

第二 律令の撰定

一、律令制定の沿革 (律は今の刑法の如く、罪を定める規則、令は官制・兵制・田制・學制の如き、行政上の規則)

0 近江朝廷令

(1) 大化の改新以後新政は隋唐の制に倣つたが、未だ成文の法典がなかつたので、天智天皇即位元年鎌足等に命じて令を撰定せしめられ、

(2) 天武天皇の時之を修正し、持統天皇の御代に近江朝廷令廿二卷を發布せられた。之が令の始めであるが、今は傳はつて居らず、又之には律はなく令だけである。

② 律は天武天皇の時始めて制定されたが、完成せぬ中に天皇が崩御せられた。

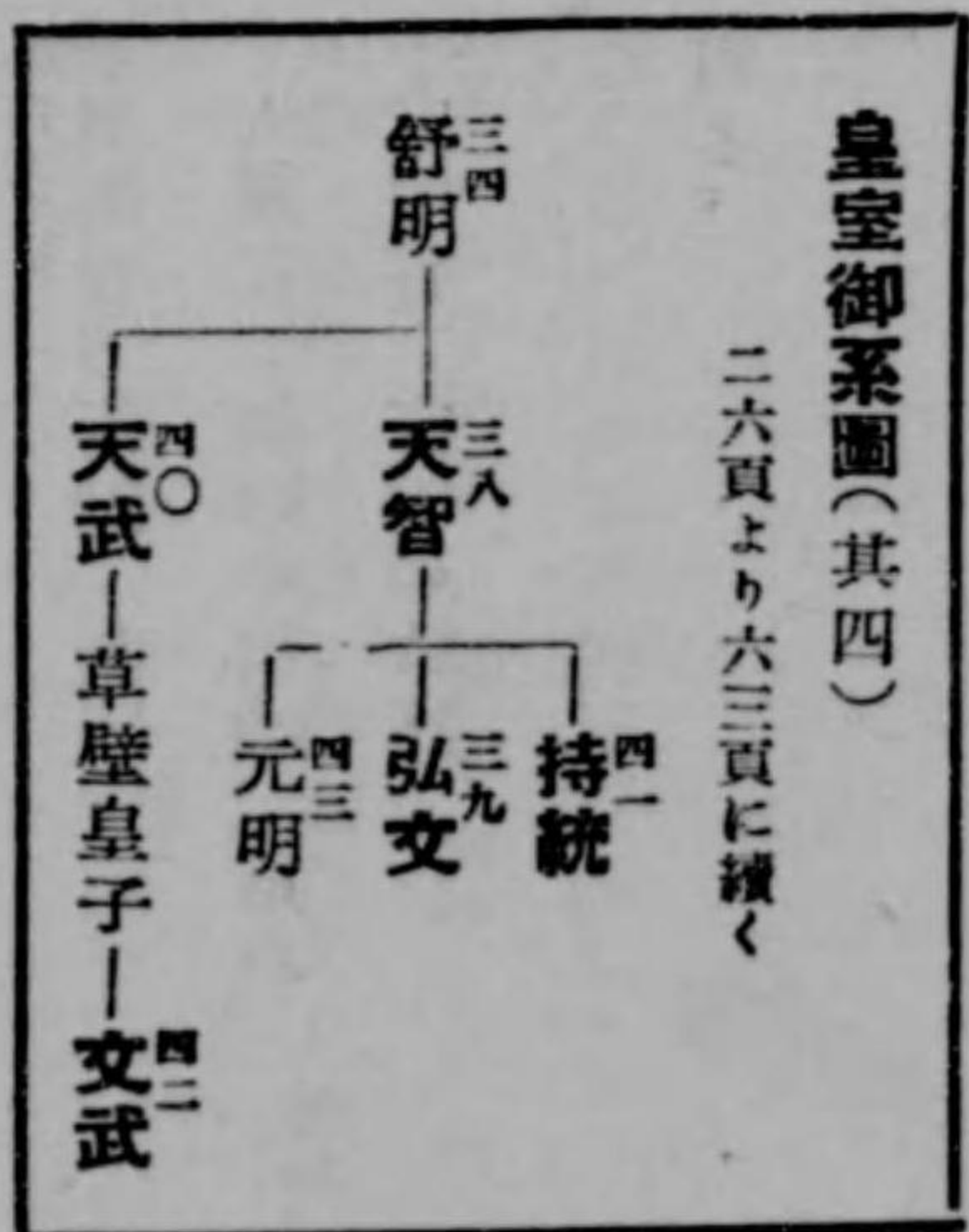
③ 大寶律令 天武天皇の御代忍壁親王・藤原不比等に命じて律令を修正せしめられ、大寶元年に至つて律六卷、令十一卷が完成。之を大寶律令と云ひ、之も今は傳はつて居らぬ。

① 養老律令 元正天皇の時、不比等に命じて大寶律令に修正を加へられたもので、大體大寶律令と變らないものであるから通常之を大寶律令と云つてゐる。而して其後も修正と變遷とはあつたが、形式だけは明治十八年の官制改革まで續いたものである。

二、大寶律令の概要 (各高・神皇・海鏡・東高師・同女高師・陸士・高檢・早高・文檢・昭一〇高等試験司法科)

甲、大寶令の概要

- (1) 神祇官 祭祀を掌る役所。祭政一致の思想から、一番上の役所で、最も尊ばれた職掌。
  - (2) 太政官 八省の上たち總べての政治を掌る。太政大臣は則闕官といひ、其人なければ則其官を闕くといつて、官があつても太政大臣をおかぬ事がある。
- 左右大臣は常に置いてある。大納言は太政官の次官。



二官

神祇官：祭祀を掌る

五〇

八省

(各省所管事項)

中務省：天皇に侍し其儀禮を助け、  
上の位記等を掌る。

式部省：官吏の任免、學制

治部省：姓氏の訴訟、貴族、僧尼の事

民部省：地理、戸籍、租税

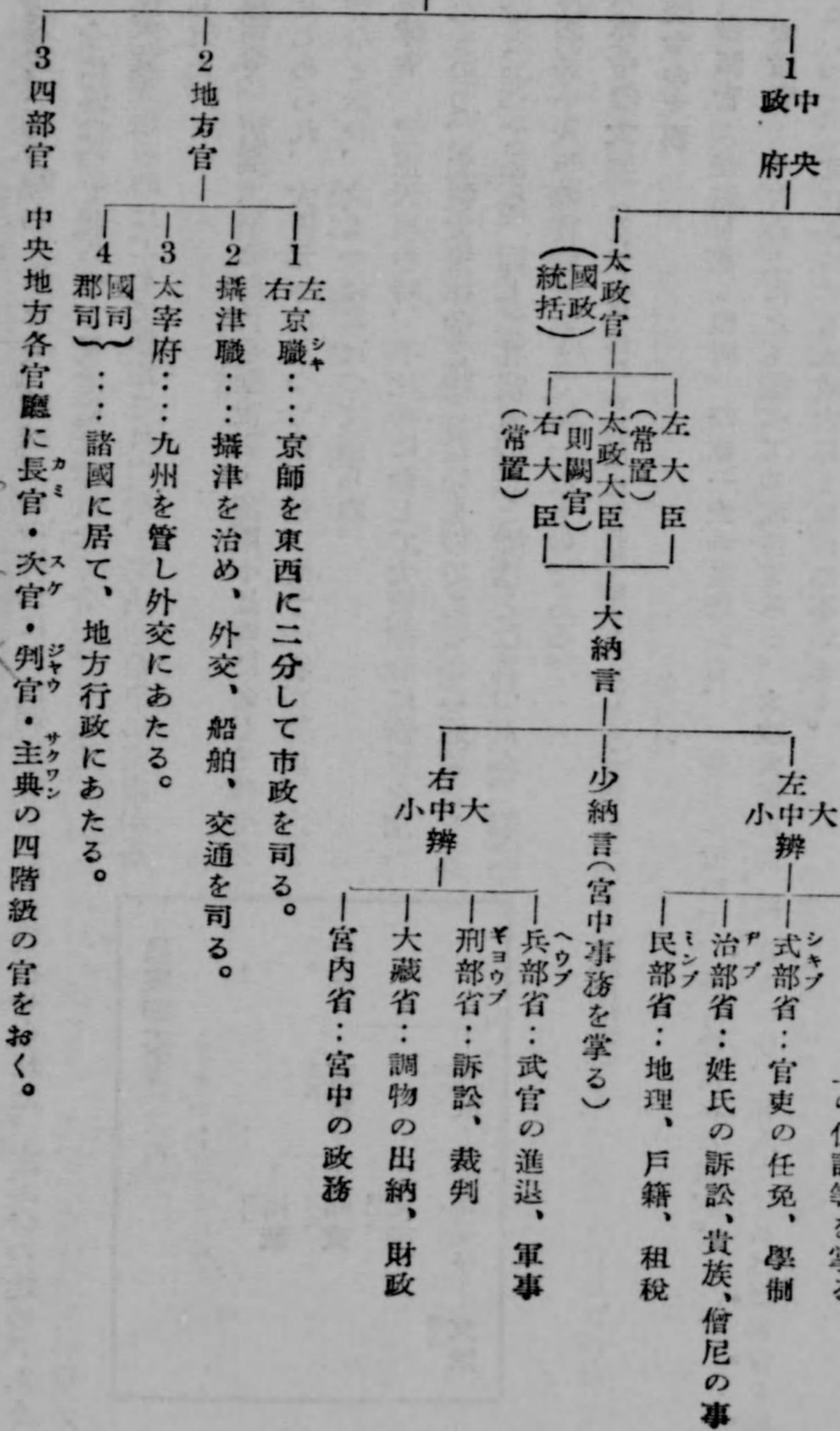
兵部省：武官の進退、軍事

刑部省：訴訟、裁判

大藏省：調物の出納、財政

宮内省：宮中の政務

(1)官制



守介 椽目

1 中央府

太政官 (國政統括)  
左大臣 (常置)  
右大臣 (則闕官)  
大納言  
少納言 (宮中事務を掌る)

左中辨  
式部省：官吏の任免、學制  
治部省：姓氏の訴訟、貴族、僧尼の事  
民部省：地理、戸籍、租税  
兵部省：武官の進退、軍事  
刑部省：訴訟、裁判  
大藏省：調物の出納、財政  
宮内省：宮中の政務

2 地方官

1 左京職：京師を東西に二分して市政を司る。  
2 攝津職：攝津を治め、外交、船舶、交通を司る。  
3 太宰府：九州を管し外交にあたる。  
4 郡司：諸國に居て、地方行政にあたる。

3 四部官

中央地方各官廳に長官・次官・判官・主典の四階級の官をおく。

(2)兵制

1 五衛府 (衛門府、左衛門府、右衛門府、左衛士府、右衛士府)  
京師に於ける宮の内外の守護、近衛師團の如きもの。  
2 軍團 諸國に置く。  
3 防人 (高松) 九州・壹岐・對馬等西海の外敵防禦上重要な地におき太宰府が管理した。  
4 徴兵の制 男子二十一歳より六十歳を正丁といひ、其三分の一を徴し、兵事に服せしめた。

(3)學制

大學 京師に置き貴族・官吏の子弟を教育し、經學・文章・史學・法律・書道などを教授し、官吏養成を目的とした。  
國學 地方諸國におき、經學と醫學を教へ郡司の子弟を教育する。  
班田收授 (前章三參照)  
租・庸・調 (右に同じ)

(4)田制

1 親王：一品から四品まで四階。  
2 諸王：正一位から從三位迄六階、正四位上から從五位下まで八階併せて十四階。  
3 諸臣：正一位から小初位下まで三十階。

勳等は勳功ある者に一等から十二等までを與へた。凡て位階・官職に應じ位田・職分田を與へられ、其他封戸・功田も賜與される定である。

乙、大寶律の大要

(1) 五刑 笞・杖・徒・流・死の五種あつて、各刑夫々等級があり、罪の輕重に應じて行はれた。特別減

刑の恩典がある。

(2) 八虐 謀反・謀逆・謀叛・惡逆・不道・大不敬・不孝・不義。此犯罪には恩典がない。重刑である。

考察問題

1 大寶律令の國史上の意義 (東女高師)

- ① 我國最初の成文法で、皇室中心の中央集権政治の施政上基本となり、王朝時代を通じて良く政治の基準となつた。此結果中央集権の實が擧り、統一の政治が行はれて皇威勢大となつた。
  - ② 隋唐模倣の中にも日本固有思想を失はなかつた。
  - ③ 武家時代には、此律令が皇室を中心とする中央集権の性質上、運用されなかつたが官制だけは依然存し、明治維新後、明治十八年の官制改革まで、官制上の基準として使用される點が多かつた。
  - ④ 根本法は我國法制の基本とはなつたが、土地制度、兵制の如きは單なる模倣で國情にあはなかつたので、間もなく空文となり莊園制度が新に起り遂に武家政治を見るに至つた。(この點が後世の史上に影響する大きな點である。)
  - ⑤ 大寶律令の運用は頗る困難であつたから、之に任じた官吏は公家といふ一階級をなし、勢力をもつて遂に藤原氏の如き政權を専らにするものが出来た。即、根本法として中央集権の組織法ではあつたが、其中に後世公家政治、武家政治をかもすものを含んでゐたわけである。
- 2 律令制定の理由を説明し、これと我上代政治との關係を述べよ (弘前高)
- ① 制定の理由 未曾有の大變革だつた大化改新によつて、皇室中心の中央集権政治となり、統一的國家の政治を實行するに當つて、改新當時も制度は作られたが、之を成文法として施政の基準とする必要があつた。

② 上代政治との關係 沿革的にいふと、上代に於ける聖德太子の大陸文化輸入に端を發して、唐制を模倣して出来たものであり、比較點からいへば、上代の氏族政治を中央集権化する爲の骨格をなしてゐる。しかも固有の傳統思想は、此法典にも一貫して、建國の大精神は失はれず、特に唐では低い神祇官を官廳のトップに置いた如きは、祭政一致の上代政治の繼承である。

3 大寶律令内容の特色

- ① 支那風模倣—王道政治の思想から平等觀にたつ點がある。(イ)班田法で口分田を一律に與へ、同一の租税をとる點。(ロ)徴兵制で正丁の三分の一を徴集し、(ハ)人材登用の途を開き、血統尊卑と出世の關聯を打破した事。
- ② 日本的差別觀にたつ點 我國は血統尊重の國で差別的である。之が(イ)學制で官吏養成の目的の大學、國學に就學する者が有位者又は官吏の子弟に限るとか、(ロ)位階ある者に官位相當の物的待遇を與へ、就學の特典があり、免役や減刑等の特典があり、(ハ)人民に良民・賤民の區別をする等。
- ③ 日本思想保存 大化以來の經驗と國性とを斟酌して祭祀を司る神祇官の如き、唐では低い官省のものを、我國では太政官の上、最高地位の官省とし、敬神崇祖の美風に即せしめた。
- ④ 律令の日本化 唐制が大部分だつたので、初めから行はれたもの、不完全なもの、時運に伴つて行はれざるものがあつたから、平安朝に入つて、令外の官などを設けて缺を補ひ、日本化して行つた。
- ⑤ 祭政一致の國風と令の官制制定者の用意 (大阪商大櫻) (神祇官について述べさせる主旨)

5 大寶律令の内容を述べ且其の變遷に及べ (浪速高・佐賀高)

内容は前に表解しておいたから又とりたてゝ述べずとも事だが、佐賀高校教授の講評と併せて模範答案を掲げる事にした。ごた／＼した内容をどの程度にまとめたのが「優良」答案かといふ事は、諸君の重大關心



事だらうと思つて。殊に、「内容を述べ」までは皆相當出來やうが、「其變遷に及べ」でまるつてしまふ。浪速高校でも同様の出題だ。そして本書では變遷を前に述べずにおいたから、これで兼ねる事にしよう。

【佐賀高校教授講評】 題意に従つて大寶律令と其後の變遷を叙述すべきであるが、中には制定に至る迄の撰修の沿革を叙述するに懇切丁寧を極めたものが多かつたが、之は本來期待しない處であるから、採点上考慮した。其以後の格式・令外の官・員外の官・權官等について述べればよい。時代も之等を述べるとなると少し下つて平安時代に這入る事になる。又之を述べるに方つて唐の制度採用の點を適當に述べ、神祇官の特性を明かにしたのは尊重した。尙律令の制定者を聖德太子としたのを間々發見したが、中には阿倍比羅夫とした突飛な解答もあつた。(文部時報五九四號ノ二による)

優異

(答案は—原文のまま。變遷の二字は特に見出しの考へで編者が加へたもの)

答案

古代の氏族制度を打破して日本古來の天皇御親政、國土、人民全て天皇直轄の制にする大化の大改革が孝德天皇の皇紀一三〇五年に中大兄皇子藤原鎌足等によつて斷行されたが、その制度を成文律にする必要があつて天武天皇(40代)の命により忍壁親王藤原不比等粟田真人等が作り、文武天皇の大寶元年に完成したのが此の大寶律令である。内容は左の通りである。

一、官制 最上部に神祇官があつて祭祀を掌り、太政官があつて行政司法裁判を司つた。太政官には太政大臣、左右大臣がある。其下に大納言少納言があつて大臣を補佐し、其下に八省があつて各職務を分掌した。地方には國司郡司を置いて地方を治めさせ給うた。

二、田制 全國の土地を公地とし口分田に分つて班田收授の法を行はせられた。

三、兵制 徴兵制度をしかれ京師に五衛府を置かれて皇居の守護に任じ給ひ、地方に軍團を置いて地方の治安維持を命ぜられた。

四、學制 京師に大學、地方に國學を置いて官吏の子弟の教育にあてられた。

五、税制

口分田の九分の一を公田として其收穫を國家に納めさせられた。

律

には刑罰の法が定められ笞杖徒流死の五階段があり、位の高い人は銅を以て罪を許される法もあつたが天皇皇族方又は尊族に對する罪は逃れる事が出来なかつた。

此大寶律令は唐の制度を採つたが、我國古來の風を重んぜられ、太政官の上に神祇官を置いたのはあつた

つばれといふべきである。

變遷

然し古風を重んじたとはいへ實行するに不便な點があり、嵯峨天皇は光仁格式、清和天皇は貞觀格式、醍醐天皇は延喜格式を制定せられて、適宜に變更され又嵯峨天皇は宮中の機密文書を掌る藏人所と治安維持に當る檢非違使を新設された。之を令外の官といふ。又田制の班田收授の法は何時しかすたれ、墾田の開拓莊園の發生を促し、地方紛亂の因を作つたのは遺憾な事である。

6 後の史實と關係する問題

- ① 大寶律令と貞永式目との比較 (海鏡)
- ② 我國兵制の變遷について (海鏡)
- ③ 大寶令に定められたる土地制度に就きて述べ且其の崩壞するに至る事情を説明せよ (松山高)

第三 化外民族との關係

第一章 政治上の革新

### 一、蝦夷の服屬

- ① 東蝦夷 日本武尊御東征後諸別王及其御子孫が鎮撫したけれども叛服常ならず、舒明天皇の御代、上毛野形名に討たしめ、一敗した後、妻の智勇に再起して之を討伐。之で東蝦夷は服屬した。
- ② 越蝦夷の征伐 越蝦夷は今の新潟縣以北に居つて服せず、孝德天皇の御代、淳足(新潟市)磐舟(同市)に柵を作つて其反亂に備へた。
- ③ 阿倍比羅夫の征討 齊明天皇(皇極天皇)の命により阿倍比羅夫は北陸から舟師を率ゐて蝦夷を討ち、阿田(秋)淳代(能)を定め、津輕地方の蝦夷を平げ、次で渡島の蝦夷を討ち、更に(六年後)蝦夷人に案内させて沿海州の肅慎まで征服した。肅慎は蝦夷と連絡があつた爲である。

### 二、對鮮關係

- ① 百濟の滅亡 (1) 任那日本府は欽明天皇の時に滅びたが、以後も三韓の朝貢は行はれてゐた。當時の勢力は百濟が優勢で屢々隋唐の大軍を破る位だったが次第に衰微して新羅が強大となり、(2) 新羅の武烈王は唐の助けで百濟を夾撃して之を滅ぼした。百濟の遺臣は其回復の爲に日本に助けを求めた。
- ② 白村江の敗戦 (1) 齊明天皇は皇太子中大兄皇子と共に筑前朝倉宮に軍を進められたが、行宮で崩せられたので皇太子即位、天智天皇と申上げた。(2) 天智天皇は阿倍比羅夫、阿曇比羅夫などに命じて百濟を助けさせられたので、諸將新羅を討つて皇軍一時大いに振つたが、百濟に内亂起り、我が水軍も唐の兵と白村江で戦つて敗れ、遂に百濟は滅亡した。
- ③ 半島放棄の理由 百濟滅亡するや、天皇は内外の事情を考へ、朝鮮半島を放棄された。理由(1)當時(白村江の敗戦は大化改新十八年後)まだ國內の事業に充ちてゐたので、徒らに海外に兵を用ひて人命と國費を投ずるは大局から見

て不利であり、(2) 唐は文物が進歩してゐたので、之と戦ふよりは和親によつて文化發展に資するのが得策だつた。(3) 併し萬一の備へとして壹岐、對馬・筑紫等の國防を嚴にして軍をかへした。(4) 後に高麗も唐に亡ぼされ、新羅が朝鮮を統一。神功皇后以來四百六十餘年で半島は全く我國の手を離れた。

### 総合問題

#### 1 天智天皇の御事蹟に就きて述べよ(大阪高)

題題 天智天皇と其御代に於ける内治外交に就て述べよ(四高)

【答案注意】 問題としては決してむづかしいものではない。尋常五年から皆習つたわけだし、歴聖中の特に大改革をおやりになつた天皇の御事蹟である。皆大抵出来る筈なのだが、大阪高校・四高兩教授の講評では必ずしもさうでない。

【大阪高校教授講評】 此問題は天皇の御聖徳に關する平素の注意を見んとするもので、殊に天智天皇と申せば百人一首で有名であるから、青年の常識を見る上に於ても最も適切であると考えたのである。果して大體に於て出來の良かった事は喜びに堪へぬところであるが、併し往々にして答案の全然不能のもの：：又御即位前の御事蹟として當然大化改新を擧ぐべきに不拘之をあげ得ざりしものが相當多かつた事と、中大兄皇子と申上ぐべきを聖德太子と誤りしものが相當多かつた事は遺憾に堪へぬ。(文部時報五九四號ノ二による)

【四高教授講評】：：此問題に對する受験生の用意は概して良好でなかつた。天皇の御事蹟と聖德太子・聖武天皇などと混同したものは論外乍ら、蘇我氏の誅滅大化改新が天智天皇の御代に行はれたとするもの、或は近江令の制定を後の大寶令と誤るものが可成多くあり、又三韓放棄の事には注意してゐても説明不十分のもの百濟の滅亡を任那日本府の滅亡と誤りたるものなど、要するに史實に對する認識の不正確不十分なるものが著しく目についた。(下略)(文部時報五九四號ノ二による)

答案については既述の所を総合すればいゝので、要項だけ挙げる事にする。

甲、御即位前（蘇我氏誅滅、大化改新、蝦夷征伐） 乙、御即位（朝鮮放棄、近江令制定） 丙、中興の英主

2 聖徳太子と天智天皇との兩御事蹟を比較し奉り、その歴史的關係を明かにせよ（山口高）

【狙ひ所】 前問では聖徳太子と天智天皇の混同があつたといふ事だが、此問題は兩御事蹟の「比較」と「史的關係」である。混同するやうでは到底合格出来ない問題である。試験の結果では「御事蹟は煩瑣と思はれるほど選擇整理もされずに羅列してあつたが「關係」に至ると極めて簡單、曖昧にぼかしてゐるのが大多数であつた」といふ講評である。比較とある以上異と同一の比較で、單なる羅列でないやうにするのは相當難問であらう。そして又「關係」がこゝでは重要なのである。

① 比較

聖徳太子	天智天皇
<p>1. 推古天皇の皇太子で攝政として諸政の改革に當られた。</p> <p>2. 氏族制度の弊害を除く思召で十七條の憲法を制定された。</p> <p>3. 儒教佛教等の外國文明を採入れつゝ固有の日本精神を治國上の中心とされた。</p> <p>4. 冠位十二階を定めて人材登用の途を開かれた。</p>	<p>1. 孝徳・齊明天皇の兩朝に皇太子として諸政の大改革に當られた。</p> <p>2. 氏族制度の弊害の極點たる蘇我氏を誅滅せられた。</p> <p>3. 隋唐制度によつて大化改新を斷行されたが、日本固有の精神により皇室中心の中央集權となし給うた。</p> <p>4. 官職世襲の弊を打破し人材登用の途を開かれた。</p>

相違	相
<p>1. 皇太子で攝政として偉業をなさつたが天皇には即位されなかつた。</p> <p>2. 豪族専横の中にあつて其弊害除去及諸政斷行の端を開かれた。</p> <p>3. 外交政策として大陸と直接交通の端を開かれ對等の禮を以て遣隋使を遣はされ、唐の時代に遣唐使や留學生を遣はされた。</p> <p>4. 諸政一新の基礎として佛教篤信、法隆寺等の建立、國史編纂等文化的事業に御熱心であつた。</p>	<p>1. 皇太子として大改革を遊ばし、御即位後も諸政刷新をなされた。</p> <p>2. 豪族専横を徹底的に除き、大化新政を斷行された。</p> <p>3. 蝦夷の鎮定。尙朝鮮半島經營に就ては、改新後の内治が多端な爲に、之を放棄され、唐との修交を復活、遣唐使を派せられた。</p> <p>4. 改新後の内治充實の爲め、近江朝廷令を制定、戸籍を作り學校を設け、禮法冠位の制定等文化的な事業もなされたが、主として政治的方面により多く力をそゝがれた。</p>

② 史的關係

(1) 一貫の御精神 聖徳太子の憲法第十二條の「國に二君靡く民に兩主無し、率土兆民王を以て主となす」の御理想は、大化改新の詔が發せられて間もなく天智天皇が皇太子として「天に雙日なく國に二王なし。此故に天下を兼ね併せ萬民を使ひたまふべきはたゞ天皇あるのみ」と仰せられ、率



先して御自身所有の土地人民を朝廷に献上して範を御示しになつた事に其の御精神を繼承して居られる。そして私有の土地人民を公地公民とし、官制其他の法制を定めて皇室中心の中央集權政治を確立されたの

だから、太子の御理想が中大兄皇子によつて實現を見るに至つたのである。

(2) 隋唐文化の傳承 聖德太子は直接大陸と交通を開かれ、隋への留學生として南淵請安等を遣はされた中大兄皇子は請安の教を受けられた方である。そして太子の頃から隋唐に派遣された請安、僧旻等の新知識によつて大化改新の新政治が實現し、しかも中大兄皇子は太子と共に支那文明讚美者で、しかも國本的自尊心を失はせられず、固有精神を核とし外國文明をかへとして聖德太子の御理想を具現せられたのである。

(3) 理想から實現へ 聖德太子は國本の中心思想を明示され、新文明輸入の端を開かれたのに對し、天智天皇は皇太子時代に於て、其御理想の下に先づ開族蘇我氏を誅し、新文明によつて大化改新を斷行、諸政の充實に努力せられ、近江朝廷令によつて、新政を成文化せられた。即太子の御理想が天智天皇に至つて實現され、太子の播かれた種が、天智天皇によつて收穫せられたと申すべきである。

3 齊明天皇の御事蹟

(皇極天皇時代の事を著し易い事、齊明天皇時代にも、朝鮮問題で天智天皇の御事蹟とつながりがはつきりする事、の注意必要。尙齊明を「齊」明とせぬやうに。)

(1) 皇極天皇の御時

天皇は舒明天皇の皇后で女帝として皇極天皇と申上げ、當時中大兄皇子皇太子として中臣鎌足等と改新の準備中で、且蝦夷誅滅があり、其直後に(蝦夷誅滅の翌日) 孝德天皇に御讓位になつた。(改新の大詔は孝德天皇の即位第二年正月)

(2) 重祚の始 孝德天皇の崩御により、再び即位せられて齊明天皇と申奉る。是れ重祚の始で、中大兄皇子再び皇太子として大政を輔けられた。

(3) 阿倍比羅夫の征討

越蝦夷及肅慎をうつ。(五六頁一ノ參照)

(4) 百濟救援御親征

皇太子と共に筑前朝倉宮に百濟救援の軍を進められ、行宮で崩御(五六頁二ノ參照)

重要個別問題

1 天武天皇の御事蹟

(1) 遷都 大津にあつた都を大和の飛鳥浮見原(ウツミハラ)にうつし給ふ。

(2) 姓氏の紊亂を正し、族姓を改め八色の姓を定められた。即ち眞人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置(イナギ)の八等とした。之は今の爵位の如きもので、血統の高下や官職を切りはなしたものである。

(3) 律令の修正 天智天皇の定められた近江令を修正せられた。

(4) 國史の撰修 稗田阿禮に命じて古傳を暗記せしめられ、未だ成らざる中に崩御された。後、元明天皇の時阿禮の口誦を太安麻呂が記録したものが古事記である。

2 藤原鎌足

(1) もと中臣鎌足。中大兄皇子と親しみ、強暴なる蘇我氏を滅ぼした。

(2) 孝德天皇の御代、内臣に任せられ、中大兄皇子を輔けて大化改新に大功があつた。

(3) 中大兄皇子即位して天智天皇の御代となり、天皇をたすけて近江令を制定した。

(4) 天皇即位の翌年病重るや、天皇親しく其病床を見舞ひ給ひ、次で藤原の姓と大織冠とを授けられた。

(5) 薨後大和多武峰に祀る。談山神社。大功により後年藤原氏繁榮の基となる。

3 藤原不比等(松江高)

藤原鎌足の第二子で持統・文武・元明・元正四朝に歴任して右大臣となり、文武天皇の命により忍壁親王と共に大寶律令を撰し、元正天皇の御代に養老律令を作り、又其女宮子は文武天皇夫人となり聖武天皇を生み奉り、其女光明子は聖武天皇の皇后即光明皇后である。

4 阿倍比羅夫(東高師・東女高師・高・陸士等)

四道將軍武渟川別命の子孫で、(1) 齊明天皇の時蝦夷征伐をなし、舟百八十艘を率ゐて越蝦夷を平げ、渟

代・津輕地方を定め、北海道の渡島の蝦夷をも征服し、之に案内させて肅慎を討つたので之から東北に皇化が及んだ。(2)又天智天皇の時、阿曇比羅夫と共に百濟への援軍として渡鮮したが白村江で唐兵と戦つて利あらずして歸國した。

5 庚午年籍

天智天皇の九年、即庚午の年に戸籍を作り、盜賊・浮浪人を糺彈せられた。之を庚午年籍といひ、姓氏の紛亂を正す原簿とされ、後世戸籍の標準となつた。

第二章 奈良時代と其文化

第一 佛教政治と其餘弊

一、元明天皇の御事蹟 (海鏡・神皇正統記)

- ① 即位 文武天皇崩御の時、皇子(武天皇)御幼少の爲、文武天皇の御母御即位あり、元明天皇と申す。
- ② 貨幣の改鑄(和歌山)と改元 天皇の御代、武藏國(今の埼玉)から銅の献上があつたので、年號を和銅と改め(瑞祥元)銅で貨幣を鑄造して、「和銅開珎」と名づけた。之我が國に於ける貨幣鑄造の始である。天皇は之が流通貯蓄を奨められた。(貯蓄の多少で官位を授けた。)
- ③ 奈良奠都 元明天皇は和銅三年都を奈良に營み、平城京といつた。其構造は唐の都を模倣し、東西四十町南北四十五町、四方に羅城を築き、中央の正北に宏麗な大内裏(宮城)を設け、そこから南に朱雀大路を中

央にして、左京右京にわけ、大小の街路を碁盤割にし東西に通ずる道路を北より順次に一條から九條にわけである。(京都の理由は考察問題参照)

① 國史・地誌の編纂 (東女高師・美術・海兵・海陸・長崎高商)

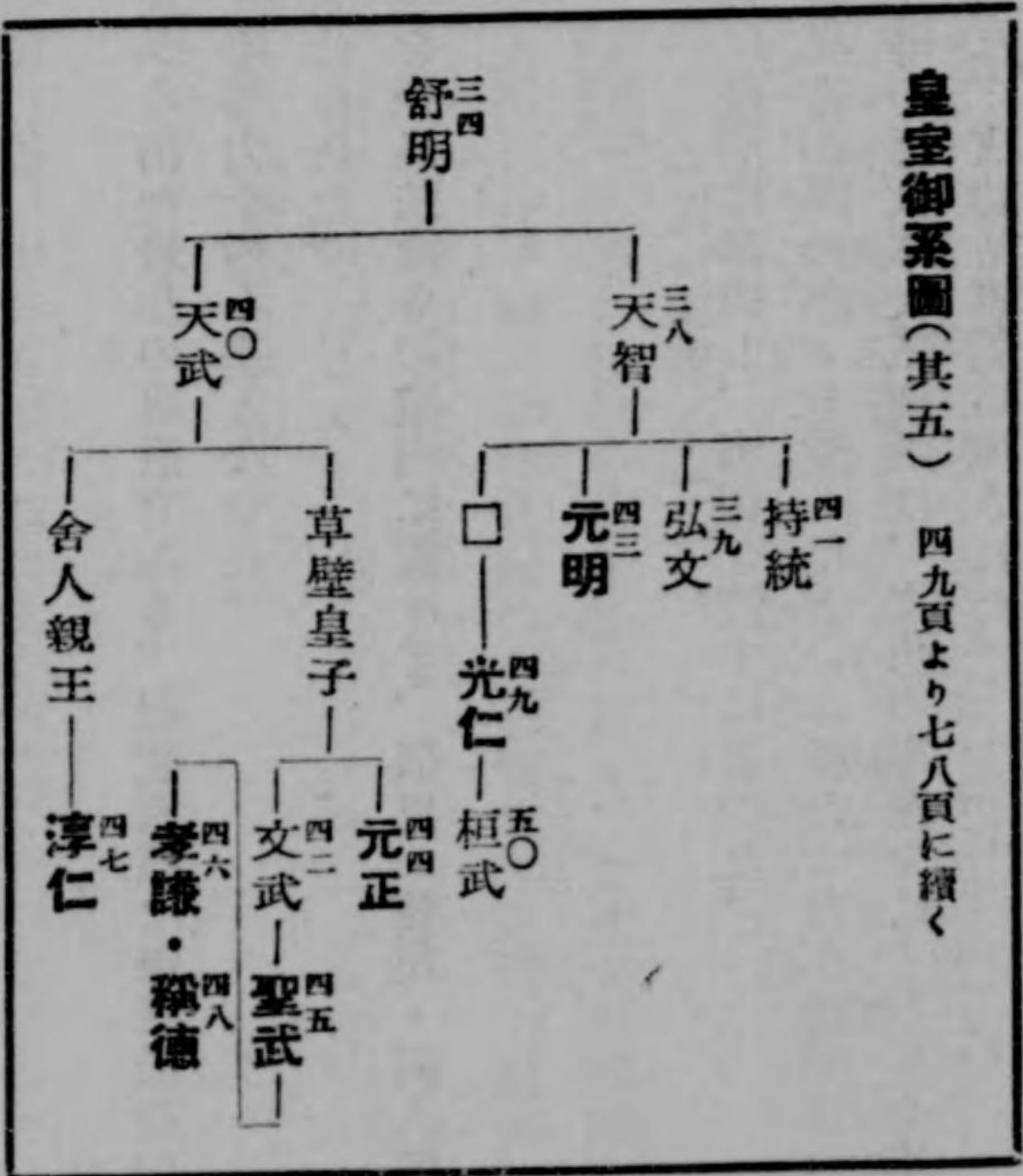
(1) 古事記 文運の發展と外國との交通により、國家意識が強められたので、元明天皇は、さきに稗田阿禮が暗誦した太古以來の古傳を太安麻呂に命じて記録せしめられた。(和銅)之が古事記で、神武天皇から推古天皇までの事を記し、現存する最古の史書である。

(2) 風土記(大分) 和銅六年、畿内七道諸國に詔して古傳・物産・山川・原野の由来を記さしめ、之を風土記といつた。日本最初の地理書で、現存するのは常陸・播磨・出雲・肥前・豊後の五篇のみである。

二、聖武天皇の御事蹟 (東高師・美術・神皇)

① 文化的方面

(1) 兩國分寺の建立(神戸高商) 篤く佛教を信じ給ひ、佛教の功德によつて天下を安らかにしようとの思召から、諸國に僧尼の兩國分寺を御建てになつた。之に依て兩國分寺は地方に於ける國民教化の中心となつた。



- (2) 東大寺の建立 奈良に東大寺を建立して之を總國分寺とし、金銅の盧舍那佛(大)の大坐像を安置し、其の開眼式には、天皇文武百官を率ゐて親臨、僧侶の會するもの一萬、其の盛典は古今無比であつた。
- (3) 御出家 出家せられて、三寶の奴と稱し給ひ、親ら經文を寫し、佛敎の隆盛につとめられた。

② 政治的方面

- (1) 蝦夷の討伐 大野東人をして不穩なる蝦夷を討たしめ多賀城、秋田城を設けて鎮守とされた。
- (2) 藤原廣嗣の亂 (四參照)

三、光明皇后 (奈良女高師、東高師、東高師、美術、早高)

- ① 聖武天皇の皇后 藤原不比等の娘 (安宿媛) で藤原氏から出た最初の皇后である。聖武天皇は藤原氏の功績を以て、臣下の身ながら皇后に立てられ、之が藤原氏の勢力を得る基となつた。
- ② 篤く佛敎を信ぜられ、天皇を助けて佛敎の普及に盡力せられた。
- ③ 慈悲の御心深く、悲田院 (孤兒院の如きもの)・施藥院 (施療病院の如きもの) を奈良法隆寺の境内に設けて、孤兒・貧民・病人等を救濟せしめられた。

四、僧侶の跋扈

- 佛敎の隆盛なるにつれて、僧侶は非常に重んぜられ、爲に政治に參與し、毒毒を流すに至つた。
- ① 藤原廣嗣の亂 僧玄昉は夙に支那に留學し、唐の玄宗皇帝が其の學才を愛したといふ程だつたが歸朝後政治に參與し、素行修らず專横の行も多かつた。時に不比等の孫太宰大貳廣嗣は、玄昉の專横をにくみ兵を筑紫にあげたが、聖武天皇大野東人を遣はして誅せしめられ、玄昉も筑紫に流された。

- ② 惠美押勝の亂 押勝は不比等の孫で本名は藤原仲麿、才學を以て孝謙天皇の信任を得、惠美押勝の姓名を賜はり、右大臣から太政大臣に進み、正一位に叙せられ、次第に專横の行がつのつた。時に天皇は淳仁天皇に讓位され、太上天皇として、押勝と共に政治をとつて居られた。所が弓削道鏡が太上天皇に寵あるを見て、押勝は之を惡み、叛をおこして誅せられた。之から道鏡は益々專横となつた。
- ③ 道鏡の無道と清麿の忠誠 淳仁天皇の後の稱徳天皇 (孝謙天) に至り道鏡の信任益々篤く、太政大臣禪師となり、遂に法王の位を授けられ、大小の政は悉く其の手に決した。時に宇佐八幡の主神習宜阿曾麿の偽神托を奏するあり、和氣清麿は天皇の命によつて宇佐八幡に詣で、「我が國は君臣の分明かに定まれり。天日嗣は必ず皇儲を立てよ。無道の者は速に除くべし。」と憚る所なく神托を奏し、爲に道鏡の怒にふれて大隅に流された。併し光仁天皇の御代に至り道鏡は下野に流され、清麿等は召還された。

五、光仁天皇の御事蹟

- ① 天智天皇の御孫で、清麿の流された翌年、稱徳天皇崩御の爲、藤原百川の建議で御即位になつた。
- ② 道鏡の罪を惡み給ひ、藥師寺別當として、下野に流し、清麿を大隅から召還し、元の官に復せられた。
- ③ 前代の弊政を改め、國司の任命等の弊害多かりしを改め、常平倉を設けて百姓を救ひ、冗官を整理し、又財政を整へ、兵制を改革する等大に民力の涵養をはかられたので、桓武天皇奠都の大業の素地が出来た。
- ④ 初めて天長節の制を定め給うた。

考察問題

1 奈良奠都の國家的意義

- (1) 神武天皇以來御歴代の皇都は概ね大和中心の近畿地方で、しかも一代毎に遷される例であつたが、
- (2) 時勢の推移と皇威の擴張に伴ひ、皇都の規模擴大し、従つて一代毎の遷都は困難を生じ、
- (3) 特に大化以來の中央集權で政治機關の著しき膨脹と、社會生活經濟生活の發達した上に、
- (4) 大陸と交通し、彼我使節の交換に方り、京師の美觀と皇居の壯嚴とは、國家の體面を保つ上に緊要であつた。
- (5) 皇都の規模は當時の我國勢上稍不相應な程宏大だつた。例へば唐招提寺トウセウダイジの講堂は平城宮大極殿附屬の朝集殿といひ、大極殿の儀式の際百官の控所の如きものであつたが、之によつて其規模の雄大さがわかると同時に、我國民の對抗的意識と國民的自覺の現れだと考へられ、當時の我國民の新興の意氣が窺はれるものである。

## 2 奈良時代の佛教の特色 (神皇)

【注意】 まだあまり出ない問題だが奈良時代即佛教時代ともいつていゝ程盛であり、國家的にも、政治的にも文化的にも色々の特色をもつてゐるので、一應考察してまとめておく必要がある。「奈良時代」の特色だから、他の時代(前と後との)から見て奈良朝獨特な所を考へねばならぬ。

- ① 國家的佛教 聖德太子の御獎勵に依つて盛となつた佛教は、奈良時代に入り聖武天皇、光明皇后、孝謙天皇の篤信と御獎勵により殷盛を極め、特に廣大無邊なる大佛の功德を我國に實現せしめ、國土安全、天下泰平を將來せんとする聖武天皇の大御心により、皇室が率先して御獎勵になつたので、國家全體に普及し、且又印度佛教が世界教的であるのに、當時の我佛教は其目的が國家鎮護の護國佛教であつたのである。
- ② 形式上の特色 (1) 傳來佛教 此時代の佛教は朝鮮支那等から傳來したもので、日本化したものでなく、(2) 貴族佛教 皇室の御保護を受けて主に上流社會に行はれたものであり、(3) 都市佛教 奈良七佛寺

は勿論、諸國の國分寺等の寺院が、多くは中央・地方共に都市にあつた。(日本化し、平民化し、山岳や村落に寺の院のある後の時代と異なるところである。)

- ③ 政治との關係 治國安民が佛教保護の御理想であつた事から政教一致の形態をなし、行基・鑑眞の如き名僧が社會事業、産業等につくし民利をはかつたけれども、中央政治に於ては玄昉、道鏡の如く、之を腐敗せしめるものが出た。
- ④ 文化的影響 佛教では寺塔を建て佛像を造る事を功德として之を獎勵したので、其建立多く、従つて美術工藝の進歩著しく、「天平時代」の盛時を見るに至り、又佛教思想の超俗厭世思想が現世的な我固有思想や文學の方面にも大いに影響した。

## 3 奈良朝の僧侶が社會的に勢力のあつた理由

- (イ) 佛教の隆盛 國家的佛教として皇室が力を傾注され、全國的に普及に力められ、奈良の大きな寺や兩國分寺の建立などで、僧侶を必要とする事、明治時代の官吏登用の如き觀があつた爲。
- (ロ) 僧侶の身分的特權 當時の政治的勢力家となるには、門閥の家でなくてはいけなかつたのに、僧侶のみは平民の間から出たものでも、貴族と肩をならべる事が出来たから、英才が僧侶を唯一の榮進の登龍門として得た爲。

- (ハ) 僧侶の政治参加 奈良朝の政治は佛教政治といつてよいものだつたから、僧侶が民力涵養事業、社會事業に盡す一方、皇室に接近して權を専らにした爲。(いつの世でも權力を握つてゐる階級が勢力あるのは當然である。)

## 4 奈良時代に於ける佛教興隆の得失

- ① 佛教興隆の利點 (イ) 國民民福に貢獻した事、行基が代表する事業として、道路、架橋、池溝、堤防等の民力涵養方面と、光明皇后が代表ともいふべき悲田院、施藥院の如き社會事業方面につくされたこと。

(ロ) 文化に對する貢獻 佛教式の美術工藝に大進歩をもたらし、又文學殊に漢文學の隆盛を見たこと。

② 佛教興隆の弊害

- (イ) 玄昉、道鏡の如き惡僧が出て政治を紊亂させた事。
- (ロ) 寺塔を建立し佛像を造り、祈禱儀式などの爲に巨額の國費を要し民力の衰退した事。
- (ハ) 鑄佛の爲に多くの銅を費したから錢貨が悪くなつた事。
- (ニ) 大寶律令の實行力をにぶらせ、弛廢させた事。

5 天平盛時の佛教興隆と當時の社會事業 (大阪商大豫)

① 佛教興隆 (本章二及三參照)

② 社會事業

- (1) 光明皇后の悲田院、施藥院開設
- (2) 布教の傍ら、社會教育勸業事業に盡力した高僧。
  - (イ) 道登—宇治橋を架ける
  - (ロ) 行基—諸國巡錫、慈善、公益につとむ (架橋・道路開通・池溝開掘)
  - (ハ) 僧道昭—井戸を掘り河海に渡船設置
  - (ニ) 僧賢和—路傍に果樹を植ゑ旅人を喜ばす。

6 飛鳥・聖徳(奈良)時代の佛教文化について (早高)

- (1) 時代 推古天皇から持統天皇迄約百年は概ね大和の飛鳥に都があつたから飛鳥時代、次で元明天皇から光仁天皇迄の七十餘年は奈良に都があつたから奈良時代といふ。
- (2) 兩時代の佛教文化 佛教の最も盛んな時代だつたから寺塔の建立・造佛など、佛教に關係ある美術工藝所謂佛教文化が非常に發達した。そして當時の文化は、何れも佛教と共に支那・印度の輸入文化、模倣文化で、まだ之を消化して日本化するまでになつてゐなかつた。かの法隆寺は飛鳥時代の佛教文化を示し

正倉院、唐招提寺などは奈良時代のそれを物語るもの。

重要個別問題

1 國分寺 (東高師・商大豫・美術・神島)

聖武天皇は天平十三年に諸國に詔して國分僧寺と國分尼寺とを建立せしめられた。つまり天皇の崇佛の結果、佛の功德によつて天下を安んぜしめようとの思召に出たもので、大抵は各國府の附近に建立され、寺田や封戸を賜はつた。そして東大寺は全國の國分僧寺を、法隆寺は全國の國分尼寺を統轄したものである。

2 神佛同體説

奈良時代になつて佛教が隆盛となるや、日本在來の神と佛との調和を計る爲に、神佛同體の思想が次第に起つて來た。即ち神と佛は名は異ふが、實は同體で、我國の神は印度の佛の生まれかほつたものだとする説で、奈良朝では行基が唱へ、平安朝に至つて本地垂迹説として最澄空海の唱道する所となつた。

3 行基 (東高師・美術)

諸國を巡錫し、神佛同體説をとなへて、布教につとめ、専ら民利をはかり、道路改修、土地開墾、架橋、水運、灌漑等各種の殖産及社會事業をなし、行基菩薩と尊信された。

4 和氣清盛 (海經・嶺南高工)

(1) 備前の人、垂仁天皇の裔を先祖とする。(2) 忠誠の事(本章四の3)(3) 桓武天皇の時平安遷都の議を奏上して用ひられ、民部卿に進んだ。(4) 孝明天皇から護王明神の號を賜ひ、京都の別格官幣社護王明神に其靈が祀つてある。

5 和氣廣島 (法均尼)



清麿の姉。孝謙天皇の御信任を受け、棄兒收容等の慈善の行があつた。清麿の事に坐して備後に流されたが、光仁天皇の時召還された。佛門に入つて法均尼と改めた。

6 藤原百川 (慶高師・海兵・神皇)

藤原宇合の子、稱徳天皇に仕へ、崩後、光仁天皇を助けて前代の弊政を改め、道鏡を逐ひ清麿を召し還した。

7 大野東人

聖武天皇の御代、東北の蝦夷をうつた。其時築いた多賀城址は今も残つて居る。それから、太宰大貳藤原廣嗣が叛した時之を討つた。

第二 奈良時代の文化

一、奈良時代の美術工藝

① 概観 奈良時代は即ち佛教隆盛の時代なので、之に關係ある藝術が非常な發達を遂げた。寺院の造營、佛像の彫刻、佛畫等實に我が國美術史上燦然たる一時期を劃するに至つたのである。そして其の著しい特色は支那との交通により唐の美術の影響を受けたるのみならず、唐が印度・西域・波斯から東ローマ帝國とまで交渉のあつた結果、支那以外の之等の地域の文化様式まで取入れられたことである。

② 彫刻 室町時代の繪畫と同じく古今獨歩の稱がある。様式は唐や印度の模倣で、東大寺法華堂内の梵天・軟金剛神等は其の代表的なものである。

③ 建築 奈良奠都で支那式による大建築が出来て、帝都としての面目が表はれた外、佛教建築として數々の寺院堂塔が建てられ、又神佛混淆説から神社建築にまで佛教式をとり入れた。當時の建築物で現存のものは

法隆寺の金堂・五重塔、唐招提寺の金堂・講堂、藥師寺の本堂等である。寺院は概ね七堂伽藍を具へ、特に左右均齊の配置に意を用ひ、外部には丹朱を塗り、内部の壁や柱にも彩色を施したが、其の風は全く唐にならつたものである。

① 正倉院(高松) 校倉式建築で、天平時代の代表的な美術工藝品を藏してゐる。之は主として聖武天皇御物で、何れも美麗精巧を極め、唐ベルシヤ印度等西方の藝術的な要素が渾然と融合された総合的な藝術品である。

二、文學 (海兵・音學・東外語・美術・東商大)

唐との交通が盛だつたから漢學が興隆し、漢文・漢詩に通じたものが輩出した。と同時に其の音を利用して假名を考案し、訓讀を作り、音と訓とを用ひた文章を考へ出したなど、漢文が日本化して來た。漢文で書いた書物では日本書紀、詩では懷風藻、音訓併用の書物では古事記・風土記及び萬葉集等がある。

① 漢文學の大家

(1) 吉備眞備 唐に留學、惠美押勝の亂に功あり、右大臣となる。片假名を五十音にまとめたのは此の人であるといはれてゐる。

(2) 阿倍仲磨 元正天皇の頃唐に留學、唐朝に仕へ、詩聖李白と交り名聲が高かつた。歸朝せんとして暴風に遭ひ、再び唐に入つて在唐五十年、彼地に客死した。

(3) 淡海三船 博學、能文。神武天皇より持統天皇迄の御證號を定め、弘文天皇以下六十四人の漢詩を編して懷風藻を作つた。

② 和歌の大家

(1) 柿本人麿 持統・文武兩天皇の頃の歌人で歌聖といはれる。

第二章 奈良時代と其文化

- (2) 山部赤人 天平時代の歌人。人麿と共に歌聖と稱せられる。
- (3) 山上憶良 文武・元正兩天皇時代の人、人情を歌つたものが多い。
- (4) 大伴家持 奈良時代末期の歌人。萬葉集は彼の撰である。

### 三、圖書の撰修

- ① 國史 (1) 古事記(元明天皇御事蹟参照)  
(2) 日本書紀 之は元正天皇の時舍人親王、太安厩二人が漢文體で書いたもの。尙古事記、書紀を略して記・紀といひ、我が國史の尊い資料である。
- ② 地誌 風土記(元明天皇御事蹟参照)
- ③ 萬葉集(大伴家持撰) 大伴家持又は橘諸兄の撰といはれる。天皇から下民に至るまであらゆる階級の和歌四千五百餘種を集めたもの。當時の國民固有の思想、國民生活、國民と朝廷との關係を明かにする點に於て重要である。
- ④ 懷風藻(廣高撰) 淡海三船の編する漢詩集で、大友皇子を初め六十四人の詩百二十篇があり、六朝風の模倣で有名である。

### 四、風俗

- ① 衣 奈良時代は一切が支那風時代だつたから、着物等も廣い袖、長い裾で、今まで左まへにあはせたのが、此の頃から現今の如く右衽になつた。官人は冠をかぶり、手に笏を持つ様になつた。
- ② 食 佛教で肉食をせぬ習慣から、皇室の命令により鳥獸魚等を食することを禁せられた。常食としては米

を蒸して食べ、鹽・酢・醬(味噌)などの調味料もあつた。

- ③ 住 寺院の建立に支那風が傳はると、之が役所や宮殿の建築様式にも用ひられ、寺院の瓦ぶきから貴族富豪の家も瓦を用ふる様になり、種々色をぬることもはじまつた。併し一般の人家は粗末であつた。

### 考察問題

#### 1 奈良時代の文化の特色(五つ)

- (1) 日本化されぬ外來文化 奈良時代の文化は隋唐文化の影響を受けて發達したもので、而も日本化して居らぬ。つまり外來文化を批判し選擇する素養と之をこなす餘裕が、まだ我國民になかつたからである。
- (2) 佛教中心の文化 奈良時代の文化は佛教中心の文化である。當代の文化にして何等か佛教と關係を有せぬものは殆どなく、朝廷の儀式、民間の年中行事、美術工藝、音樂、漢文學等の發達は、皆佛教を中心としたものであつた。
- (3) 都會貴族文化 奈良時代の文化は都會の文化であり、貴族の文化であつた。當時貧富の懸隔、都鄙文化の相違共に甚しく、無學にして貧困な地方民は殆ど外來文化の恩恵に浴することは出来なかつた。
- (4) 日本・外來兩文化の並行 奈良時代には日本固有の文化と、外來文化とが調和して並び行はれた。神道と佛教とが衝突することなく、却つて神佛調和の思想が起つた如き、田舎には支那化せられざる純粹な日本文化が残つてゐたが如き、その例である。
- (5) 世界的文化の趨 奈良時代は遣唐使の往復が頻繁な爲に、唐人は勿論、往々印度、西域人迄も來朝する機會があつた。従つて奈良時代の文化は學問・藝術から風俗迄、唐の影響の外に印度西域の文化を配合したギリシア文化の世界的潮流をも受けたから、一面からは世界的文化の趣があつた。

2 天平時代（東高師・東大・大阪外語・三高・産根高商）

- (1) 聖武天皇の御代を中心とした奈良時代の最盛期を、當時の年號から天平時代といふ。（天平、天平感寶、天平神護等の年號に亘り、紀元一三三九年から一四二六年迄二八年）
- (2) 佛教の最も隆盛な時代で、天皇御出家、僧侶優遇、東大寺・國分寺・唐招提寺等が建立された。
- (3) 美術工藝の全盛時代で建築・繪畫・彫刻・織物等最も盛な時。

3 奈良朝に於ける國史撰修の次第とその後世我國民思想に及ぼせる影響に就きて記せ（橋本高商）

〔陥り易い點〕 奈良朝に於ける「國史」撰修の次第とあるから、古事記・書紀だけで、風土記を加へぬがいふ。「奈良朝」とあるのにどうも六國史の事を一緒に習ふ爲、参考書に並記してある爲等で、六つの史書を書きたがるが、勿論、日本書紀以下の（續日本紀、日本後記、續日本後記、三代實錄、文德實錄）の五書は平安朝時代のものである。併し此問題では後世の影響が出題者の視ひ所かと思ふし、之でむづかしくなり、試験らしくなる。

〔撰修高商教授講評〕 後半の題目はその對象が可なり廣範圍に亘つてゐる爲に之を纏めるのに可なり綜合的な判斷や推理を必要とした。その結果要點を外れてはゐないが、尙隔靴搔痒の憾ある解答が多かつた。例へば徳川時代に至つて國學の勃興と共に吾國の古典が研究せられ、尊王倒幕の運動が起るに至つたといふ單なる叙述は大抵出來てゐるけれども、古典の研究に依て吾國上代の事情が明かとなり、天皇親政が日本本來のやり方で幕府政治の變態なる事が明瞭となり、かくて尊王倒幕、王政復古の運動が起るに至つたといふ風に、國民思想に及ぼせる影響の内容に觸れ、尊王倒幕に至る歴史的因果性必然性を明瞭にした者の少かつたのは國史教授上大に反省しなければならぬ點である。：尙尊王運動の先驅者たる竹内式部山縣大貳等の事績を述べた者の少かつた事も遺憾である。（文部時報五三三號による）

① 國史撰修の次第（本章三參照。尙綜合的には一〇三頁9を見よ）

② その後世國民思想に及ぼせる影響

- (1) 日本書紀の撰修 (イ) 中古 日本書紀の完成された元正天皇の養老四年の翌年から、宮中で書紀の講筵を開かせられ、親王、太政大臣左右大臣より參議に至るまで講義を陪聽せしめられ、講義の後に書紀に現はれた人物を題として和歌を詠ませられるのが例であつた。是れ國務に當るものをして建國の大義を忘れさせぬといふ教諭と拜察する。（一方に於て日本書紀の後を受けて次々に國史の編修が行はれ所謂六國史が出來た。）この講筵は村上天皇の御代まで二百四十五年續けられたが、藤原氏の專權の世になつて、此講義も國史撰修も中絶した。（ロ）室町末期 後土御門天皇が日本書紀の講義を再興されてから、次第に行はれ初め、親王公卿を始め地方の豪族も學者を招いて之を聽聞するやうになつた。
- (2) 後代史書の編修 六國史の編修の後、白河天皇が藤原信西をして本朝世紀を撰述せしめられ、吉野朝に至つて北畠親房の神皇正統記冒頭に「大日本は神國なり」と高唱せしめたのも、記・紀の思想の傳統と見ねばならぬ。
- (3) 徳川時代の古典研究 徳川幕府の學問獎勵より漢學國學が勃興し、就中國學者本居宣長は古事記傳を著はし、又徳川光圀は大日本史を、頼山陽は日本外史・日本政記を著はした。古典の研究は我國の上代の事情を明かならしめ、當時の幕府政治が變態で、天皇親政が日本固有の政治である事を明かにしたので、記紀の研究が直接間接に尊王倒幕、王政復古の運動を起す基をつくつたわけである。
- (4) 武士の讀史と實行運動 室町時代小島法師の著した太平記の如き、建武中興の根本觀念たる天皇親政の理想を宣揚して國體の本義を明かにした書物が、戰國時代の一般國民に愛讀せられ、幕末に至つて一層多くの愛讀者を得、高山樗牛等の志士が太平記に刺戟されて勤王の志士となり、山崎闇齋の神道學風を承けた竹内式部や山縣大貳が尊王の實行運動の魁となつたのも、遠くは記紀の思想を承けたものといはねばならぬ。

4 奈良時代の地方文化

- ① 發達せぬ理由 當時中央と地方との交通機關甚だ不完全の爲、盛だつた都市文化の地方傳播の機會少く、僅かに中央官吏の往復、軍團兵士の上番、國分寺僧侶の教化などによつて漸く地方に文化が齎らされたに過ぎないので、一般に粗野で低級な生活だつた。
- ② 地方に於ける國民固有の思想 都會文化が外國思想の影響から動もすれば柔弱の弊に陥るに反し、地方には我固有の質實、尙武の思想が嚴として存してゐた。「山行かば草むす屍：」の忠勇の心、我國固有の精神がやどり、以て武士道の基をなしたのである。

5 奈良時代文學美術の特徵（東高師）

- ① 文學
  - (1) 漢學 (イ) 大學國學の教育が盛になつた。(ロ) 唐との交通が頻繁な爲に學問著しく進歩し、漢文漢詩の大家が出た。
  - (2) 國文學 當時まだ假名文字なく、國語を寫すに漢字を用ひ、音の外に訓を案出して混用し、萬葉假名を作り、和歌の發達を促して、多くの歌聖が出、萬葉集も生れた。
- ② 美術 (1) 佛教の影響で佛教的美術が盛であつた。(2) 唐との往復の爲に唐風のみでなく印度西域ギリシア等の文化が渾然織りなされたものも見られた。

重要個別問題

1 萬葉集

(1) 我國はじめての歌集で二十卷ある。(2) 大伴家持の撰といはれる。(3) 主として舒明天皇から淳仁

天皇迄凡百三十年間の和歌約四千五百種を集めた。(4) 上は天皇より田夫・野人・特に防人マヤセリなどの歌まで各階級網羅してある。(5) 特徵、形式上萬葉假名といつて、漢字の音訓と意義併用、自由自在を極めてゐる。(6) 内容上、歌風自然雄健にして氣魄あり、各階級に亘る詠者なので其生活の眞相もわかり、漢文學の影響をあまり受けぬ人の和歌は國民固有の思想の現れとして興味がある。

2 大伴家持

大伴旅人の子、聖武一桓武六朝に歴事した文武の名臣。蝦夷征伐に功があつた。萬葉集の撰をした。「海行かば水漬く屍山行かば草蒸す屍大君の邊にこそ死なめ顧みはせじ」の歌は家持の作である。

3 石上宅嗣

藤原鷹の孫、能文、能書家で、己の家を寺とし、寺院内に一院を建て、芸亭と名付け、儒書を集めて好學者に讀ませた。之が我國の圖書館の始である。

第三章 平安時代初期の趨勢

一、桓武天皇の御事蹟（陸士・東外語・東高師・神皇）

光仁天皇の皇子で英明なる君主に在し、新政に依て前代の佛教政治の弊を矯正し、建國の理想を光被された。

- ① 平安奠都 人心を一新し政治改革の實を擧げんとして、先づ山背長岡シノノカミナガノに奠都し、更に延暦十三年平安京に壯大な帝都を營まれた。(次頁二參照)
- ② 朝政刷新 (1) 勸解カクガイ由使ユシを置いて地方政治の監督をなさしめ、國司の不正を除いた。
- (2) 學問の奨励 大學の經費を増す爲に、勸學田を定め、教授に職田を賜ひ、淡海三船に命じて歴代天皇



① 薬子の亂

(1) 原因 桓武天皇崩御、皇子平城天皇即位後四年にして皇太弟嵯峨天皇に御讓位。藤原薬子(嵯峨の御孫)が平城天皇の皇太子時代からの寵をたのみ、平城上皇の軍祚によつて皇后にならうとし、兄仲成と謀つて兵をあげ、上皇を奉じて東國に走つた。

(2) 經過 天皇は坂上田村麿、文屋綿麿に命じて討伐、上皇は薙髮し給ひ、仲成は誅伐、薬子は自殺した。時に弘仁元年である。

② 制度の改革

(1) 藏人所(四高・學寮) 天皇は上皇と御不和で、朝臣も兩派に分れ、機密の洩れる憂があつたので、弘仁元年藏人所を置き、藤原冬嗣等を藏人頭として機密の文書及訴を掌らしめられた。一時的の役所だったが、薬子の亂後、永久制のものとなり、長官を別當といひ、第一等の公卿を之に任じ、下に頭二人をおいて、大小の事務に當らしめたので、太政官の政務が多くこゝに移り、權勢が強大となつた。

(2) 檢非違使(松江高) 當時盜賊の憂が多かつたけれども、衛府も彈正臺も無力で逮捕出来なかつたから天皇は新に檢非違使をおいて都下の司法警察の事に當らしめられ、諸國の武士は争つて之に投じた。

③ 蝦夷征伐

文屋綿麿を遣はして山谷の殘賊を平げしめられた。

④ 漢學の獎勵

御親ら漢學・詩文に長ぜられ、特に書道は三筆の一人にまします程御堪能で、従つて漢學の御獎勵により小野篁・都良香等の漢學者が出た。

⑤ 姓氏錄編纂

勅命で皇別・神別・蕃別を分け各氏の本源を詳述したものである。

⑥ 弘仁格式

藤原冬嗣に命じて格式を撰修せしめ給うた。之を弘仁格式といふ。これ即ち律令の日本化であつて、政治上注目し値するものである。(格式は律令の不備・不足を補つ・官符を正しくし、たものであり、式は律令施行上の細則である。)

総合問題

1 上代より平安朝初期に至る蝦夷平定の次第を述べよ(松江高・陸士・高・御開高・松本高・八高)

〔松江高校教授講評〕「本題は優秀の答案殆ど無く、又白紙極めて少く、點數の差がつき難かつた。全體傾向として單に討伐者の人名場所等を年代順に羅列しただけで総合的な把握に缺くる憾みがある。本題の様な廣範圍に亘るものは事實の並列よりも此點を強く要求してゐるから、蝦夷平定に伴ふ我國の地域擴大、日本文化の擴充、全體に通ずる華化政策等についての觀察が必要である。」とある。大抵の参考書には、一覽表的なものが多いので、勢ひさういふ答案にならう。左の答は松江の優良答案であるが、番號や段落及び、欄外に補遺として加へた華化政策の一端は編者が加へたものである。(文部時報五九四號ノ二による)

優良

(1) 崇神天皇頃迄の上代東國の狀況 神武天皇御東遷以後大凡五百年、崇神天皇の御代迄は皇威に浴する地方は殆ど近畿地方に限られ、それ以外の地方には未だ朝廷に従はず人民を苦しめるものが多かつた。西方の熊襲と東國の蝦夷とは其最も著しいもので、殊に蝦夷は廣大な地域を占めて其勢猛烈を極め、歴代の大和朝廷は其討伐に非常な苦心を拂はれた。

(2) 四道將軍の中、北陸に向はれた大彥命、東海に向はれた武渟川別命は共に蝦夷討伐に従事されたものである。其後豐城入彦命の東國御鎮定をへて、

(3) 景行天皇の御代、武内宿禰の東國巡察、日本武尊の日高見國御東征、豐城入彦命の御孫御諸別王の御鎮定等あり、當時、國、縣、村の分界を定め、それ〴〵國造・縣主・稻置を増置して北方を治めさせられたのは、西日本の鎮定と同時に蝦夷平定も大いに進捗した結果と思はれる。所謂佐伯部は斯

様な蝦夷平定に當つて、捕へられた捕虜を同化する爲、各地に分置されたものである。然し蝦夷はこれですべて鎮定されたものでない。

(4) 孝徳天皇の頃には淳足、磐舟の柵を設けて彼等に備へ、齊明天皇の時には阿倍比羅夫が舟師を率ゐる淳代・津輕等日本海岸を従へ、進んで渡島の蝦夷を討ち、更に彼等を案内として遠く肅慎をも鎮め、

(5) 奈良朝に入るや蝦夷討伐の重要さから、大將軍以下の征夷使が設けられ、常備軍設置の必要を感じて多賀城に鎮守府をおいた。然し、聖武・淳仁・光仁各代に亘る藤原宇合、大野東人、大伴家持等の討伐も充分なる効果を發揮する事を得ず、完全な蝦夷鎮定は次の時代への宿題として平安朝に持越された。

(6) 桓武天皇の延暦年間征夷大將軍坂上田村麿の討伐に至つてはじめて敵の根拠を覆へし、膽澤城を築いて彼等を壓し、其後嵯峨、陽成兩天皇の御代文屋綿麿、藤原保則等の力に依つてこゝに日本武尊以來の難問題が漸く解決し、間もなく清原氏、奥州藤原氏等が此地方を根拠として大勢力を固める基礎が開かれる事になつた。

〔補遺〕 (イ) 其同化政策は従はざるものを征伐鎮定、柵を次第に前方に進め、(ロ) 内地人を移して其地の守護拓植に従事せしめ、(ハ) 蝦夷人の歸順したものは内地に移し、叙位などをして同化に力めたものである。尙強敵蝦夷が殆ど一千年に亘つて漸く鎮定した事は、東國の住民が武を練る機会となり、後の東國武士の強い武力の基をなした。

2 奈良平安時代に於ける律令制度の日本化に就て述べよ (五高)

① 日本化の必要 抑々大寶律令による制度は唐制を母胎としたので、實施上國情に適せぬ爲、日本化の必要が少くなかつた。そこで格式、令外官等折々適當の修正が行はれ、特に平安朝に遣唐使が廢止されてから文化全般に日本化傾向が増して來たので、律令制度にも一層日本化的修正が行はれた。大要は左の如くである。

② 格式の意義 (八〇頁參照) 嵯峨天皇の弘仁格式、清和天皇の貞觀格式、醍醐天皇の延喜式等、格式が集めて發布された。之を三代格式といふ。

③ 令外の官 藏人所、檢非違使、勘解由使 (説明八〇頁參照)

3 延暦年間に於ける有名なる出來事 (外語、東高師) (桓武天皇御在位は延暦元年の前年から同二十五年迄で、延暦は陸奥、東安高師) (桓武天皇の御代といへば桓武天皇の御代といふわけである)

(1) 奠都 三年長岡に遷都されたが、十三年平安京に入りたまふ。

(2) 蝦夷 大伴弟麿、坂上田村麿等をして蝦夷を鎮定せしめた。

(3) 宗敎 最澄空海等入唐して新しき佛敎を傳へた。

(4) 渤海入貢 引續いて渤海入貢があつた。

4 平安朝初期に於ける政治上の革新 (昭和一一高等試験行政科) (第三章一・二・五參照)

5 奈良奠都と平安奠都との特質を明にせよ

① 奈良奠都の特質 内治の擴大と外交上の必要から從來の歴代遷都の風を存續し得ず、大規模の帝都を固定する事となつたのが特質である。

② 平安奠都の特質 奈良時代の佛敎と政治の合體による弊害を除く爲と、内治外交上至便な場所に更に大規模な帝都をつくる必要があつた。即ち、前者は帝都の固定化であり、後者は弊害除去の爲の心機一轉策が中

心である。共に國政の必要から適當の地を選むといふ共通點はある。(細かい事は其節にのべてある。)

**重要個別問題**

**1 坂上田村麿** (東高師・陸幼・海橋・美術)

(1) 阿知使主の子孫、刈田麿の子、體軀偉大、武勇絶倫、恩威並び行はれた名將軍で(2) 桓武天皇の御代 征夷大將軍に任ぜられ、蝦夷をうつて其の根據地を衝き、膽澤城を築いて鎮守府を此所にうつした。之より太平洋方面と日本海方面との交通聯絡が保たれる様になり、蝦夷征服の問題は一段落を告げた。(3) 藤子の亂に文屋綿麿と共に藤原仲成を討つた。(4) 田村麿の墓を將軍塚といつて尊信されてゐる。

**2 多賀城** (文檢・陸幼)

聖武天皇の御代、大野東人が之を築き、陸奥の鎮所とした。多賀城碑は日本三古碑の一である。

**3 令外の官**

大寶令は唐制をまねたものであるから(1) 最初から我が國情に適應しないものもあり、(2) 時代の進運に伴はぬものもあつて、其の内容に幾多の變遷を重ねた。かく大寶令の官制に見えないで、時代の必要に應じて新に設けられたる官を令外の官といふ。  
勘解由使、藏人所、檢非違使等はその例である。

**第四章 藤原氏の隆盛 菅原道眞**

**一、藤原氏勢力強大の理由 (事檢)**

① 祖先の勳功 藤原氏は其の祖鎌足の時蘇我氏を倒し、大化の改新近江令の撰修等に大功をたて、其子不比等は大寶律令の撰定に功あり、不比等の四子は南・北・式・京の四家を立て、朝廷の要政についた。

② 權力尊重思想の現はれ 權力國家たる支那からの多年に亘る文化輸入の影響で、藤原氏は權力思想により自家繁榮主義となり、皇室に對し奉り攝關となつて專擅の行をなし、他方に又他の勢力家を排して強勢となつた。即ち

(1) 藤原氏は其女を宮中に入れ、其の生み奉つた皇子を皇太子にし御幼少の中に即位される様にし、天皇御幼少の間は攝政となり、御成長の後は關白となつて政權を其の手に收めた。そして攝關其他の要職は皆一門が獨占した。

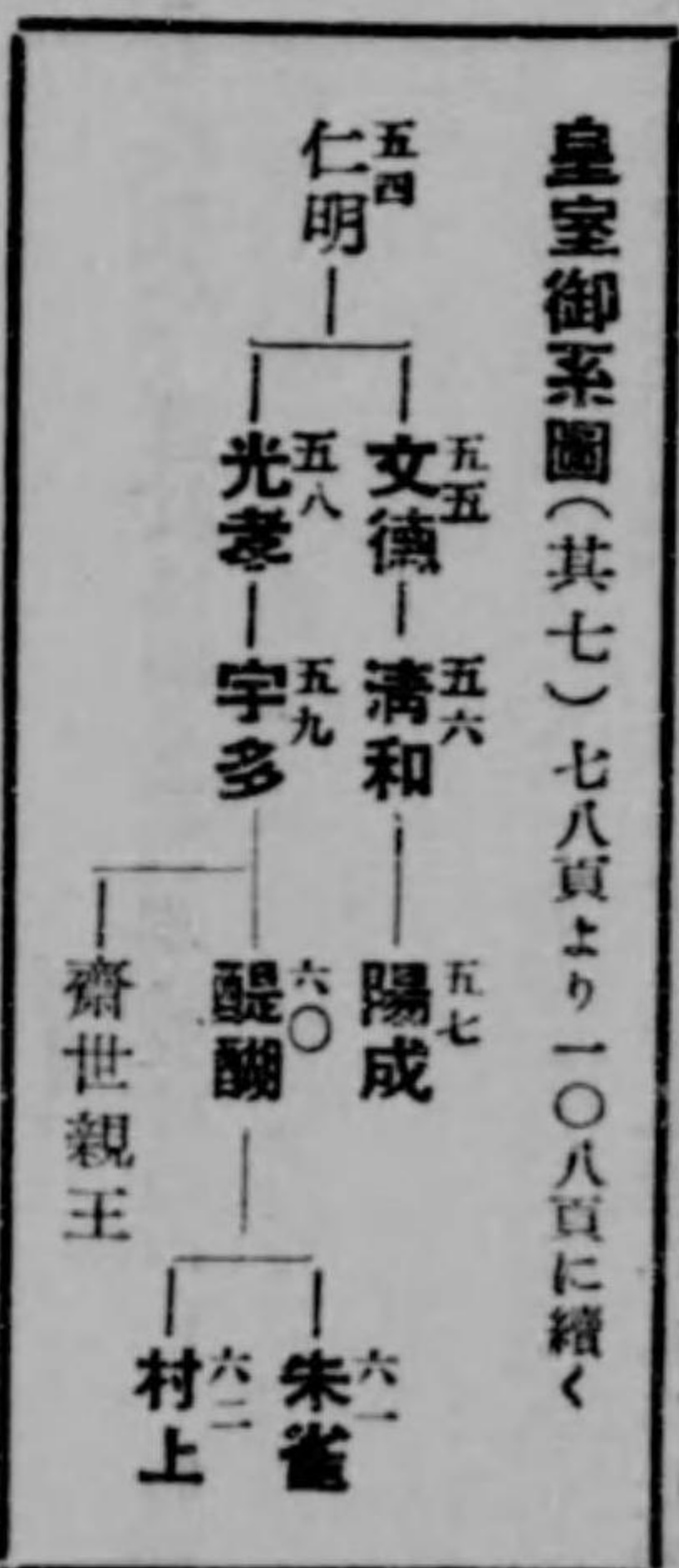
(2) 自家の繁榮の爲に、他の勢力を排斥する必要があるので、橘、源、菅原の諸氏を排斥した。

**二、宇多天皇の御事蹟** (東高師 事檢・通官)

① 親政 藤原氏の專横を憤りたまひ之を抑へようとして、基經薨去後には太政大臣も關白も置かず、菅原道眞を登用し、自ら政治を親裁せられた。

② 遣唐使の廢止 (海橋・美術) 舒明天皇の御代から歴代續けられた遣唐使は仁明天皇以後絶えてゐた。宇多天皇の御代(寛永)唐使來朝に及び道眞を大使として派遣しようとしたが、道眞の建議によつて中止となつた。(其理由に就いては八九頁參照)

③ 法皇の始 天皇は御位を十三歳なる醍醐天皇に譲られ、仁和寺に入つて薙髮して法皇と稱せられた。之が法皇の始である。





- ① 寛平の遺詔 御譲位に當り、幼帝を誡める爲に寛平遺詔を著はし、臣庶の賢否、國家の得失をあげて、治道の要を説かれた。
- ② 道眞左遷 法皇は天皇にすゝめて道眞を關白にしようとしてられたが、道眞は固く辭して受けぬ中に、時平の讒奏で左遷、政權は再び藤原氏に歸した。

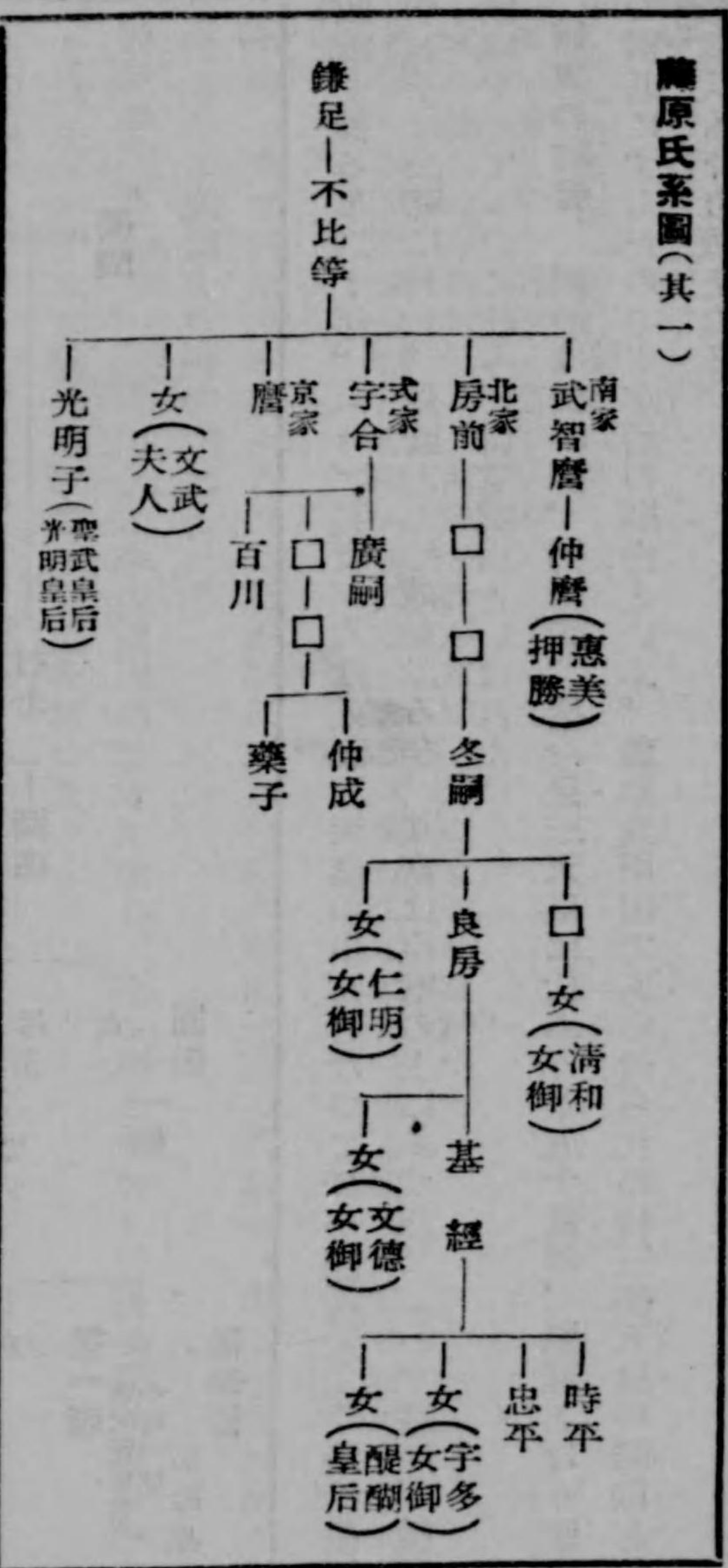
三、延喜天曆の治

- ① 醍醐天皇御成長後は御心を政治に注がせ給ひ、寒夜に御衣を脱いで民の寒苦を思ひやり給ふ程であつたので、京都中心の文化は太平の裡に大いに進んだ。之を時の年號により延喜の治といふ。
- ② 村上天皇も亦政治に御熱心で、華美を戒め、人材を登用せられたので、之を天曆の治といふ。
- ③ 併し延喜天曆の治は全國的な平和を意味するものではなく、都には藤原氏の專權漸く露骨となり、地方は政治が亂れて盜賊横行し、世は將に多事ならんとする時代であつた。

四、藤原氏全盛までの推移

- ① 立後の始 不比等の女が文武天皇の夫人となり、聖武天皇を生み奉り、同じく不比等の女光明子も聖武天皇の皇后となられたので、藤原氏が茲に外戚となつた。
- ② 四家の盛衰 不比等の四人の子が四家を立てたが、南家は惠美押勝の反で頓挫し、式家の百川は勢力があつたけれども仲成薬子の亂で衰へ、京家は始めから振はず、北家が冬嗣から獨占的勢力をもつやうになつた。
- ③ 人臣の太政大臣・攝政・關白 冬嗣は藏人頭、女は仁明天皇の女御となつて文德天皇を生み奉つたので、外戚として政權を握り、子の良房、人臣最初の太政大臣となり、文德天皇崩御後九歳の幼帝清和天皇の攝政

藤原氏系圖(其一)



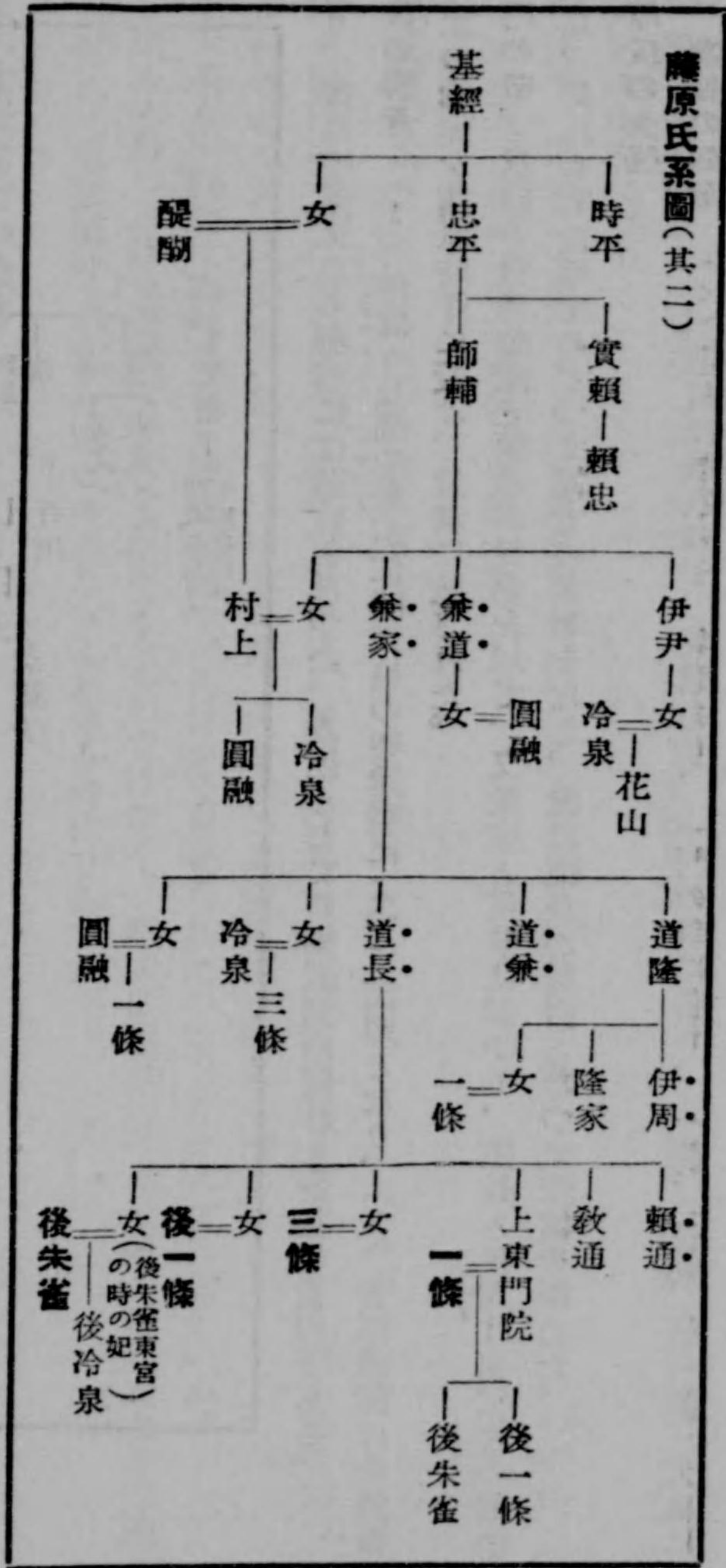
となり、後に宇多天皇の御代には關白となつた。人臣としての攝政關白何れも最初のものである。

- ① 他氏の排斥 (1) 伴健岑及橘逸勢が仁明天皇の時讒奏によつて流罪となり、(2) 菅原道眞は女婿齊世親王擁立の讒奏を藤原時平に受け、筑紫に流された。

- ② 一門の争 基經の曾孫兼家と兼通が兄弟を以て、又兼家と道兼は親子で、道長と伊周は叔父甥の間柄であり乍ら、何れも關白職をめつて權力の争奪をなし、遂に道長が關白となつて全盛を極めた。

③ 藤原氏の全盛

(1) 道長の發華 (イ) 道長は兼家の子、氣概あり、一門の争に勝ち、一條、三條、後一條三天皇に仕へ



て政權を握る事二十年。(ロ)其女三人は前記三天皇の中宮となつて後一條・後朱雀・後冷泉三天皇を生み奉り五子は公卿に列し、外戚として權をふるひ、其富は皇室の上にあつた。(ハ)晩年、榮華をつくし、法成寺をたて、之に住み、御堂關白といはれた。

(2) 頼通の驕奢 頼通は後一條、御朱雀、後冷泉三天皇に仕ふる事五十餘年、攝關となり驕奢を極め、宇治の別荘にすんだので、宇治の關白といふ。藤原氏所出であらせられぬ後三條天皇の即位と共に、さしもの藤原氏も下り坂となる。

総合問題

1 平安時代の外國關係 (大阪商大櫻・神皇)

- (1) 唐 遣唐使の問題 次問2ノ3
  - (2) 宋 商人は相往來して、商業を管んだが、公の交通はなかつた。
  - (3) 朝鮮 新羅は奈良朝以來強大無禮だつたが入貢はしてゐた。併し仁明天皇の時其使者の來るのを禁ぜられた。
  - (4) 渤海 聖武天皇以來屢々入貢したが桓武天皇の時六年に一回と改めた。併し醍醐天皇の御代に遼契丹に亡ぼされて我國との關係がたえた。
  - (5) 刀伊の入寇 (高岡・松山) 刀伊は今の沿海州地方に住し、遼に屬して居り、後一條天皇の御代に突如壹岐對馬を侵したが、太宰權帥藤原隆家が之を討つた。
- 2 遣唐使 (大阪外語)
- ① 目的 佛教の傳授、其他制度文物の輸入等の爲に、唐に派遣せられた使節である。
  - ② 起源及沿革 舒明天皇の二年、大上御田歙を唐の太宗の朝に遣はしたのが遣唐使のはじめで、爾來仁明天皇まで凡そ二百年間に十二回使節を送り、留學生學問僧之に従ひ、唐の文化を輸入し、我が文化の促進に寄與する所が少くなかつた。當時は航海術も進まず、支那との間の荒海の爲に、十二回の中無事に歸ることが出来たのは二回だけであとは何か故障があつた。當時如何に困難を忍んで交通したかが察せられる。
  - ③ 廢止と其理由及影響 宇多天皇の寛平六年道眞の建議により廢止せられた。
  - (1) 廢止の理由

- (イ) 唐は既に末期で國內が亂れてゐた。
- (ロ) 文化的には我國が模倣時代を過ぎて獨創期になつてゐた。
- (ハ) 航海難で多くの犠牲と費用とが要つた。
- (ニ) 隨行員の派遣辭退や、水難の爲に巨船の争奪等があり、弊害が百出した。
- (2) 廢止の結果 支那との國交が絶える事になり、唐文化の輸入がなくなり、爲に漢文學が衰へ美術工藝に唐風がなくなり、國文學が隆盛となる外、一般文化の獨創化日本化が見られるに至つた。

### 8 攝政關白の起源及廢絶 (大坂高)

#### ① 攝政 (御高)

- (1) 攝政は應神天皇の御代、御母神功皇后が天皇御幼少の故を以て一時政を攝りたまうたのはじまる。
- (2) 然るに、文德天皇の御代、藤原良房人臣にしてはじめて太政大臣に任ぜられたが、次いで清和天皇(御母は良房の女)位に即きたまふや、天皇御幼少の故を以て、良房が攝政となつた。之我が國では人臣攝政のはじめである。

(3) 而して此の制は五攝家等と云つて、明治維新前までつづいた。明治二十二年發布の皇室典範により、我が國本來の姿にかへり、攝政は皇族に限ることとなつた。

- ② 關白 宇多天皇の御代天皇は既に御年長にあらせられたので攝政を置かず、萬機を藤原基經(良房の養子)に關白せしめ給うた。關白とは關ツカり白ハクすの謂で一切の政務は悉く基經を経由して決するの意である。之が關白の起原で、之より藤原氏は、天皇御幼少の間は攝政となり、稍々長ぜらるれば關白となつて、常に政治に關與し、專横を極むるに至つたのである。

- ③ 廢絶 武家政治になつて公家に政權がなくなつても攝關の制はずつと存續してゐたが、明治元年王政復古

の大號令によつて廢止された。

### 考察問題

#### 4 道眞の行爲に對して眞に偉大なりと感ずる點

- (1) 和魂漢才の具現者として日本固有の國民思想を保持した。
- (2) 藤原、橘、伴等の諸貴族が勢力獲得の爲に醜く争つて居る時に、純潔な精神を以て超然として正義に處した。
- (3) 筑紫に左遷されても、それが自然の運命と觀じ、心に自分の誠心を信じて少しも疑はず、無實の罪が晴れて再び明るき日の復り来るを信じ、天皇に對し奉つては忠義の心を失はず、自分を陥入れた時平に對してさへも憎惡する様なことはなかつた。

#### 5 左の和歌の史的意義

心にもあらで浮世に長らへば こひしかるべき夜半の月かな  
三條天皇  
この世をば我が世とぞ思ふ望月の かけたる事なしと思へば  
道長  
三條天皇が道長の專權を快からず思召したまひ、長和四年極月の月のいゝ夜、道長の女なる中宮研子に申され、心ならずも御位を去らうとされた時によみたまへる御製で、道長は同じ雲井の月を眺めて望月の如く缺けたることのない自分の榮華を誇り、不遜にも「此世をば我世とぞ思ふ」とうたつて居る。一天萬乗の君の御退位の御志に對し、臣下の尊大のさまがあらはれて、寔におそれおほい極みである。

## 第五章 國風文化の發生（平安時代の文化）

### 一、平安時代文化の特色（七高）

- ① 日本化された文化 平安朝初期から日本化傾向を帯びてきた文化は遣唐使の停廢に促されて、中期に入つて以後、支那文化を同化して我國風に合せしめようとする傾向が起つて來た。即ち（1）漢字から假名を作つて國文・和歌の發達を促し、（2）支那風の書から上代様の書が生れ、（3）唐畫から土佐派、春日派などのやまと畫が、（4）唐風の彫刻から日本風の優美な定朝式の佛像があらはれ、（5）支那傳來の天台・眞言にも日本獨特の教義を具へ、純日本式の淨土教が發達し、（6）其他法制風俗調度品に至るまで日本化して來た。
- ② 佛教中心文化 奈良時代同様當代の文化は佛教を中心としてゐた。即ち美術工藝は勿論宮廷の儀式、民間の行事等は大部分佛事であつた。當時の人心に悲觀的厭世的な傾向のあつたのも淨土教の影響である。
- ③ 貴族的都會的文化 當時の文化は少數の貴族や都會人士のみが其恩恵に浴し、多數の地方農民は没交渉だつた。
- ④ 女性的文化 佛教の隆盛と武備の頽廢などの爲、文化に質實剛健の風なく、華美柔弱で、感情に偏し、道德的根柢の薄弱な女性文化であつた。

### 二、平安時代の佛教

#### ① 佛教の新宗派勃興の理由

- （1）奈良時代の佛教は、支那から殆ど其のまゝを取入れたので、我が國民思想に合はないものがあり、
  - （2）佛教隆盛の結果、僧侶が墮落して色々の弊害を醸したが、平安奠都によつて改められた。
  - （3）當時門閥萬能の時代で、出世の道は出家するより外無かつたから人材が宗教界に集つた。
  - （4）すべての文化が日本的になると同様、宗教も日本的になつた。
- ② 山岳佛教 奈良時代の都市佛教に對して山岳佛教が起り、戒律思索を本體としたから高僧が輩出した。
    - （1）最澄 近江の人で桓武天皇の御代比叡山に延曆寺を建て、後唐に留學し、歸朝して天台宗を弘めた。死後傳教大師の諡號を賜はつた。
    - （2）空海 讃岐の人で唐に留學し、歸朝して高野山を開いて金剛峯寺をたてた。空海は博學多能で詩・書・彫刻・醫術、何でも得意。且つ諸國をまはつて池を掘り、橋をかけ、水利をはかる等民利を増進し、又綜藝種智院といふ學校を作つて平民の子弟を教育した。死後弘法大師の諡號を賜はつた。
  - ③ 神佛習合の説—本地垂迹説（長崎高商・大分高商・海兵・山形高・水戸高）
    - （1）沿革 行基菩薩は奈良時代に神佛同體説を唱へたが、最澄空海は更に一步を進めて本地垂迹説を主唱した。
    - （2）内容 印度の佛が本即ち本地で、我が國に神となつて現れた即ち迹を垂れたものであるといふ説で、例へば天照大神は大日如來の垂迹であるとすのである。かうして國民の敬神思想に崇佛觀念を結合し、其の手段として、寺の中に神を祀り、神社にも神宮寺といふ様な寺を建て、僧侶が神を祭り、朝廷の儀式にも佛事を交へることとした。
    - （3）變遷 この思想は鎌倉時代に大成し、徳川時代にも行はれたが、明治になつて神佛混淆は禁ぜられた。現在でも寺の附近に神社がある例は全國に澤山ある。

三、平安時代の文學

- ① 漢文學 奈良時代に隆興した漢文學は、桓武天皇以後數代の天皇の御奨勵により、平安朝初朝は盛だつたが、遣唐使の廢止から次第に衰へて國文學が次第に盛になつた。漢文漢詩の大家としては嵯峨天皇・空海・小野篁・都良香・菅原道眞・小野道風・三善清行等がある。
  - ② 學校 中央の大學、地方の國學の外に平安朝の初期、貴族が同族子弟の教育の爲に私立學校を設けることがはやつた。之等の學校は貴族の間の勢力争の因をなし、教育が閥族を擁護するに至つた。
  - 弘文院 和氣清麿の遺言で設置、和氣氏の子弟を教育した。
  - 勸學院 藤原冬嗣の設立、藤原氏の子弟教育所で、一時は大學をも凌いだ。
  - 學館院 嵯峨天皇の檀林皇后の設立で、橘氏の子弟を收容した。
  - 養學院 在原行平の設立、在原氏嵯峨源氏の子弟教育所。
  - 綜藝種智院 空海の設立、之は一般平民の子弟の教育所で、儒教佛教兩方を教へた。
- ③ 國文學の發達
- (1) 發達の原因 遣唐使の廢止によつて支那文學の新しい刺激を受けなくなり、國文學が次第に隆盛になつた。即ち假名の使用が盛んになつて思想の發表が容易になり、貴族の間には趣味として國文學が重んぜられ、殊に女流文學者の輩出は更に之に拍車をかけた。
  - (2) 國文學の結晶
    - 竹取物語 作者不詳、宇多天皇の作ともいふ。物語文の始。
    - 伊勢物語 在原業平の歌を中心に前後の始末を書添へた短篇で隨筆の形式の始である。

源氏物語 一條天皇の頃、紫式部の作、光源氏を主人公として、貴族社會の状態を描寫した小説で、文章が美しく、構想雄大で、世界的名著といはれる。

枕草紙 一條天皇の頃、清少納言の著、隨筆集である。文章は奇抜で力強く、源氏物語と共に平安朝文學の双壁、國文の模範と云はれる。

土佐日記 紀貫之が土佐から歸る途中の事を女の作の形で著したもので紀行文體の散文の創始である。

藥華物語 一條天皇の頃、赤染衛門の作といはれ、宇多天皇から堀河天皇頃までの道長の榮華の有様をかいたもの。

- (3) 和歌 今までの長歌に對して、漸く短歌が盛になつて來た。有名なる歌人としては、在原業平、小野小町、紀貫之等があり、古今集をはじめとして、後撰和歌集、拾遺和歌集等の勅撰和歌集も多く出た。
- (4) 女流文學者としては、當時多くの傑出した人が居る。紫式部、清少納言、赤染衛門、伊勢太輔、和泉式部等は其の最たるものである。

四、平安時代の美術工藝 (美術・京城大徳・四高)

- ① 發達概観 奈良時代の美術工藝は支那模倣が主だつたけれども、平安時代に入つて、藤原氏の榮華により美術工藝の進歩を見、優美華麗なる時代的特色を帯びて來た。即ち初期に於て次第に日本風の美術が芽ばえ中期から後期にかけて純日本式の美術が發達し、最もよく平安時代の特色を著はしてゐる。
- ② 佛教の影響により佛畫の大家が出た中で、百濟河成と巨勢金岡は最も有名である。惠心僧都ケシノウラジも有名であり、宅磨爲成のかいた宇治鳳凰堂の壁畫も亦名高いものである。
- ③ 建築 藤原時代の粹を集めたのは道長の法成寺、頼通の平等院、藤原清衡の中尊寺等である。それらにあ

る佛像は佛工定朝の作である。

## 五、平安時代の風俗

- ① 衣食住 衣服は奈良時代のものより更に長く廣く華美になつた。住居 朝臣貴族は何れも寢殿造といふ優美な邸宅を構へ、池を掘り山を築き、泉石の美をつくした。
- ② 日常生活 貴族は奢侈榮華を極め、月雪花に浮かれ、詩歌管絃の遊に耽つた。又男子も白粉を塗り歌合、繪合、圍碁、六等女性的な室内遊戯が行はれた。
- ③ 思想方面 (1) 當時は所謂敵國外患なく(蝦夷は漸く平定し對外關係も平穩であつた) 國家的精神が缺乏し、全く自家の福利のみを念とした。  
(2) 迷信 上下共に迷信深く、徒らに加持祈禱、物忌、方違等が行はれた。  
(3) かくて政權爭奪の爲に父子、兄弟、叔姪の争がたえず、淫靡の風は我が健全なる道義の精神を紊つたが、地方には質實剛健なる固有の國民思想が嚴存し、それが武士の興起と共に復活して來た。

### 考察問題

- 1 奈良時代と平安時代との文化の特色を比較せよ(評岡高・新島高)
- ① 奈良時代の文化の特色 奈良時代の文化は唐の文化を移植し之を模倣したのに過ぎなかつた。當時の支那では唐の全盛時代で其燦然たる文化を吸收消化した我國では、まだ之を日本化する事は出来なかつた。而して奈良時代の文化の中心は佛教であつて、其れも信仰を主とするのでなく、政治と産業の開發とに資する所が多かつた。従つて寺塔の建立、佛像の彫刻・佛畫等、佛教的文化を移植し、一方漢文學の隆興から、古事記・

日本書紀・萬葉集などの日本の文化事實迄、漢文で表現する時代だつた。

- ② 平安時代の文化の特色 奈良時代の模倣期に於て唐の文化を消化して平安時代に入ると、之に國風を加味して日本化されるやうになつて來た。之は奈良時代文化との著しい差異點である。例へば佛教では神佛同體説が奈良朝から漸次發展して最澄空海の本地垂迹説となり、寺社の合祀、建築様式に迄其混淆が見える。又遣唐使の廢止から支那文化の輸入杜絶と共に漢文學衰退して國文學勃興し、源氏物語、枕草紙などの名著が出る外、美術工藝や制度風俗も次第に我國風になつた。

- ③ 要するに、文化發達の初期、特に外來文化を受入れる初期は模倣が中心であるけれども、習熟するに従つて獨創味を加へて行くもので、奈良朝の模倣文化も漸次平安朝の獨創文化へと變つたものである。

## 2 推古時代・奈良時代・平安時代の我が文化の特色を當時の外國關係によつて説明せよ(弘前高)

【弘前高教授講評】 この問題の答案中約三分の一は時代錯誤の弊に陥り推古時代、奈良時代、平安時代の區別明瞭ならず、甚しきは室町時代と混同して支那の宋、元との交通又は歐羅巴人の葡萄牙人、西班牙人の渡來と混同せしものありしは吾人の遺憾とする所なり。加之受験生の腦中には推古時代、奈良時代、平安時代の我文化の特色なるもの明確ならず、從ひて漫然と不正確なる史實を羅列し、之によりてこの問題を解かんとせしもの多かりしは吾人の意外とする所にして、畢竟するに中學校の教科書に斷片的に記せし所を鵜呑にせしものにして、前後の史實を綜合推理することを忽緒に附せし結果と認むべし(中略)受験生は只教科書に記載せし所を機械的に暗記するに止めず、常に前後の史實を綜合統一して明確に腦裡に蓄積し置き、必要に應じて之を使用するやう工夫せざるべからずと信ず(下略)(文部時報四二〇號による)

色 特 の 化 文		色 特	係 關 國 外
學 文	佛 教	文化は北魏のものに倣ひ、儒教が尊重された。	推古天皇の御代、聖德太子が小野妹子を隋に使はし直接支那と交通を開かれ、次で留學生・留學僧渡支し、大いに大陸文化の輸入の道が開かれた。
漢文學は未だ盛にならず、儒學思想大いに尊重され、太子の十七條憲法にはこの思想が適當に取入れられてある。	從來の佛教は朝鮮經由だったが、聖德太子の直接支那交通開始以來佛教經典も多くなり、寺院の建立も行はれ、佛教傳來後始めて盛になつて來た。	唐文化の模倣が主であつた。	推古時代から凡そ百年後の支那は唐の玄宗時代で最盛期だつたので遣唐使留學生の派遣多くなり、支那文化の輸入は一層増して來た。
唐の盛時の交通と皇室の奨励とにより漢文學隆興、著名な學者輩出、一方漢字を用ひて國文、和歌等も發達の緒についた。	奈良文化即佛教文化ともいふべき時で、聖武天皇の崇佛は聖德太子の佛教隆興を國家的な大規模のものとし、東大寺、國分寺、大佛等の建立、政治と佛教の合體等最盛時をなしたが弊政も多かつた。	支那文化模倣から、次第に國風化して來た。	玄宗即位から約二百年後には唐も衰運となり、平安初期に行はれてゐた唐との交通が宇多天皇の朝に停廢、日唐交通斷絶となつた。
初期には未だ漢學が盛だつたが支那と交通せぬ様になつて後は國文學、和歌が盛となり假名文學、女流文學等は此時代の特徴を物語るものである。	所謂天平時代をなす唐の佛教藝術を基調とするもので、建築・彫刻・繪畫等に於て、唐に入來つた西アジア方面のものもあつた。		

3 敬神樂佛の調和の必要があつた理由と調和の目的を以て行はれた重なる實例を述べよ(二篇)

- ① 調和の必要 我國古來の敬神思想と佛教の思想とは相容れないものがあつた。敬神思想は我國固有の敬神崇祖、君臣一體の精神であるが、佛教は國家を超越した世界教であり、個人の階級を差別なく救はうといふ教へなので、どうしても調和の道をとらねば普及し得なかつた。加ふるに、奈良朝末期には僧侶の中から國體をあやまるやうなものも出たので一層其必要があつたわけである。そこで桓武天皇は遷都と共に佛教腐敗の匡正に力められ、僧侶の得度、寺院の建立、田園の寄進等に嚴重な制限を加へられた。
- ② 調和の説 奈良朝では行基が神佛同體説を唱へたが、平安時代になつて更に發達し、空海、最澄などによつて唱へられたのが本地垂迹説である。即佛は神の本地で神は佛の垂迹だといふのである。この説は鎌倉時代に至つて大成した。
- ③ 實例 延暦寺と日吉神社、興福寺と春日神社とは、社・寺が同一境内にあり、八幡大菩薩は八幡といふ神號と菩薩といふ佛號を一つにしたものであり、大和藥師寺境内の八幡宮の僧形八幡神は、神像でありながら佛體を以て現してある。又神社に佛舍利を納め、佛寺に神體を安置するが如く漸次日本化したけれども、神事と佛事とを混同し、神社の多くが専ら僧侶の管するところとなり、延いてその弊害も多かつた。

藝工術美
大陸との交通開始により彼地より寺工・佛工・畫工・瓦工等渡來、建築・彫刻・繪畫等に見るべきものが多
所謂天平時代をなす唐の佛教藝術を基調とするもので、建築・彫刻・繪畫等に於て、唐に入來つた西アジア方面のものもあつた。
藤原氏の奢侈遊樂で、殷盛を極め、建築の寢殿造繪畫の大和繪などがあらはれ、全體的には日本化したものが多くなつた。

4 奈良時代と平安時代との佛教の特色を比較せよ (藤岡高)

奈良時代

- (1) 傳來佛教 奈良六宗は大陸から傳來されたそのまゝの輸入佛教で、まだ日本化されてゐない。
- (2) 貴族佛教 皇室の御保護の下に重に上流社會に行はれた。
- (3) 都市佛教 奈良七大寺、諸國の國分寺何れも中央地方の都市にあつた。即奈良朝政府の政策が佛教保護にあつた爲である。都市にあるから堂塔の配置整然。
- (4) 僧侶の跋扈 聖武、孝謙兩天皇の保護により未曾有の發達をとげたが、玄昉、道鏡の如き政治關係の悪僧が出た。

平安時代

- (1) 傳來と日本化 天台眞言は唐からの輸入であるが、本地垂迹説などが出て日本化して支那のそれとは異つてゐる。
- (2) 貴族佛教 奈良時代と同様、皇室の御安泰、王城の平安、國家の鎮護、貴族の厄除の祈禱に力を盡したが、國民全體の生活と合體しなかつた。
- (3) 山嶽佛教 天台眞言兩宗の寺が概ね山岳にたてられ、政治との關係を絶つた。しかし山の臺地の寺だから建物の配置が不規則である。
- (4) 僧侶の跋扈 山間自然を共とする思索的境地から名僧を出したけれども、莊園が増加し院政時代に僧兵が跋扈した。

5 何故に平安朝後期(藤原時代)に於て女流文學が著しく隆盛なりしか (松山高)

〔松山高教授講評〕 中等程度の學生として此答案には二つの要點さへ把握すれば好からうと思ふ。第一は假名文字の發達と共にそれが女子の間に廣く行はれた事である。第二は藤原氏の後宮政策の結果である。第二については殆どすべてが書いてゐる。しかし前者に就ては割合に少い。假名文字の發達を説いても漢文學の

日本化といふやうな事を漠然と述べるに止まつて、之を女子の教養に結びつける事が少い。假名文字を女文字といふ事さへ知らぬのであらうか。若しそれ平安朝文學が優雅であつて女流の制作に適したといふやうな解釋に至つては原因と結果とを混同したものであり、當時の婦人の地位といふやうな問題には勿論一人として觸れた者はなかつた。(文部時報五九四號ノ二による)

- ① 藤原氏の後宮政策 藤原氏は皇室に其女を入れ奉り、其生み奉る皇子の即位により攝政となり關白となつて政權を握つてゐた。
- ② 子女の家庭教育者 従つて宮中入内は重要な目的をもつが故に、其子女には入内の教育を必要とするので、家庭に女流學者を聘して教育せしめ、入内の時は女房二三十人を隨伴する事にし、其女房は必ず才學あるものを選んだ。
- ③ 學問ある女子の榮達 當時男子の方は門閥の壓迫で才能があつても顯官になれず、地方に出た位であるが、右の事情から學才、文才ある女子は右の様な方法によつて榮達が出来たから、自然女流文學が隆盛になつたわけである。例へば一條天皇の中宮上東門院に紫式部、伊勢大輔、皇后定子に清少納言の如き、又道長の妻倫子に仕へた赤染衛門等皆此例である。
- ④ 假名の女流文學の發達 當時は漢文學衰へて假名を用ひた國文學が擡頭したが、土佐日記の如き紀貫之が男でありながら女として假名文字で書いてゐるやうに、假名は女子が多く用ひたものである。この方が表現が自由であり、當時の優雅な文化の風潮と當時の女性が男性を壓倒する程の地位とが相合して、女流文學の隆盛を助勢した。

6 奈良・平安兩時代に發達せる學問の特色比較 (八高)

第五章 國風文化の發生 (平安時代の文化)



奈良時代

- (1) 漢文學が盛だつた。留學生を重用し、其活動によつて漢學や詩文の大家が出た。
- (2) 國史地誌の編纂。
- (3) 寺院に於ける信侶の修學。
- (4) 思想が進取的で外來文化を吸収した。

平安時代

- (1) 國文學が盛 初期は漢學も盛だつたが、唐と交通を斷つてからは、假名の發明が手傳つて大いに國文學が盛になつた。
- (2) 勅撰和歌集の撰修。
- (3) 貴族が私立學校をたて、子弟を養つた。
- (4) 思想や、退嬰的保守的で、外來文化の消化と共に日本化して來た。

総合問題

7 奈良時代及平安時代に於ける學校に就きて記せ (水戸高)

- ① 奈良時代の學校 大寶令學制の定むる所により、京師に大學、國に國學があり、大學は五位以上の人及東西史部の子弟に教へ、書・算・明經・紀傳・明法を教科とし、國學は主に郡司の子弟を、明經と醫道を教科として教育した。在學は九年。兩方共官吏養成が目的で、學制は唐の模倣、學ぶものは漢學が主である。
- ② 平安時代の學校 大學・國學は前代より引續いてゐるが、遣唐使の停廢された平安中期以後次第に荒廢した。(貴族の私立學校については前述九四頁参照)

8 平安時代に於ける學校

〔注意すべき點〕「平安時代の學校」といふと、貴族のたてた私立學校のみと思ひ易い。しかし大學や國學は奈良朝から引續いてあつたわけだから、之を書落してはならぬ。この點に於て、水戸高校の出題と内容は殆ど

奈良朝の模倣文化に比して著しく獨創文化となり、支那風から日本風になつた。宗教も、文學も、工藝も。

中古史 第三期 平安時代略年表 (太字は記憶必要)

天皇	年號	紀元	重要事項
桓武	延暦一三	一四五四	平安奠都
嵯峨	弘仁元	一四七〇	坂上田村麿蝦夷を平ぐ 藏人所設置、仲成藥子の亂

附表四 時代概観(四)

中古史 平安朝 武家勃興時代一瞥

三善清行が封事を天皇に奉つた頃、もう既に地方は亂れ始めてゐたが、まだ此時は藤原氏の極盛期前であつた。併し之から廿五年後には將門純友の亂があり、劍戟閃き軍馬嘶く時代の序樂が奏でられてゐたのだ。所が藤原氏は宴樂のジャズを奏してのんびりしてゐる中に、後三條天皇の記録所設置から白河法皇

- 一、道眞の行爲に對して眞に偉大なりと感ずる點……九二
- 二、左の和歌の史的意義……九二  
心にもあらで浮世に長らへば  
こひしかるべき夜半の月かな (三條天皇)  
この世をば我か世とぞ思ふ望月の  
かけたることのなしと思へば (道長)
- 三、平安時代文化の特色 (七高) ……九三
- 三、平安時代の佛教 ……九三

重要問題集 第四 中古史 (武家勃興時代)

- 一、平安時代末期に於ける地方の状態 (陸士・浦和高) ……102
- 二、莊園の成立と崩壞 (二高・神戸高商・廣高)

附表三 時代概観(三)

中古史 第三期 平安時代の概観

- 第一区分 桓武→仁明約七十年間
- 第二区分 文徳→後冷泉約二百年間

大化改新から法典編纂されて、支那模倣乍ら國家の組織がしつかりしたと思ふ中に、奈良朝七十餘年の佛教股盛が僧侶の跋扈、政治の腐敗となり、平安奠都によつて其弊から遠のいたけれども、今後は鎌足以來勢力を扶殖し來つた藤原氏の中の北家が奠都後六十餘年頃から攝關職を世襲、外戚政治を續けて行き、權力者の定石とも言ふべき他氏排斥をやつて獨占的地位に立つと、攝關職をめぐつて一門の争ひになつて來る。其間の生活は奢侈と遊惰で政治に骨身を打込んで居らぬ爲に、地方の畑から藤原氏の勢力を奪ふ新興勢力がメキ／＼擡頭し出す。冷泉天皇から後冷泉天皇迄八代百年の藤原氏極盛時代は、結局次の時代を作るものゝ實力養成期だつた。併し文化の方面から見ると、奈良朝の模倣文化に比して著しく獨創文化となり、支那風から日本風になつた。宗教も、文學も、工藝も。

中古史 第三期 平安時代略年表 (太字は記憶必要)

天皇	年號	紀元	重要事項
桓武	延暦一三	一四四四	平安奠都
嵯峨	弘仁元	一四七〇	坂上田村麿蝦夷を平ぐ 藏人所設置、仲成薬子の亂
淳和	天安元	一五一一	藤原良房太政大臣となる 良房攝政となる
宇多	仁和三	一五四七	(鎌足が功のあつた大化改新から二一三年後、平安奠都から六四年後)
醍醐	寛平六	一五五四	藤原基經關白となる 遣唐使の廢止
朱雀	承平五	一五九四	道眞流さる 三善清行封事を奉る
後冷泉	長保二	一六六〇	平將門、國香を殺す (將門服誅)
後冷泉	天喜元	一七一三	藤原頼通鳳凰堂を建つ 藤原道長の女彰子中宮となる
後冷泉	康平五	一七二二	(安倍貞任服誅、前九年役終る)

重要問題集 第三 中古史(平安朝)

- 一、平安時代初期の趨勢……………七七
- 二、上代より平安朝初期に至る蝦夷平定の次第を述べよ(八高・陸士・一高・静岡高・松本高・松江高)……………八一
- 三、奈良平安時代に於ける律令制度の日本化に就て述べよ(五高)……………八二
- 四、奈良奠都と平安奠都との特質を明にせよ……………八三
- 五、藤原氏勢力強大の理由(専檢)……………八五
- 六、藤原氏全盛までの推移……………八六
- 七、平安時代の外國關係(大阪商大豫・神皇)……………八九
- 八、遣唐使(大阪外語)……………八九
- 九、攝關關白の起原及廢絶(大阪高)……………九〇
- 一〇、道眞の行爲に對して眞に偉大なりと感ずる點……………九一
- 一一、左の和歌の史的意義……………九一
- 一二、心にもあらで浮世に長らへば  
こひしかるべき夜半の月かな(三條天皇)  
この世をば我が世とぞ思ふ望月の  
かけたることのなしと思へば(道長)……………九二
- 一三、平安時代文化の特色(七高)……………九三
- 一四、平安時代の佛教……………九三
- 一五、奈良時代と平安時代との文化の特色を比較せよ(静岡高・新潟高)……………九六
- 一六、推古時代・奈良時代・平安時代の我が文化の特色を當時の外國關係によつて説明せよ(弘前高)……………九七
- 一七、敬神崇佛の調和の必要があつた理由と調和の目的を以て行はれた重なる實例を述べよ(一高)……………九九
- 一八、奈良時代と平安時代との佛教の特色を比較せよ(静岡高)……………一〇〇
- 一九、何故に平安朝後期(藤原時代)に於いて女流文學が著しく隆盛なりしか(松山高)……………一〇〇
- 二〇、奈良・平安兩時代に發達せる學問の特色を比較(八高)……………一〇一
- 二一、奈良時代及平安時代に於ける學校に就きて記せ(水戸高)……………一〇一
- 二二、奈良平安兩時代の國史撰修……………一〇一

附表四 時代概観(四)

中古史 平安朝 武家勃興時代一瞥

三善清行が封事を天皇に奉った頃、もう既に地方は亂れ始めてゐたが、まだ此時は藤原氏の極盛期前であつた。併し之から廿五年後には將門純友の亂があり、劍戟閃き軍馬嘶く時代の序樂が奏でられてゐたのだ。所が藤原氏は宴樂のジャズを奏してのんびりしてゐる中に、後三條天皇の記録所設置から白河法皇の院政の頃になると、既に藤原氏時代は過去のものになつてゐた。だが院中政治は政令二途に出で、政權二分、二つの中心を作る事からどうしても統一を缺く。院政の始から數へて保元の亂まで七十年。勢力抗争に地方の武士を使ふ始めての戦争が保元の亂、而も血縁の争。之が手段的に使はれた源平二氏の政治の前景に出る機會となり、源平對立の形が明かとなつて、以後三年にして平治の亂となり、源氏没落し、平氏獨天下を喜んで貴族的な氣分に有頂天となり、亂後十九年で既に鹿谷に反平氏運動が起り、此運動から八年目には平氏が壇の浦の藻屑ときえてしまつてゐる。後三條天皇御即位から平氏の滅亡迄の百五十年の中に貴族政治―院中政治―平氏政治をへて源氏の武斷政治の端を開く、我國史上變轉の甚しい時代。興味の深い時期。よく年表の物語る所を擬視すべきだ。

中古史 平安朝 武家勃興時代略年表

天皇	年	代	紀	元	重	要	事	項
醍醐	延喜	一四	一五	七四	三善清行封事を上る			
朱雀	承平	一五	一五	九五	將門國香を殺す			
	天慶	一六	一六	〇〇	將門服誅			
		一六	一〇	〇一	藤原純友服誅			
		一七	二二	二二	前九年の役終る			
	康平	一七	二二	二二	記録所設置			
	延久	一七	二九	二九	叡山の僧兵大擧入京			
	承暦	一七	三九	三九	白河法皇の院政の始			
	應徳	一七	四六	四六	後三年の役終る			
	寛治	一七	四七	四七	保元の亂			
	保元	一八	一六	一六	平治の亂			
	永暦	一八	二〇	二〇	頼朝伊豆に流さる			
	仁安	一八	二七	二七	清盛太政大臣			
	治承	一八	三八	三八	鹿谷の變			
	元	一八	四〇	四〇	頼朝擧兵、頼朝・義仲起る			
	養和	一八	四一	四一	清盛薨、富士川の戦			
	元	一八	四三	四三	平氏西走義仲入京			
	壽永	一八	四四	四四	義仲敗死、一の谷の戦			
		一八	四五	四五	屋島壇浦の戦、平氏滅亡			

重要 問題集 第四中古史(武家勃興時代)

- 一、平安時代末期に於ける地方の状態(陸士・浦和高)……………108
- 二、莊園の成立と崩壊(二高・神戸高商・廣高師)……………108
- 三、武士の起源及び彼等が勢を得るに至りし所以(佐賀高・松江高・大阪高・六高)……………108
- 四、後三條天皇の御事蹟(東高師・神皇・専檢)……………108
- 五、平安時代を中心として、藤原氏盛衰の顛末を述べよ(専檢)……………110
- 六、藤原氏の奢侈遊樂の結果(問題觀)……………111
- 七、北面の武士と其政治的意義……………111
- 八、莊園を背景とせる平安時代の社會状態を述べ、之により武士興起の原因及僧兵横暴の理由を説明せよ(弘前高)……………111
- 九、源平兩氏の起源及其盛衰について述べよ(東高師)……………110
- 一〇、保元の亂は政治及道德上如何なる意義を有するか(浦和高―講評)……………111
- 一一、平氏滅亡の原因……………111
- 一二、平清盛の人物と政治……………111
- 一三、平安時代に於ける政權の推移……………111
- 一四、藤原氏の全盛と平氏の全盛とを比較せよ……………111
- 一五、大化改新前後の政治の差異と平氏滅亡前後に於ける政治の差異(岩手醫專)……………111

9 奈良平安兩時代の國史撰修—六國史（八高・松本高・名古屋高商）

同一である。勉強の深き即ち徹底度を見るものとしてはいゝ問題であらう。

(1) 奈良時代 (イ) 古事記 元明天皇和銅四年、稗田阿禮記憶する所を太安麿に記録せしめたもの、神代から推古天皇まで。(ロ) 日本書紀 元正天皇の御代、舍人親王を總裁として編纂された漢文の歴史書神代から持統天皇まで。

(2) 平安時代 桓武天皇から醍醐天皇までに相ついで五つの正史が出た。之を日本書紀と合せて六國史といふ。之の概要を左に表示しよう。(但し古事記がはいつてゐないことに注意)

代時安平	良奈	書名	勅撰の時	撰者	記録の時代範圍
三	日	日本書紀	元正	舍人親王・太安麿	神代—持統
文	日	日本後紀	桓武	菅原道真	文武—桓武
讀	日	日本後紀	嵯峨・仁明	藤原冬嗣	桓武—淳和
文	日	日本後紀	文德・清和	藤原良房	仁武—明徳
文	日	日本後紀	清和—陽成	藤原基經	文仁—徳明
代	日	實錄	宇多—醍醐	藤原時平	清和—光孝
實	日	實錄	醍醐	菅原道真	徳明—光孝
錄	日	實錄	醍醐	菅原道真	徳明—光孝

備考 史書に準ずるもの

風土記 元明天皇の時、諸國に其地勢、産物、傳説等を記しておかしたるもの。  
 榮華物語 赤染衛門の著といはれる。藤原道長の榮華を編年體でかいたもの。  
 大鏡 著者不詳。文徳—後一條の間百七十六年間の事蹟を、道長の榮華を中心にかいたもの。

## 第六章 武家の勃興

### 第一 莊園と武士の起源

#### 一、平安時代末期に於ける地方の状態(陸士・浦和高)

##### ① 地方政治紊亂の原因

(1) 交通未發達 中央集權を旨とする律令政治は、中央と地方との間の連絡の密なるを要するのみに、當時未だ交通が發達せず、自然中央と地方との間の事情が疎通を缺く事になつた。

(2) 藤原氏の専政 平安朝中期から藤原氏が政權を獨占し、一門一家の繁榮を圖つて國政を顧みず、奢侈遊惰の生活を恣にしたので、地方は紊亂の極に達した。

##### ② 地方政治の紊亂の實狀

(1) 莊園の増加 莊園は豪族の私有地で、租税を納めず且國司不入の地であるが、之が激増して大化改新の時定められた口分田の制が紊れ、豪族の土地兼併の弊がひどくなつた。(本章二參照)

(2) 地方官の秕政 國司は任命されても都に居り、遙任と稱して任地に赴かず、收入のみを貪るものがあり、任地にあるものも官物横領、民衆虐使、苛斂誅求をなして私利私慾を營んでゐた。

(3) 地方民の窮迫 國司の惡制に堪兼ねた地方民は、口分田をすて、浮浪人になるもの、脱税の爲に戸籍を偽り、僧籍に身をおき、又は豪族の郎黨になり、甚しきは群盜となつて横行し、良民を脅し官物を掠め、官庫を襲撃するものすらあつた。

③ 武士の興起 かゝる亂政の爲に、大寶令の兵制亂れて兵も用いたゞず、地方民は生活の不安から豪族の保護を求めし、豪族も自己防衛の必要から家の子弟を養ひ武技を練つた。こゝから武士が興起する事になり、武士の勢力争は承平・天慶の亂となり、之を鎮定した源平二氏の對立になつて來た。

#### 二、莊園の成立と崩壞(二高・神戸高商・慶高師・昭二高商等試験司法科)

標題—大寶令に定められたる土地制度に就きて述べ且其崩壞するに至る事情を説明せよ(松山高)

(類題の方は大寶令の土地制度の崩壞)  
だかちつまり莊園の成立になる)

##### ① 莊園の成立

(1) 公田と私田 大化改新と大寶令に基く土地制度により、以前の豪族私有の土地を收めて公地とし、班田收授の法によつて國民に口分田をわけた。併し之は支那制度に則つたもので、尙別に當時の日本の國情に適する様に私有の土地を認めた。社寺の私有地たる神田・寺田が之である。此外に別勅を以て賜はつた賜田、功勞者に賜はつた功田の如きものも、一代乃至三代の年限が終ると返すべきものだが、政治の亂れで私有化したものである。

(2) 墾田の私有 奈良時代になつて人口増加し、口分田が不足した爲に、朝廷では土地の開墾を獎勵され、出來た墾田は或期間の私有が許された。(元正天皇期の三  
世一身法は是れ)しかし返す時期が近づくと人民は倦怠して耕さず、元の荒地に歸せしめる弊があつたので、聖武天皇の時、墾田の永久私有を許された。さうなると今度は權門勢家が競つて開墾をやり出した。爲に口分田の制は亂れてしまつた。

(3) 私有地の増加 (イ) 政治の紊亂と共に權臣、豪族、社寺は前記の私有地と墾田をもつた上に、公田を掠めるし(ロ)人民が脱税の爲に公田を之等の勢力家や社寺に寄進して自分が管理者となるものが多かつた。

(4) 莊園の弊害 本來別莊園地の意味だつた莊園なる語は、後に國司の支配する公領國衙領に對する私有

地の意味となり、前述の如くして出来た私有地即荘園は租税や課役を免れたので、荘園の増加と反比して政府の収入が減ずる事になり、朝廷の威勢失墜にもなつた。

② 荘園の崩壊

- (1) 記録所 後三條天皇は記録所を設けて荘園を調査し、正しい證書のないものを止め、新しく設ける事を禁ぜられたが、白河法皇に至つて再び亂れた。
- (2) 地頭 鎌倉時代となり、荘園に地頭を置いて取締らせたので、私有者たる領家の権力は幕府の手に移り、承久の亂後新補地頭の設置等によつて、荘園は殆ど武家の手に渡され、崩壊の第一歩を踏出した。
- (3) 應仁の亂後 幕府家人の貴族荘園に對する侵略は加速度的で、吉野朝から室町時代にかけて武家勢力の擴大と共に、守護が強制手段で荘園の利権を得た。かくして應仁の亂を境として荘園は武士の知行地と化し、荘園制度は崩壊し、太閤の檢地の後は荘園的色彩は全く一掃された。

三、武士の起源及び彼等が勢力を得るに至りし所以 (佐賀高・松江高・大阪高・六高)

① 武士の起源 (大要) 平安朝の藤原氏攝關時代、都に於て志を得ぬ皇族や貴族は國司となつて地方に下り、私有の土地をもつて土着し、家の子・郎黨を養つて武を練り、各地に割據するやうになつた。之が武士の起りである。

② 武士の實力

- (1) 經濟力—莊園 中央から下つた豪族は、國司の任期が満ちても歸京せず土着して、公田の私有化、墾田の擴張などをやる上に、其勢力下に集る地主と結託して之を配下としたから、地方農民はこの土地を名義だけ豪族に寄進又は賣却して其家の子となり、保護を受けたので、豪族の莊園は大きなものにな

つた。即武士は地主であり、農業經營者であり、又村落の住民だつた。

- (2) 武力 廣大な莊園と其中に多くの家の子郎黨をもつ武士が、當時地方政治の紊亂によつて起つた多くの強盜の跋扈に對して、警備力を自ら用意する必要に迫られ、部下の者に武事を修練させたので、茲に武力を把握する事になつた。

- (3) 統率者の階級的實力 豪族にも身分の上下がある。就中中央から下つた皇族貴族は、家門血統の尊い爲に地方人に尊まれ、自己の地位徳望によつて地方の豪族を糾合し、之によつて團體的勢力を作つた。

- (4) 精神力—武士道 身分の高い統率者の下に武事を練つた武士が、經濟力をもつといふこの團體は、日本固有のもの、いふの道即武士道といふの強い精神的實力によつて、強力なる團體精神を持してゐた。藤原氏が中央で一門の争と奢侈とに暮してゐる時、質實剛健、勇武にして忠誠の精神をもつ武士の力、之が勢力をもつに至るは當然である。

③ 勢力を得るに至つた所以—武家階級の發達

- (1) 消極的方面 中央地方政治の腐敗と、兵制の弛廢。
- (2) 積極的方面 前述の實力をもつてゐる爲に、(1) 一地方の盜賊や叛亂の鎮定に地方の武士が用ひられて功をたてる事 (承平天慶の亂、前九年後三年の役等) (2) 中央の貴族が政權争奪をなすに當り、互に武士を己の味方にしたので、中央の官職にありつき、後日中央の政争場裡に登場する機會を與へられ、之より中央に於て勢力を扶植して行くやうになつた。 (院政の北面の武士は平氏で藤原氏は之と對抗上流) (氏を味方にした。其結果が保元平治の亂になる。)

四、後三條天皇の御事蹟 (東高師・神皇・専修・昭一・高等試験)

① 御性格と御境遇 天皇は聰明嚴正なお方で才學特に優れ給ひ、政治に御熱心で、皇太子時代から藤原氏の

専横を憤つて居られた。御即位の時は實算三十五歳。御母は三條天皇の皇女であらせられたので、藤原氏を憚り給ふ事なく、之より大改革を行はれた。

② 政治上の改革 (四高・松山高)

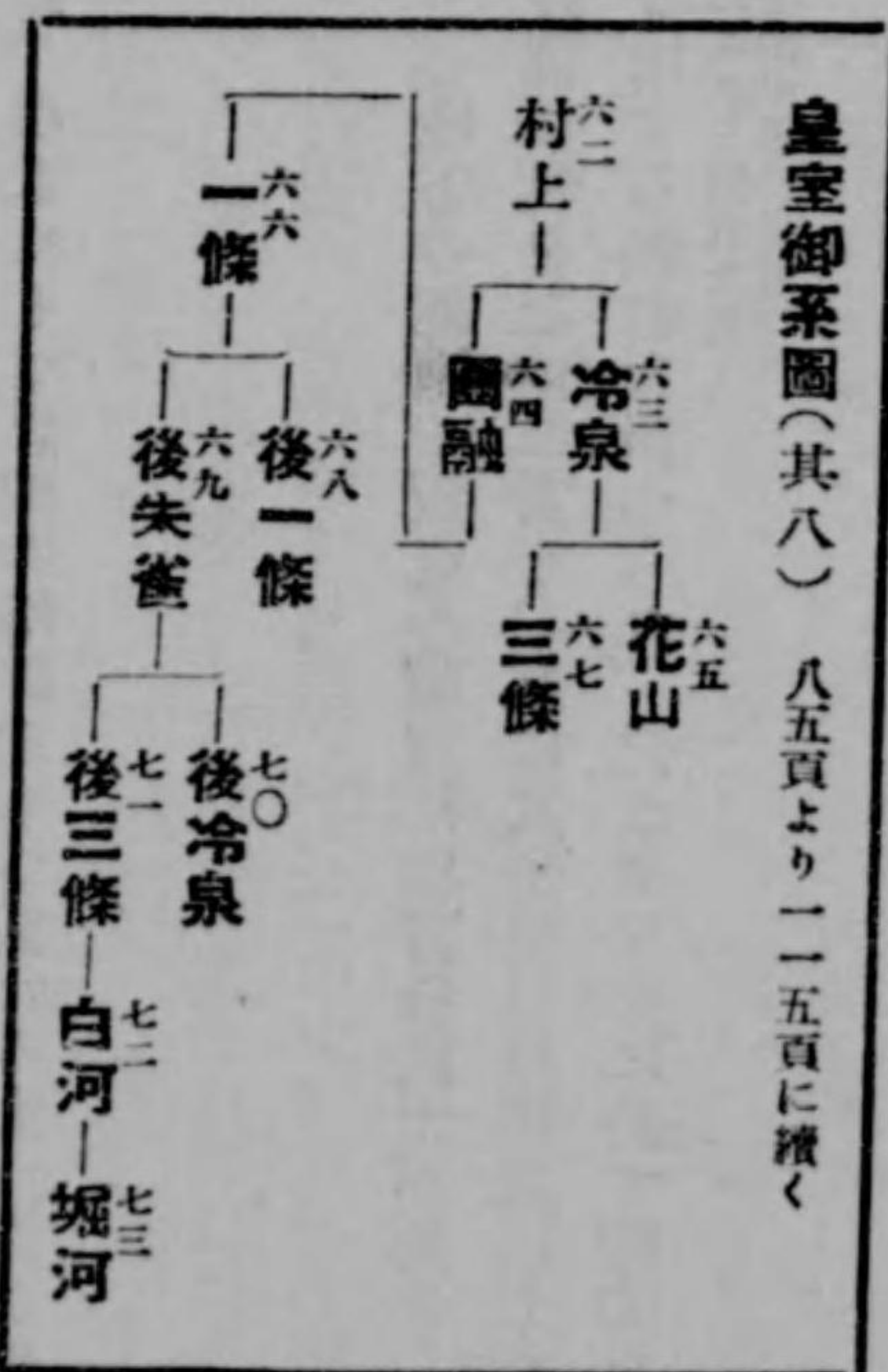
(1) 記録所の設置 莊園を整理する爲に記録所を設置された。そして後冷泉天皇の寛徳二年以後新しく出来た莊園は之を停止し、古いのも證據不明なものは皆之を禁ずる事にし、又新置の莊園は堅く禁せられた。

(2) 國司重任賣官の禁 國司が重任すると色々の弊害を生ずるので、之を禁じ、やゝともすれば色々の財物を以て賣官が行はれたので、之も嚴禁された。

(3) 風俗の矯正 御自ら儉約を守り、嚴重に奢侈を禁じ、綱紀を肅正せられた。

③ 院政の御志 天皇は藤原氏の出でおはしまさぬので、藤原氏を抑へて御親政を遊ばされた。併し藤原氏の強勢の爲に十分な御改革は出来なかつたから、御譲位の院政によつて改革を斷行せんと思召されたが、不幸御譲位後一年にして崩御せられた。

④ 御親政の結果 これより藤原氏は事毎に皇威の威壓を受け、時の關白頼通は天皇を憚つて職を弟教通に譲り、宇治に退隱した。教通の關白も名のみで、藤原氏の勢力は抑へられ、さすがの大藤原の勢力が衰運へ足を入れる事になつた。



五、白河天皇の御事蹟

① 院政の創立と藤原氏の抑壓 在位十四年にして堀河天皇に御譲位あり、それより、鳥羽崇徳三天皇の間實に四十餘年に亘つて院中で政をきかれた。之が院政の始で、後三條天皇の御精神は此に至つて實現せられたわけである。

院政とは天皇御譲位後上皇又は法皇となつて院中(上皇の御所)で政治をとられる事で、其の役所を院廳といひ、北面の武士をして之を守らしめ、其の出す文書を院宣と稱して、詔勅よりも重く、天皇の大權は全く院に移り、攝關職は全く名のみとなつた。

② 崇佛と其の弊 上皇は深く佛教を信じ、法皇となり、盛んに寺塔佛像をつくり(三十三間堂等)大法會を營み、土地を寄進され、更に熊野高野等に度々行幸あり、佛像の彫刻、宮殿の造營、土木の起工等のことで費用が嵩み、財政困難となつた。

其の結果は賣官の復活となり、莊園の増加となり、僧兵の跋扈甚しくなり、結局武士に勢力を興へる機會とはなつたのである。

六、僧兵の跋扈 (長崎高商・北大使・藤・八高・高松・藤幼)

① 由来 歴代の崇佛で僧侶が優遇され、殊に近畿の諸大寺は貴族や武士よりも早くから多くの莊園を有してゐる上に、土地の開墾や崇佛による土地の寄進があり、又納税をまぬがれる爲の寄附等によつて寺院の莊園は愈々廣大となり、精神上の勢力と併せて經濟上の勢力をもつ事になつて來た。當時地方政治が紊亂したので大寺院は自衛の必要から無頼の徒を養つて武藝を練習せしめた。之が僧兵で、奈良の興福寺(この僧兵を)東

- 大寺、比叡山延曆寺(この僧兵を北)等が最も有名であつた。
- ② 暴行 白河法皇崇佛の結果僧侶増長して、朝廷に不平あれば、興福寺の僧兵は春日神社の神木、延曆寺のそれは日吉神社の神輿を奉じて傲訴をなし、かくて地方の紊亂は京都の市内までの治安を亂した。
- ③ 影響 (1) 源平の中央進出 之等が京都に亂入して無禮を働く度に、源平二氏を頼んで、治安を維持したから、地方に勢力のあつた武士に、中央進出の機會を與へることゝなつた。
- (2) 佛教新興の機運 寺院がかく墮落し、宗教が形式化した結果、鎌倉時代に新興佛教の起る基因を作つた。

考察問題

1 平安時代を中心として、藤原氏盛衰の顛末を述べよ(専修)

① 政權の掌握

- (1) 祖先の功 鎌足は蘇我氏討滅に偉功あり、大化新政に力をつくし、其子不比等は天智革命に大功があつた。
- (2) 勸學院 冬嗣は一門教育の爲に勸學院をたてて教育に力を致した。
- (3) 外戚と他氏排斥 己が女を宮中に入れ奉り、其所出の皇子を即位せしめ奉つて外戚となり、一方他氏を悉く排斥するに成功した。
- (4) 攝關政治の獨占 良房はじめて攝政となり、基經關白となつてより、外戚——幼帝即位——攝關政治の關係が出来、藤原氏全盛を致した。

② 權力の消長

- (1) 隆盛期 冷泉天皇より後冷泉天皇迄八代百年間、特に道長の時代が極盛期であつた。
- (2) 衰亡期 後三條天皇の親政から漸次衰退し、白河法皇の院政により頓に衰へ、更に保元平治の亂以後には遂に武家に勢力を奪はれてしまつたが、常に天皇の側近に奉仕して、政にあづかつた。
- 2 藤原氏の奢侈遊樂の結果

〔問題観〕 まだ出題の例を見ないが、問題にはなると思ふ。誰も書けさうな問題で、而も落ちのありさうなものである。人によつて「これだ!」と考へついた一項目でも相當の分量はある。が、かういふ問題は、頭を一面には廣く働かせ、他面には深く突込んで行く必要がある。即ち

(1) 藤原氏自身どうなつたか。——後三條天皇——院政——藤原氏の衰退

(2) 政治はどうなつたか。中央地方——共に怠慢、弛廢——莊園の増加と武士の擡頭、次代政權の把握(政治的方面)

(3) 榮華が文化に如何に影響したか。貴族的、遊樂的、女性的文化の發達——文化的方面

项目的に、政治と文化、事實的には中央・地方の政界の消長と文化。兎に角どれか一項目を脱かしさうな問題である。この項目をあげておけば、材料は諸君の頭から噴出するだらう。

3 北面の武士と其政治的意義

- (1) 職能 院政時代に院を警備する爲、諸國の武士中より簡拔したもので、之等の武士は院の北面の詰所に居たから、北面の武士又は院の北面といひ、大抵は檢非違使を兼ね、京都の警備に當つてゐた。
- (2) 政治的意義 院政の目的は、藤原氏の專權を抑へて皇權を恢復するにあつた。所が藤原氏は東國に勢力を有する源氏が武力的背景になつてゐたので、之に對抗する諸國の武士を集め、院宣を實行すべき背景の力となつたのが北面の武士である。そして其の中心は平氏であつた。かくして、源平二氏の對抗ともなり、保元、平治の亂を経て、遂に武家政治に入るのである。即ち北面の武士は藤原氏勢力の抑壓には役立った反面、武家政治に入る一階梯をもなしたものである。



4 莊園を背景とせる平安時代の社會狀態を述べ、之により武士興起の原因及僧兵横暴の理由を説明せよ(弘前高)

- (1) 莊園の成立 (2) 平安時代の社會狀態(中央政治の墮落、地方政治の紊亂、民衆の窮迫) (3) 武士の興起(自己防衛と武事修練、勢力扶植) (4) 僧兵横暴(崇佛、莊園増加、自衛と武技、白河法皇の崇佛、僧兵増長) —— 以上の項目でまとめて見るがよい。

重要個別問題

1 記録所 (二高・弘前高・松山高・西高)

- (1) 後三條天皇が莊園の悪弊矯正の御志で設置されたもので、記録莊園券契所といふ。天皇は寛徳二年以後の新莊園を停止し、又其以前の證據不明な莊園も沒收された。しかし白河法皇の院政時代、財政紊亂して莊園再び多くなり、記録所も有名無實と化し、其後廢止された。
- (2) 後醍醐天皇の御代に矢張り記録所がおかれたけれども、之は天皇が親臨して政治をとり訴訟をきかれた所である。(記録所といふ問題では(2)の方を落し易いから注意)

2 皇族賜姓 (長崎高商)

- (1) 大寶令によれば皇子は五世の孫まで王として其以下は臣に下す定めであつたが、(2) 桓武天皇が皇弟・皇子に姓を賜うて臣下に列せられてから、皇子皇孫で早く臣下に列せられるお方が多くなつた。(3) 之は有限なる皇室財産では皇族全體の御生活として無理があり、皇族としては任官や叙位の範圍が狭いので、臣籍に降下して自由の天地に飛躍されるのがよかつたからである。(4) 先づ桓武天皇の皇孫高望に平氏を、嵯峨・仁明・清和・醍醐・村上諸天皇の皇子に源氏を賜はり、平城天皇の皇孫に在原氏を賜はつた。(5) 之等の人々は皇室に最も近い方々として世人に尊敬され、榮位高官につく機會も多かつたが藤原氏一門の繁榮

と共に、之等子孫後裔が地方に出るやうになつた。(6) 就中最も早く頭角をあらはしたのは桓武平氏と清和源氏である。

3 本家・領家 莊園の所有者の稱で、領主が三位以上の場合には領家といふ。平安時代の末から領主がその莊園の収益を確保する爲、形式的に皇族・權門・勢家に之を寄附し、収益の一部を上納する事が流行した。この上位の所有主を本家又は本所といつた。

第二 源平二氏の興起及平氏の滅亡

一、承平天慶の亂 (東高船・各高)

1 將門の友 將門は平高望の孫で下總に生れ、騎馬弓術に長じ、青年時代は京都にゐて攝政藤原忠平に仕へ、檢非違使たらんとしたが任用されず、失望して歸國した。

(1) 亂の原因 其中に親族間に不和が起つて將門は伯父國香を殺し(五年)伯父良兼と戦つて之を破り(朱雀天皇二年)下總の猿島に據つて反し、僞宮を建て百官を設けて、自ら新皇と號した。(藤原氏一門の争よりも四五十年前既に地方に於ける權勢家がいたので)

(2) 經過 國香の子貞盛は父の仇と將門をねらつたが強敵でとても破れない。時しも藤原秀郷が下野押領使(國司郡司中の強者で、監察事務をなすもの)で之に力を合せてくれたので、協力して將門を殺した。朝廷では藤原忠文を征夷大將軍



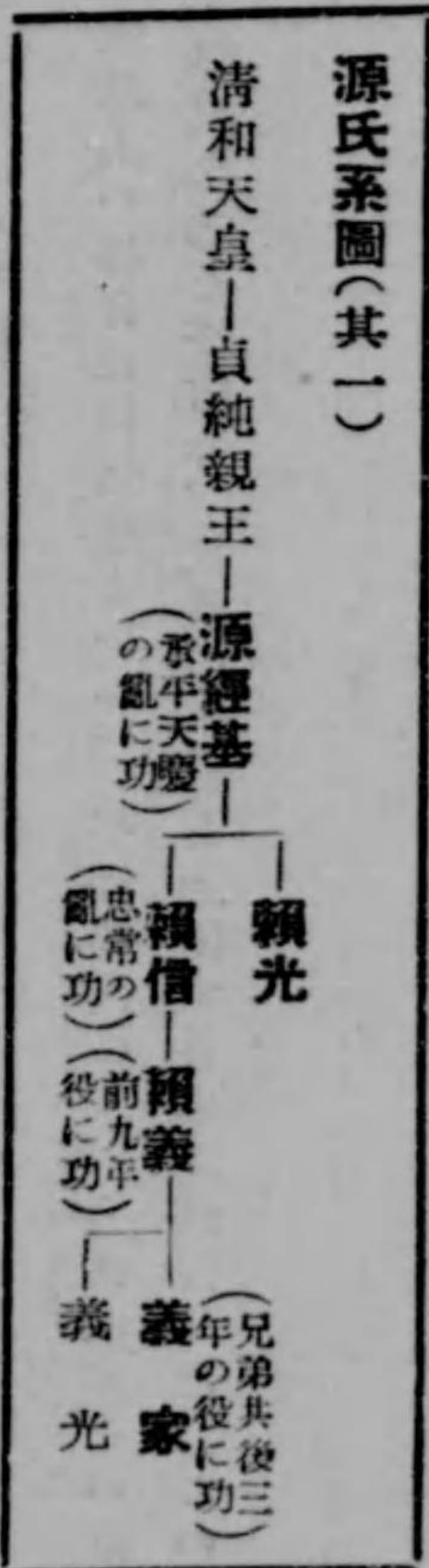
として討伐に向はせたが、到着前に將門が殺されたので引返した。

② 藤原純友の反 (1) 純友は冬嗣の子長良の曾孫で、攝關家と家筋が違ひ、京都では出世の見込がない。(2) 伊豫の大塚として國府に勤務中、伊豫近海の海賊退治をしてゐたが、任期満ちて京都に歸つても出世の道がないので、遂に海賊の頭目となつた。(3) そして日振島を根城に瀬戸内海で盜賊を働くのみか、部下をやつて京都に放火する等のがあつた。(4) 偶々それが將門の反と同年だつたので、之は兩者示合せの叛亂と噂も立ち、京都の人心は一方ならず動搖した。(5) 朝廷では志を改める様にと從五位下を授け、がいつかな聴かないので、小野好古を遣はし源經基を隨はせて之を平げた。

③ 源平二氏の手がら 將門をうつた藤原秀郷、平貞盛、純友を討つた源經基は何れも鎮守府將軍となつた。かくて事ある毎に朝廷には實力のないことがわかり、何時も武士の力によらねばならないので、武門の勢はいよゝ盛になり、源平の名は益々著れて来る。

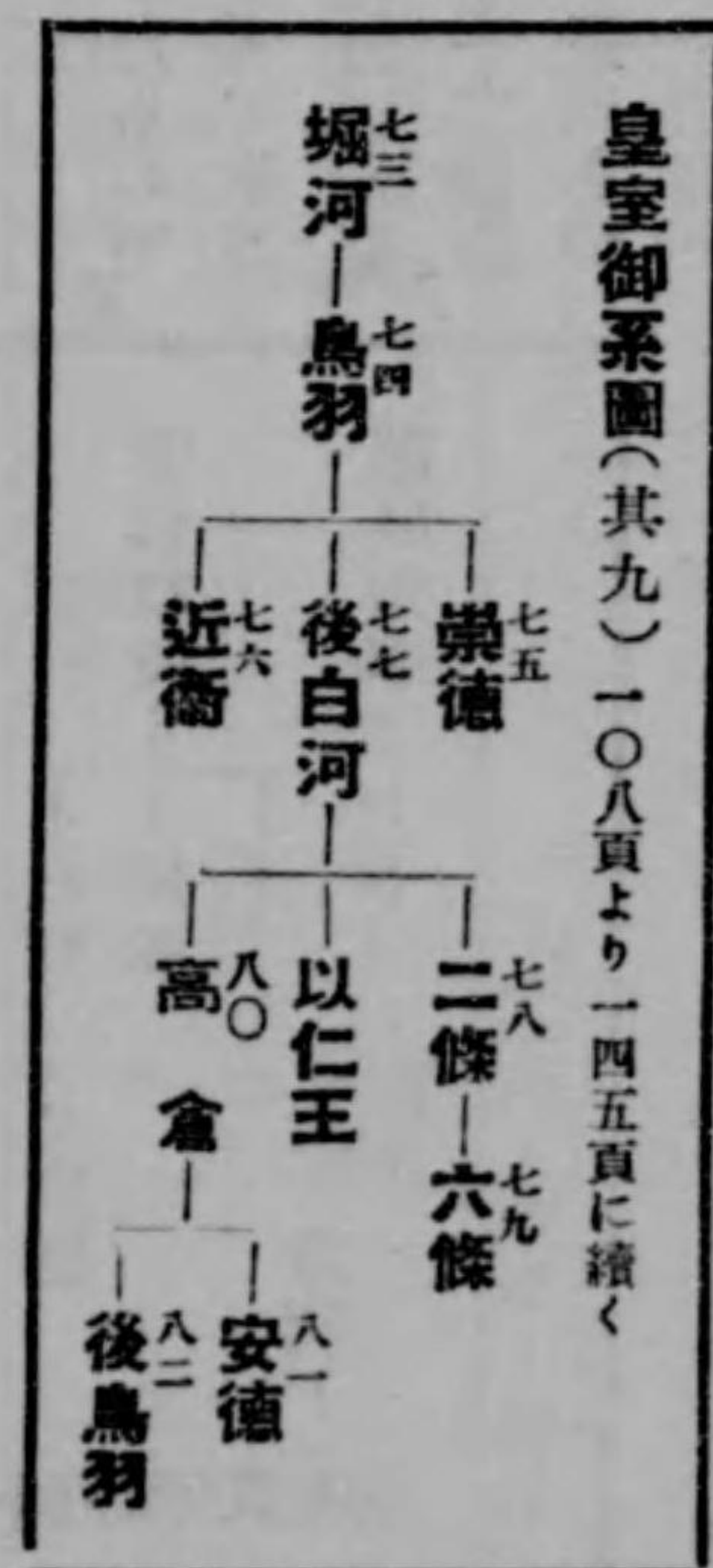
二、源氏の軍功

① 平忠常の反—頼信の軍功 忠常は高望の曾孫、後一條天皇の御代に上總介、武藏押領使に歴任し一族強大を恃んで國司の命を奉ぜず、上總の國府を陥れ安房の國司を殺したので、朝廷は檢非違使平直方を遣はして攻めたが埒あかず、そこで源頼信をやつた所が、忠常は戦はずして降つた。經基の承平天慶の亂の大功について頼信の此功により、源氏が平氏にかはつて東國に勢力を得た。



② 前九年の役—頼義・義家の軍功 之は今の岩手縣中心の戦である。此邊は元蝦夷の跋扈した地方で代々蝦夷經略の結果、遂に服屬して俘囚となり、其の統括には俘囚長を以てした。前九年の役の安倍頼時も、後三年の役の清原氏も共に俘囚長をしてゐたが、土地私有の結果非常に強大となつてゐた。

(1) 原因 安倍氏は衣川の柵に據つて附近を侵略し、租税も納めず、國司の命に従はなかつたので、朝廷は、頼信の子頼義に征伐を命じた。(2) 經過 頼義は義家と共に陸奥に下つて攻めたので、頼時は討死したが子の貞任が弟宗任と共に官軍に當つて容易に服しない。そこで、出羽の俘囚長清原武則に援軍を頼み、やう／＼貞任を殺し宗任を虜にした。實に頼義が勅命をうけてから平げて京都に歸る迄前後九年を要して征定したので、之を前九年の役といふ。(3) 結果 源氏は益々重きをなし、清原氏も鎮守府將軍となり、後には安倍氏の舊領をも併せて、陸奥出羽の大半を領し、益々盛になつた。



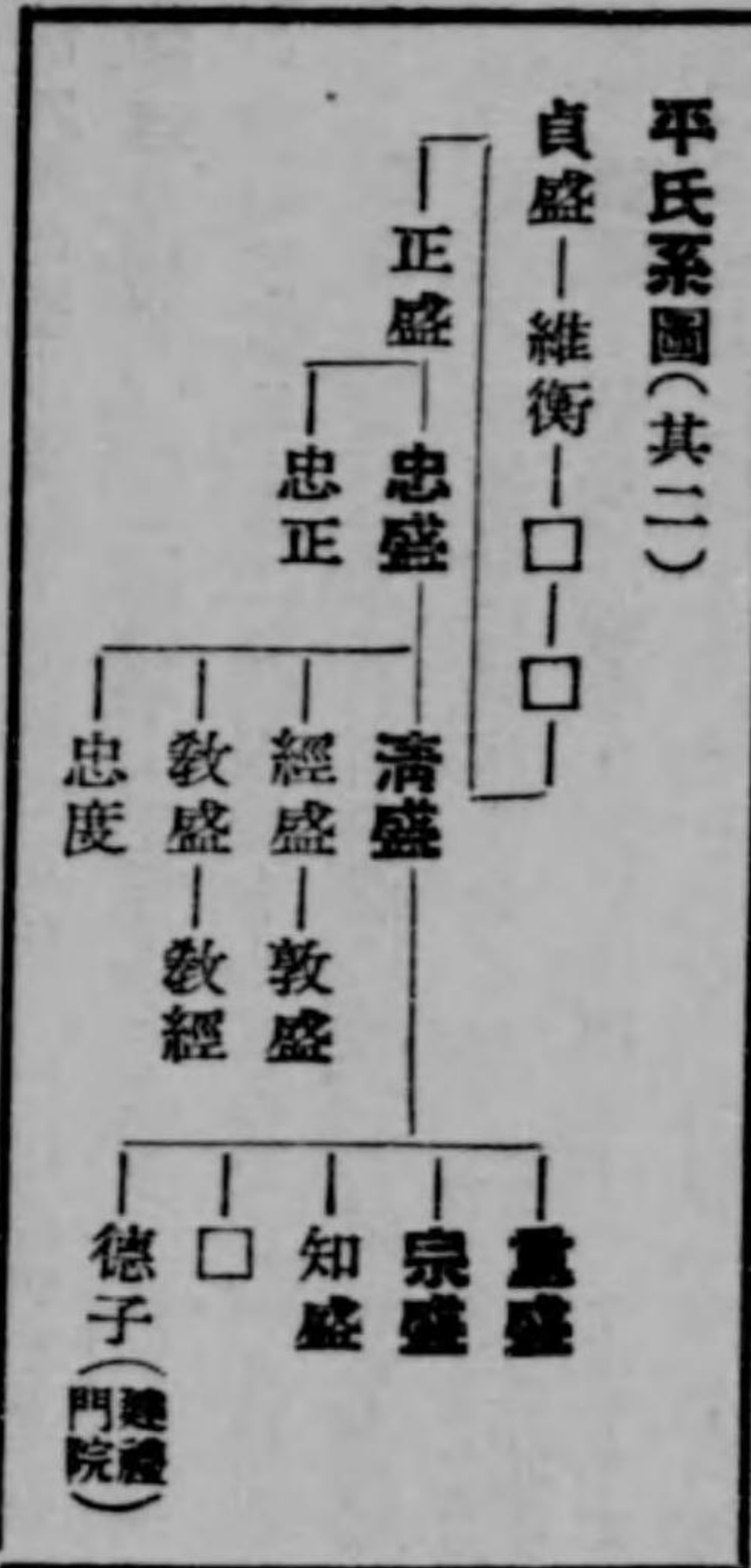
(1) 清原氏の勢力 清原武則は天武天皇の皇子舎人親王の裔といはれ、出羽の俘囚長をしてゐたが、前九年の役に源頼義を助けた功により、子武貞の代になつて、安倍氏の舊領地を支配する事となり其子眞衡の時には奥羽切つての勢力をもつてゐた。

(3) 狀況 陸奥守鎮守府將軍源義家は眞衡に與し、眞衡の死後清衡が歸服して其の援を得、弟義光の來援を得て武衡・家衡を金澤柵に滅ぼした。

(4) 結果 清原氏の争亂を助けた義家は朝命に依つたものでないといふ理由から、朝廷は私闘として義家を賞せず、そこで義家は私財を分つて將士を賞したので、東國の諸將は皆義家の恩義に感じ、源氏に服するものが多くなつた。一方藤原清衡は功によつて陸奥・出羽を領し、子孫は代々平泉にあつて大なる勢力を張つた。

三、平氏の出世

朱雀天皇から堀河天皇頃まで百五十年程の間に、源氏が東國より陸奥にかけて家運隆盛になつて行く時、平氏は、將門の亂に貞盛が軍功をたてた後數代の間振はなかつたが、貞盛から六代目の忠盛が平氏の世に出る緒を作つた。忠盛に至つて剛膽な人で、白河法皇の御信任を得、法皇の御爲に三十三間堂を建立して、武人にして初めて昇殿を許され、山陽・南海の海賊を平げた等の功勞により、源氏と共に京都警備の任に當つて功があり、源氏と相對立するに至つた。



は、將門の亂に貞盛が軍功をたてた後數代の間振はなかつたが、貞盛から六代目の忠盛が平氏の世に出る緒を作つた。忠盛に至つて剛膽な人で、白河法皇の御信任を得、法皇の御爲に三十三間堂を建立して、武人にして初めて昇殿を許され、山陽・南海の海賊を平げた等の功勞により、源氏と共に京都警備の任に當つて功があり、源氏と相對立するに至つた。

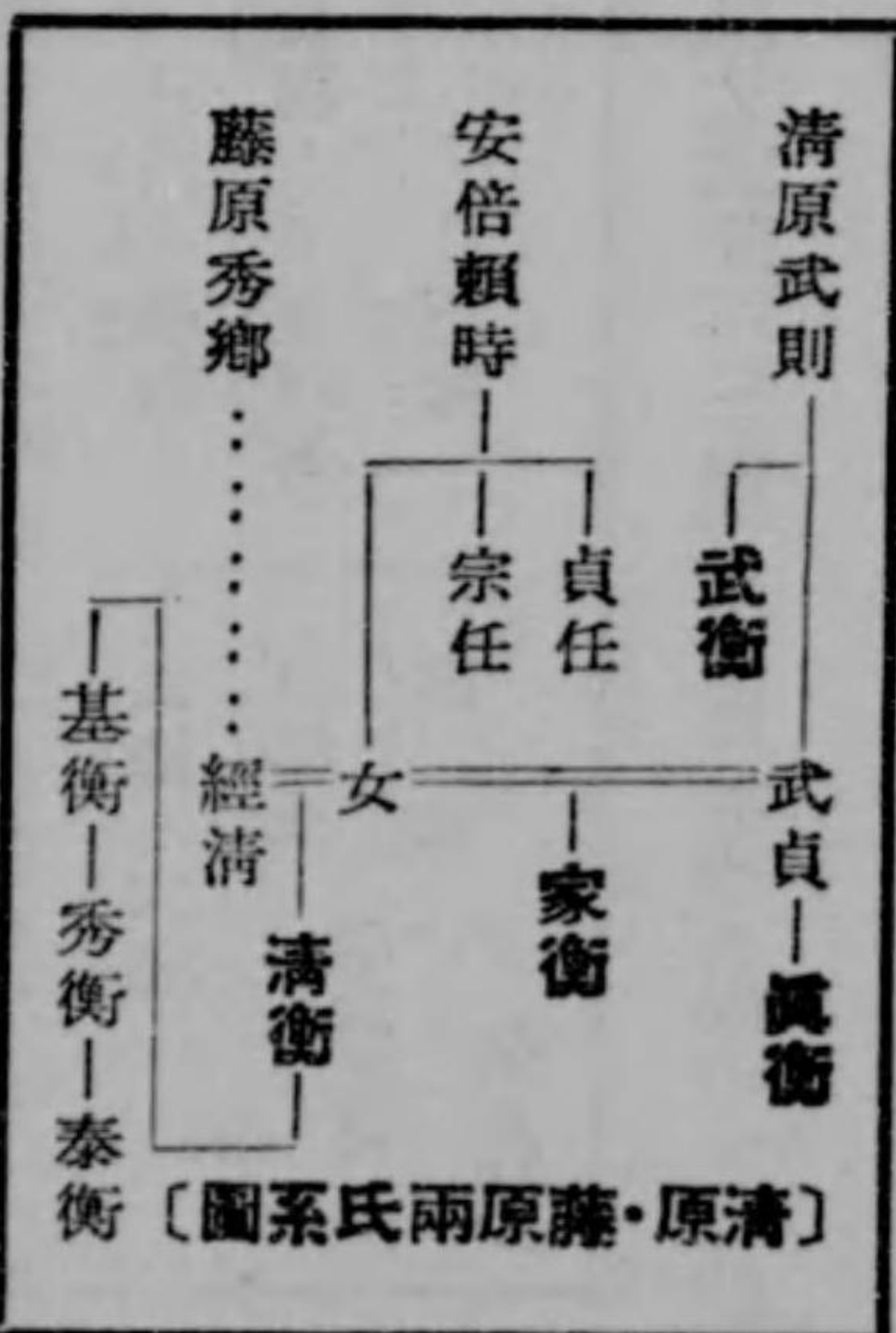
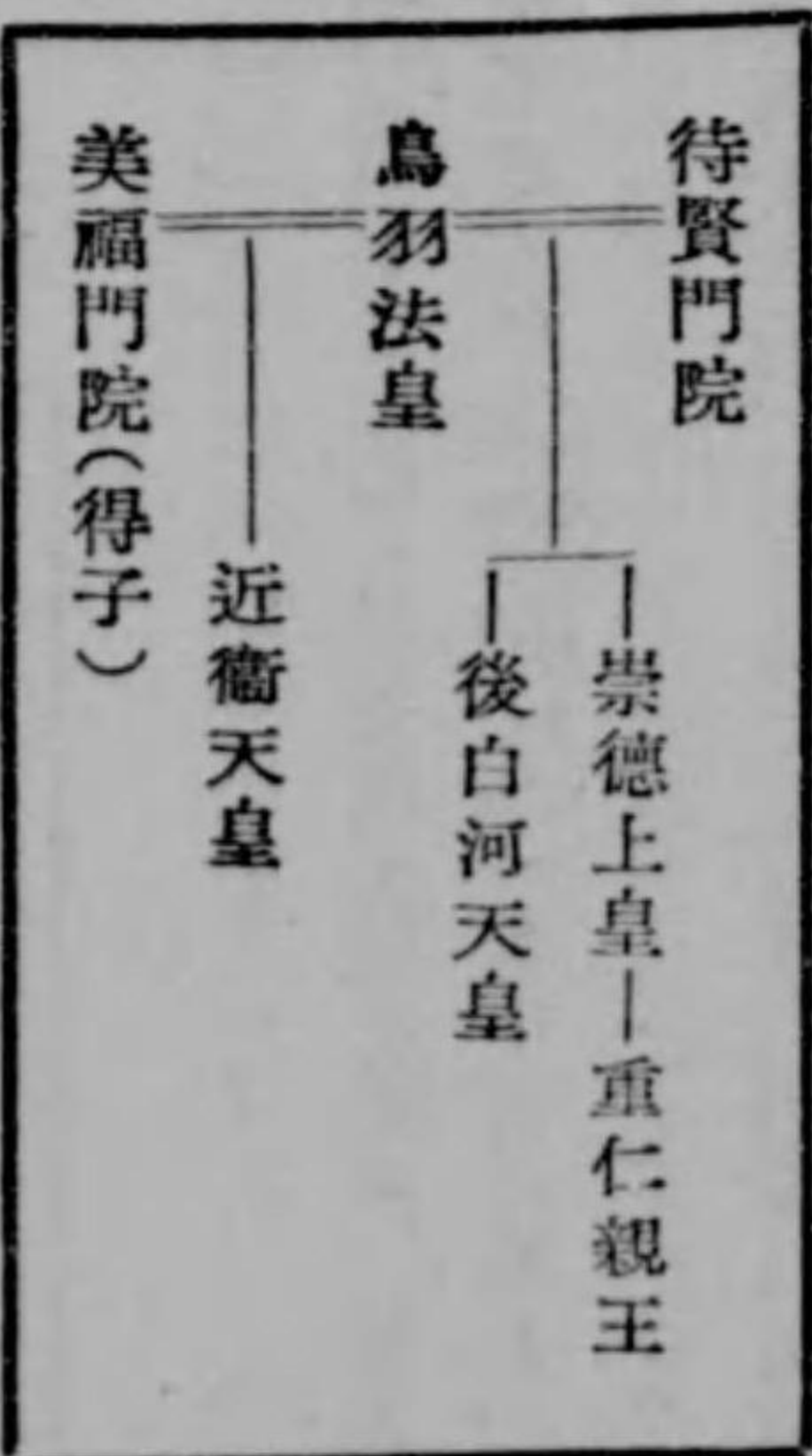
四、保元の亂 (陸奥・油和高)

この亂を最も簡単に要約すれば、院政の結果院中と朝廷が對立する様になり、之が藤原氏の内訌に利用せられ、其解決に源平二氏の武力を用ひたものである。平安時代を通じての自家主義は極端なる利己心となつて、骨肉相はむの場面となり、やがて武士が中央に乗出す端緒となつたのである。

① 原因 關白忠通の弟頼長は、兄に代つて自ら關白たらんとし、色々策動してゐた。偶々崇徳上皇は近衛天皇の崩御後、親らの御重祚か、或は御子重仁親王の即位を望んで居られたが、皇弟後白河天皇が即位せられたので内心面白からず思うて居られた。頼長はそこで上皇におすゝめして、武力的解決をはかり、自らの野望を達せんとしたものである。

② 狀況 保元元年鳥羽法皇が崩御せられたので、頼長は此の機に擧兵し、爲義、その子爲朝、平忠正等が之に参加した。後白河天皇は忠通と御相談になり、源義朝、平清盛等を召された。而して、忠通方は義朝の議を用ひて白河殿の夜討をやつて大勝した。

③ 結果 (1) 崇徳上皇は薙髪されたが、後讃岐に流され給うた。  
(2) 上皇方は爲義、忠正等が斬られ、爲朝は伊豆の大島に流された。  
(3) 源氏は義朝一人となり、平氏と對立したが、次第に平氏に壓倒される形勢となつた。



五、平治の亂(陸士・陸幼)

- ① 原因 (1) 藤原通憲(信)・信賴の不和 兩人共に後白河法皇の寵が篤かつた所、信賴が法皇に請うて近衛大將を希望したのに、通憲の妨害で果さず、兩者不和になつた。(2) 義朝・清盛の不和 保元の亂後、義朝は權勢ある通憲と婚を通じようとしたが、通憲は之を斷り乍ら清盛の女を嫁にした。於茲、信賴は通憲を、義朝は通憲・清盛を惡む事になる。
- ② 狀況 時しも熊野に詣でた清盛の不在を利用して、信賴、義朝の不平組が兵を擧げた。義朝等は二條天皇、後白河法皇を幽し奉り通憲を殺した。併しやがて清盛、重盛等は京都に歸り、天皇を御迎へして、大いに義朝、子義平等を破つた。
- ③ 結果 信賴は誅せられ、義朝は尾張に走つたが部下に殺され、義平も斬られ、義朝の遺兒賴朝は伊豆に流された。

源氏系圖(其二)

義家—義親—爲義—義朝

六、平氏の全盛

- ① 清盛の出世 平治の亂後清盛は完全に源氏を壓倒して強勢を極め、官位を進められて從一位に進み、武人にしてはじめて太政大臣に任ぜられた。ついで女徳子(建禮門院 時に十五歳)を高倉天皇(御母は清盛の妻の妹・實尊十一)の中宮に奉り、藤原氏にならつて外戚とならうとした。
- ② 平家一門の榮達 重盛・宗盛以下一族は大臣大將となり、一門の公卿十六人、殿上人三十餘人、莊園は五百餘ヶ所、知行三十餘國に及び、勢威は朝廷を壓し、平時忠などは「平家にあらざれば人にあらず」といふ不遜な言をさへ發するに至つた。
- ③ 其の互動と專横 元來武人は實力は持つてゐるけれども身分は低い者であつた。それが平治の亂後急激に

藤原氏を凌いだのであるから(今までの用心權となつてゐたものが主人に變つた様なるものである)勢ひこゝに嫉妬反感が起つて來た。

- (1) 鹿ヶ谷の變 藤原成親・僧西光・僧俊寛等は、清盛の專横を憎み、鹿ヶ谷に會合して平家討滅の陰謀をめぐらした。併し謀があらはれたので成親等は召捕られて流された。此の企には後白河法皇も關係してゐられたといふので、清盛は御殿の一間に幽閉し奉らんとしたが、重盛の諫によつて思ひ留まつた。
- (2) 法皇の幽閉 此の變後二年を経て重盛が病歿したので、法皇は重盛の領地を取上げられた。清盛は立腹して法皇を鳥羽殿に幽閉し奉り、法皇の近臣の官位を奪つた。
- (3) 高倉天皇に讓位を勧め奉る 女徳子の生み奉つた皇子の三歳におはせしお方を御位につけ奉り、己は外戚として權を振はんと、高倉天皇の御讓位を願つた。かくして即位されたのが安徳天皇である。

七、源氏の擧兵

- ① 源賴政 賴政は源氏としてひとり平氏に屬し昇殿を許され、從三位に昇つてゐたが、清盛の專横に忍びず、治承四年、後白河法皇の皇子以仁王の令旨を奉じて諸國の源氏に傳へ、平氏討滅を企てた。が間もなく謀がもれて、宇治に戦死し、以仁王も流矢に當つて薨じ給うた。併し之が源氏擧兵の導火線となつた。
- ② 賴朝の擧兵 賴朝は平治の亂の後伊豆に居たが、以仁王の令旨を得て北條時政と圖り、石橋山に兵を擧げた。これは不幸にして破れたけれども、賴朝が安房に渡り、總・武・相模に入るや、東國の武將は源氏の舊恩を忘れず多く之に應じたので、其の勢は非常に盛なものとなつた。而して平氏の討手を宇治川に破つてから居を鎌倉に定め、弟範賴・義經等と共に平家討滅の計をめぐらした。
- ③ 源義仲の擧兵 義仲は義朝の弟義賢の子。以仁王の令旨を奉じて信濃に兵を擧げ、越後を経て壽永二年平氏の大軍を俱利伽羅峠に破り京都に迫つた。京都では此の時清盛が既に死んでゐたので、宗盛は安徳天皇を

奉じ一族を率ゐて西に走つた。義仲京都に入るや専横の振舞あり、法皇の御惡しみを受け、遂に範頼・義經の爲に粟津に敗死した。

### 八、平氏の滅亡

- ① 平氏の再起 西海に走つた平氏は一旦九州太宰府迄落ちのびたが、後讃岐に引返し、屋島フシグに行宮をたて、源氏の義仲・頼朝の不和に乗じて福原に進み、一の谷に城を築いて一時勢力をもりかへした。
- ② 一の谷の戦 義仲が敗亡したので義經・範頼は法皇の命を奉じて平氏追討にかゝり、兩將二手に分れて挟み撃にしようとし、義經が嶋越の嶮を下つて一の谷に敵の背後をついたので、宗盛は天皇を奉じて屋島にのがれた。時に壽永三年二月。
- ③ 屋島の戦 一年たつて義經屋島を背面から攻撃したので、宗盛は天皇を奉じて長門に走つた。これで瀬戸内海多年の平氏の勢力が源氏に制せられる事になつた。そこでいよ／＼最後の戦になる。
- ④ 壇の浦の戦 範頼は一の谷戦後、山陽道を従へて九州の豊後にゐたので、西走した平軍九州に渡れず、長門壇の浦に陣した。後を追うた義經は、こゝに大決戦の上、大いに平氏を破つた爲に、清盛の妻(二位)は安徳天皇を抱き奉つて海に投じ、宗盛父子が捕虜となつた外、一族盡く海底の藻屑となつた。この時が壽永四年(四八)三月、平氏の全盛たつた廿年で滅びた。

### 考察問題

#### 1 源平兩氏の起源及其の盛衰について述べよ(東高師)

(1) 起源 源氏は清和天皇の孫經基を祖とし、平氏は桓武天皇の曾孫高望を祖とし、共に藤原氏攝關時代に於て中央に志を得ず、地方に下つて新天地を開拓しようとしたのに始まる。

(2) 保元の亂迄 平氏は貞盛の時承平天慶の亂に功があつたけれども以後久しく著れず。然るに源氏は經基が藤原純友の亂を平げてから、頼信・頼義・義家等累代功をたて、前九年、後三年兩役によつて次第に東國に勢力を扶植した。

(3) 源平對立以後 所が久しく振はなかつた平氏も忠盛が北面武士として功があり、昇殿を許されて後大いに勢力を得、殊に保元の亂では源氏と共に骨肉分れて朝廷公家の内紛を武力的に解決し、茲に源平二氏對立となり、巧に源氏の雄將を死に至らしめてその勢力をそぎ、更に平治の亂に至つて義朝を亡ぼし、勢力を獨占した。

(4) 平氏時代 獨占勢力となつた平氏は、清盛以下一族大臣大將となり、貴族風に化し、専横を極めたので頼政の擧兵を動機に、諸國の源氏一齊にたち、遂に専横二十年にして西海に滅びた。

(5) 源氏時代 頼朝は平氏を亡ぼして幕府を開き、武家政治を始めたが、義經・範頼等近親の有力なものをなくし、遂に三代で滅亡。

#### 2 保元の亂は政治及び道徳上如何なる意義を有するか(浦和高)

##### ① 政治上の意義

- (1) 公家の武力抗爭の始 從來の藤原氏一門の勢力争は暗闘であつたが、此の亂では武力を藉りて争ふ事になつた。
- (2) 藤原氏の無力の暴露 藤原氏は其一門の争に地方田の武士の力をかりねば、他を壓服し得ない程の無力を此亂で暴露した。
- (3) 武士の中央進出 之迄地方でのみ武力を振つた武士を、中央の政争の巷に引入れ、爾後武士の政治干

涉から遂に武家政治を開くやうになる發端となつた。(之が最も重大な意義である。)

- (4) **源平二氏の對抗** 此亂は源平が公家の依頼により骨肉敵味方に分れて、手段的に争亂の禍中にあつたが、この亂によつて、源平兩氏が直接對抗するやうになつた。特に從來勢のあつた源氏が骨肉を殺さねばならぬ事になつた爲に、源平の勢力其の所をかへる事になつた。

② **道德上の意義**

親子兄弟、叔姪の間の戦争で、結果に於て子が父を、甥が叔父を斬るといふ人倫に反するものであつた。外來思想の影響は自家主義的權力思想から骨肉相争ふ迄になつて、當時の道義が如何にひどく低落してゐたかがわかる。

併し義朝の爲義に對する子としての情は、清盛が叔父忠正に對するやうな無情なものではなかつた。が、當時は武士が公家に對しては身分的に甚低く扱はれてゐたので、情を抑へて敵味方になり、涙をのんで父を斬るといふ事もあつたと思ふ。

要するに此亂は多年中央の政權を掌握した藤原氏に代つて、武士同士が抗争し、やがて武士が政權を占めるに至る劃期的事件である。

【浦和高校教授講評】 本問は史實を史實として答へるのでなく、史實中に含まれたる歴史的意義を見出しめんとして出題したものである。從來歴史の問題は、大抵史實のまゝ忠實に記述せしめるやうなものが多いので、生徒は勢ひ史實の暗記を事とし(中略)史實を或る見地から批判して見ると云ふ點に於て缺けてゐる。本問の解答に現はれたところでも此の缺點を指摘することが出来る。即ち解答者の多くは、必要でもない保元の亂の原因や經過を述べて問題の核心に觸れ得なかつた。殊に本問で重要な政治上の意義に於て然りであつた。又道德上の意義については(中略)人倫の破滅なりと答へただけで、當時如何に道德觀念の缺除せる

かを暴露せるものなりと批判したものはさう多くはなかつた。(下略)(文部時報三九五號による)

3 **平氏滅亡の原因**

- ① **公家式の政治** 地方の地盤から起つた武士たる平氏は、地位階級の理想だつた公家貴族の生活が出来るやうになり、高位高官に就き、藤原氏以来の文弱な風に染みて、**質實剛健性が喪失した。**
- ② **不遇の行爲** 鹿ヶ谷の變は平氏榮華の反動だつたが、以後は一層横暴を極め、後白河法皇を幽し奉り、近臣の官職を奪ふなどで**世人の反感を高め、無道の惡名を受け、政敵に起つべき機會と口實とを與へることになつた。**

- ③ **重盛の早世** 平氏唯一の安全辯ともいふべき温厚な人格者、**重盛の早世した事は大きな打撃であつた。**

④ **源氏の勃興**

(1) 平治の亂に頼朝義經などを殺さず、**禍根を殘しやがて(2) 以仁王の令旨が諸國の源氏を振ひ起したしめ(3) 軍略上源氏が遙かにすぐれてゐた。即ち(イ)源氏の地盤たる東國の武士は平氏の地盤たる西國の武士に勝り(ロ)清盛死後名將のない所へ、頼朝が統括的才幹あり(ハ)義經の軍略勇武の卓絶してゐた事等により、遂に久しからずして滅亡したものである。**

4 **平清盛の人物と政治**

- ① **人物** 古來清盛は強暴なる人物といはれてゐるが、豪毅果斷、機を見るに敏にして、一面寛大な性格をもつてゐた。そして政治に非凡な手腕があり、趣味も豊かで學問の力があり、財政的才能もあつた。

- ② **失政** 清盛は武人より起つて政權を握つたが、其政治は藤原氏の轍をふんで公家化し、武士で初めての太政大臣となり、皇室の外戚となり、一門皆高位高官に列した。併しやゝもすれば專横不遜、法皇を幽し奉り、世人の反感を買つて滅亡を早めた。

③ 功績 彼は平安朝末期の争亂を統一し、又宋との貿易を盛にすべく兵庫に經ヶ島を築き、安藝の吾戸の瀬戸を掘つて瀬戸内海の航路の便を計り、寺社領を取あげて僧兵の横暴を抑制した。かゝる政治經濟上の手腕功績のみでなく、文化的にも功があつた。即ち太平御覽といふ宋代の歴史經濟の書物を取りよせて朝廷に献上し、又安藝の嚴島の神社を尊敬して壯麗なる社殿を營み、其社に献じた經卷の如きは藝術品として不朽の美を誇るものである。

5 平安時代に於ける政權の推移(之も大づかみの問題、誰でも相當かけるだらうが、範圍が広いだけに、まとも方が大事だ。)  
平安時代の政權推移は大體四期にわけ得られる。

(1) 天皇親政時代 桓武天皇から仁明天皇迄の五代七十餘年間で、此間政令皇室より出で、平安新都に皇權隆盛の時代。

(2) 藤原氏攝關時代 藤原冬嗣の女が仁明天皇の女御となつて文德天皇を生み奉つてから藤原氏專權の端を開き、外戚として攝關を世襲する事十六代二百餘年間、政治を怠り奢侈宴樂に耽溺する間に、地方に實力を蓄積し來つた武士階級が擡頭し出した。

(3) 院政時代 後三條天皇、藤原氏所出であらせられぬ地位を以て、藤原氏を抑へ、一時朝威回復を見たが白河法皇(後白河法皇と誤る勿れ)の院政に至つて藤原氏攝關政治の勢力はなくなつて、政權は院に移つた。

(4) 平氏專權時代 院政はよく藤原氏を抑へたが、政令二途に出る爲其間に争を生じ、漁夫の利を占めた武士が地方から中央に進出し、源平對立から平氏實權を把握、專横となつて二十年、滅亡して源氏が之に代る事になる。

6 藤原氏の全盛と平氏の全盛とを比較せよ(答案には兩氏とも番號)

① 藤原氏の全盛

(1) 藤原氏の全盛と攝關政治 鎌足以後の功により良房は攝政となり、基經は關白に上り、以後攝關家として一門大いに榮え、道長の時は特に隆盛で、莊園は皇室を凌ぎ繁盛を極めた。

(2) 外戚政策 光明皇后以後代々皇后・中宮・女御に上げられ、殊に文德天皇より十六代二百餘年間は外戚の權を振つた。

(3) 他氏排斥をやつた。(橘氏・源氏・菅原氏)

(4) 相違點 藤原氏は公卿として中央に地位を得た。

(5) 最全盛期は道長の二十年、大した政績がない。

② 平氏の全盛

(1) 平氏の榮達と官位の昇進 清盛は保元・平治の亂後、戦功により従一位太政大臣となり、重盛以下大臣・大將となれる者十數人、殿上人三十餘人、その莊園は全國の半を占め、藤原氏の盛時よりも榮えた。

(2) 清盛の女、徳子は高倉天皇の中宮となり、安徳天皇を産み奉つた。

(3) 源氏を排した。

(4) 平氏は武士として地方から出て政權を得た。

(5) 限定的な清盛の全盛期も廿年だが色々の平和的事業に貢献してゐる。

7 大化改新前後の政治の差異と平氏滅亡前後に於ける政治の差異(岩手醫專)

① 大化改新前後 氏族制度の弊害が、蘇我氏の專横によつてその極點に達したので、舊來の氏族制度の政治組織を根本的に解體して、中央集權を行ひ、公地公民とし、班田收授の法を行つた。故に皇權が大いに振つた。

② 平氏滅亡前後 藤原氏の專横を抑へるために、白河法皇によつて院政が始められたが、そのために却つ

て皇權の衰微を來し、平清盛出で、その專横は藤原氏にも越えた。併し平氏滅亡と共に鎌倉幕府が成立し、舊來の公家政治が一變して武家政治が確立し、皇權は非常に衰へた。

### 重要個別問題

#### 1 以仁王

後白河天皇の第二皇子。源頼政、平氏を倒さうとして治承四年以仁王を謀主となし、諸國の源氏に王の令旨を傳へ、舉兵を促したが、謀洩れ、頼政と共に園城寺に平氏の軍をふせぎ、のがれて奈良に向ふ途中流矢の爲に戦死された。

#### 2 中尊寺と金色堂

中尊寺は陸中平泉に在り、藤原秀衡の建立。規模宏莊にして堂塔僧房數百宇に及んだが、今は僅かに金色堂・經藏の二堂を存するのみである。金色堂は清衡の墳墓として營んだもので、方三間單層の小宇に過ぎないが、外部は總て金を張り、内部は金銅・螺鈿・彩畫・珠玉を以て飾り、内陣の卷柱には七寶を施し、其豪華、其莊麗眞に人目を眩惑せしむるものがある。内に三體の佛像と清衡・基衡・秀衡の棺を藏し、現に特別保護建造物に指定されてゐる。

#### 3 衣川、衣川館 (東女高師)

衣川は岩手縣磐井郡の川で、その流は平泉の南に至つて北上川に會する。此の水を擁して營柵を構へたものを衣川館と稱し、前九年の役に安倍頼時・貞任の父子之に據り、頼義・義家の攻撃を受けて陥れられた。後源義經が兄頼朝の不興を蒙つて藤原泰衡に頼り、一時衣川館に庇護せられたが、泰衡頼朝の壓迫を受けて衣川館を攻め、遂に義經を滅ぼした。

## 第三篇 近古史

### 第一期 鎌倉時代

#### 第一章 鎌倉幕府の創立

##### 一、鎌倉幕府の創立とその影響 (靜岡高)

###### ① 幕府創立前迄の經過

(1) 武士の興起 平安時代中期以後、藤原氏の奢侈怠政と中央地方の交通の不便とは、律令による中央集權政治の理想に反して地方政治を紊亂に導いた。莊園は夥しく増加し、國司や豪族の悪行により、群盜横行、人民塗炭に苦しんで地方官權・軍兵之を抑へる能はず、この社會生活の不安に備ふる爲、豪族は、家の子郎黨を養ひ、武備を貯へ、武技を練つて私兵制をなし、遂には地方豪族の間に權力を争つた。

(2) 武士の政權獲得 かくて地方では承平天慶の亂等の鎮定に、都では僧兵跋扈の鎮撫に、武士は何れも朝廷や藤原氏の爲めに武力を以て貢獻し、勢力を高めた。中でも桓武平氏・清和源氏最も勢力あり、保元の亂には朝廷公家の争に源平が加はつて骨肉相争ひ、源平の對立が平治の亂によつて平氏の勢力になり、一時政權を掌握したが、藤原氏の文弱な轍をふんで武士の本質を失ひ、剛健なる源氏の勃興によつて久しからずして滅亡した。

###### ② 鎌倉幕府の創立

(1) 鎌倉に根據を 源頼朝は治承四年八月伊豆に兵を擧げ、十月には源氏と縁故の深い鎌倉に入つて此所



を根據地と定めた。翌十一月部下將士取締の爲め侍所において和田義盛を別當とし、其勢力の擴大するに従ひ、政治法律に詳しい大江廣元・三善康信等を京都から招き、公文所・問注所を開き、以て軍事・行政・司法の三大機關を整へ、頼朝が征夷大將軍に任ぜられるに及んで、幕府は形式的にも成立した。これ實に建久三年七月（紀元一八五二年）である。

(2) 政治機關の擴大 之等の政治機關は、始めの程は全く部下統治の機關で、其命令の及ぶ範圍も關東に限られてゐたが、守護地頭を全國におくに及んで、遂に天下統治の機關となつた。

③ 影響

(1) 政治上 鎌倉幕府の創立は大化改新・明治維新と合せて、我國史上の三大變革といはれる位に重大な影響を政治上に及ぼした。即ち、従來は天皇の親政に公家が輔弼し奉つたのを、こゝに至つて武家が政權を掌握する事になり、中途に屢々皇權恢復の御企があり乍ら、遂に江戸時代の終迄六百七十餘年の間、武士を中心とする國民生活が開かれた。

(2) 國民道徳上 (イ) 變態政治 頼朝の幕府政治は王朝政治の腐敗と貴族生活の頹廢を救ふ手段と考へられるが、之は我國體上の變態政治であるのに、七百年近くも繼續し、順逆、大義名分を明かにし得なかつた事は遺憾である。(ロ) 武士道と國民精神の健全化 中央の弊風になづまず、地方の堅實な武士道を發達せしめ、やがて此精神が國民精神を健全にする事に有効であつた事は認めねばならぬ。

(3) 關東の文化開發 此幕府以前の關東は豪族の點在する地方で、文化の中心なる京都から遠かつたが、鎌倉に幕府が開かれるに及んで、武家文化の中心地たるの端緒となつた。

【静岡高校教授講評】 (1) 出題の方針(抄) 成るべく記憶に偏せず、史的理解力、考察力を考查し得るものとした。本問の如き、中學四年程度としては、難問であるといふ非難もあるかも知れぬが、それはたゞ歴史を

以て「暗記もの」となし、徒に史實を機械的に暗誦することを以て能事とするものにとつてあつて、平素からよく史實を理解し、考察力を養つてゐるものにとつては、却つて容易な問題といはねばならぬ。

(2) 答案調査の感想 鎌倉幕府の創立は、我が政治上に於ける一大變革であると共に、これから江戸時代の終まで六百七十餘年間、武士を中心とする國民生活が開かれ、我國社會上重大な意義を有するものであり、また鎌倉の地に幕府を開いた事は、關東に文化の開かれる端緒となつたもので、その影響するところが甚大である。

出題者としては、受験者が果してこれ等の諸點について、理解してゐるかどうかを試みようとしたのである。然るに答案を調査して見ると、前半の創立については相當の出來榮であつたが、後半の影響に就ては適切妥當な回答は稀であつた。これは受験者が十分に史實を理解せずして、たゞ機械的に暗誦してゐるに過ぎないからである。(文部時報五二九號による)

二、鎌倉幕府の組織 (東高師・美術・早高・七高)

【注意】 此の問題は大抵幕府創立當時の事のみ力がある傾向があらうと思ふけれども、此幕府の職制は必要なものから先づ設置する方針だったので北條氏時代になつて完備した。従つて初めのと後とは違ひがある。つまり「鎌倉幕府」に對する考は、鎌倉「時代」といふ、時代觀念を頭においてかゝらないと、後期のと混同したり、又之を落したりする。そこに注意せねばならぬ。即ち、初期と後期。中央と地方。地方でも、特別地方の個々を落さぬやうに。尙參考に七高の講評を掲げる。

【七高教授講評】 鎌倉幕府の權能を江戸幕府の夫と同一視したるもの甚多數を占めたる點は注意を要す。蓋し鎌倉幕府に於ては全國の軍事警察權及其領國に對する權にして朝廷も亦中央・地方の政治を行はせられしことは江戸期と相違せり。此點認識不十分なり。守護地頭が設置されたるを以て直ちに國司制が廢止されたり

となすもこれに基く誤なり。侍所・公文所・問注所を武者所・武士所・武所・公問所・文注所・門注所などと記し、侍所を待所と記せる數又甚多し。(文部時報五九四號ノ二による)

甲、創立當時の職制

① 中央

- (1) 侍所 武士の取締をする役所。長官は別當といひ、和田義盛が初めて任命された。
- (2) 政所 公文所ともいふ。一般政務を掌る所、長官は別當、大江廣元が初めて任命された。
- (3) 問注所 司法裁判を掌る。長官は執事。初め三善康信が任せられた。

② 地方

(1) 一般の地方

- (イ) 守護 諸國に置いて國內の軍事警察の事務を掌り、頼朝の家人が補せられた。
- (ロ) 地頭 全國の公領、莊園に置いて土地を管理し、兵糧米・年貢米を取立て、又守護の命によつて警察の事を行ひ、全部頼朝の家人が任命された。

(2) 特別地方

- (イ) 京都守護 皇室の所在地なので特に之を置いて守護し奉つた外、近畿地方の行政警察を掌つた。
  - (ロ) 護奏 頼朝と親しい公卿九條兼實を首班とする公卿十人を任じて朝廷を抑へ奉り、且朝幕關係を圓滑にする事につとめた。
  - (ハ) 鎮西奉行 九州に置く。
  - (ニ) 奥州總奉行 奥羽に置く。
- 共に此等邊陲な地方を統御せしめた。
- 乙、後期の職制 主として、源氏が滅亡して北條氏擅權の頃に置かれた職制。

① 中央

- (1) 執權 將軍を補佐する重職、北條氏が獨占的に世襲して政治の實權を握つた。
- (2) 連署 執權を補佐する職務で、北條一族の中最も關係の深い重要地位の者を任じた。
- (3) 評定衆 引付衆と共に幕政に參與するもので、政治上の經驗ある人物を任命した。

② 地方

- (1) 六波羅探題 承久の亂後京都に置かれ、朝廷を監視し、京畿を鎮め、西國武士を取締る役で、執權に次ぐ重職である。
- (2) 九州探題 九州地方の庶政を統べ、兼ねて外敵の警備に當る。

三、頼朝と義經との關係

〔狙ひ所〕 一見平凡、誰でも知つてゐる問題のやうだが、まとめて見ると、そこに幾つかの區切がある。生立ち、協力、殊勳、反目、討伐。兄弟中で一番有能な弟の討伐の結果は？ 影響は？ と見て行くと、之は一つまとめておく必要がある。殊に中古史と近古史の兩方に跨つたといふよりも、其兩時代に連なる事實、涙ぐましい對面から、敵同志になる點、今云つた討伐と源氏の運命などに注意。

甲、兄弟協力時代

- ① 生ひ立の頃 平治の亂に敗死した源義朝の遺児はやつと死を免れ、頼朝(當時)は北條時政に寄り、義經(當時)は鞍馬山に僧として修行し、武藝にのみ熱心で、後、金賣吉次に依つて陸奥の藤原秀衡に身を寄せ、頼朝の擧兵をきいて馳せ參じ、兄弟は嬉し泣きにないたものであつた。
- ② 義經の殊勳 (1) 義仲を滅ぼす。源義仲が平氏の軍を破つて京都に上り、功に誇つて専横、部下も兇暴狼藉であつた爲に、後白河法皇の御召があつたので義經は頼朝の命により範頼と共に義仲をうち滅ぼした。

(2) 平氏討滅 源氏の内訌を機として勢力を盛りかへし、京都を恢復しようとした平氏の軍を一行に破り、進んで屋島に襲ひ、更に兵船を以て急に長門壇の浦に進撃し、遂に平氏を滅ぼした。

乙、兄弟互目時代

① 兄との互目

頼朝は義経が兄の命によらずして我儘のふるまひをしたのを怒り、壇の浦に平氏を滅ぼし意氣揚々と鎌倉に凱旋して来ても入れないばかりか、人を遣つて之を殺さうとした。義経も之を大いに怒り、後白河法皇に迫つて頼朝追討の院宣を請ひ受けたが、頼朝の上京するのをきき、急に跡を晦ました。

② 義経の討伐

頼朝は義経を捕へ、かつ謀叛人を防止する爲に、法皇に奏請して諸國に守護地頭を置いた。所が義経は奥州に下つて藤原秀衡にたよつて居たので、秀衡が死ぬと、頼朝は秀衡の子泰衡を誘うて義経を殺させ、更に自ら大軍をひきゐて泰衡を攻め、藤原氏を滅ぼしたから天下は全く統一せられた。

③ 義経を殺した影響

頼朝はえらい人ではあつたが猜忌の心が深いといふ缺點があつた。義経の勝に誇つた我儘を許せぬ爲に、最も有力な肉身を攻め殺しついで範頼をも滅ぼし、自分の子孫の安全を計らうとして却つて孤立の形となり、源氏の滅亡を早からしめた。

四、守護・地頭の性質と武家制度の基礎 (大分高商)

① 守護地頭設置の動機

頼朝義経の間が不和となり、義経を討つ爲に頼朝が上洛しようとする時、義経は都を出て姿を晦ました。頼朝に對する不平分子も之に投じて國中が亂れんとする形勢になつた。時に大江廣元は建策して、叛亂の起る毎に關東から出兵するのでは兵も疲れ人民も苦しむが故に、諸國に守護地頭を置いて悪者を鎮撫すれば、天下は居ながらにして治め得るといつた。

② 勅許と設置

廣元の建策により頼朝は後白河法皇の御許を乞うた。法皇は此設置の弊害を憂へさせられた

やうであつたが、一は頼朝の功勞に免じ、一は天下再び亂れて人民を苦しめん事を恐れ給うて、之を御許しになつた。そこで頼朝は文治元年(一八四五)公領私領の別なく、鎌倉の御家人を全國に配置して守護地頭となし、居ながら天下の政權を掌握した。

③ 職權 守護は國毎に置かれ、その國の軍事、警察を司つて變に備へ、國々より京都に送る大番を處理する事を役目とした。

地頭は公領・私領(莊園)を問はず配置され、守護の命令を受けて管内の軍事・警察を司り、かつ管内の租税を徵收する事を役目とし、兵糧米を徵收して之を鎌倉に送る事を務めとした。地頭は田地一段に付米五升を管内の百姓に加徴して己の所得とする事を許されたものもあり、或は管内の田畠を割き與へられるものもあつた。

④ 本補地頭・新補地頭 承久の役後幕府は朝廷に味方した公卿武人の領地を沒收し、新に之に補した地頭は更に所得を増加せられ、加徴米の外に田畠を給與せられた。こゝに於て承久以前に補せられた地頭を本補地頭、承久以後のそれを新補地頭といふ。

⑤ 設置の結果

(1) 政治的變革 従來國司の權限だつた兵馬の權は守護に移り、租税、兵糧米の徵稅權は地頭の手に歸したので、莊園の民は莊園の領主への年貢と幕府に納める租税とを負擔する事になつた。従つて領主も地頭に制せられる事になつた。

(2) 武家政治の確立 頼朝は守護地頭に己が家人を任じて、其統轄者になつたので、勢ひ天下の實權を握り、従つて前代以來の亂れた秩序を整備し得て、朝廷から預り奉つた武家政治の基礎を確立した。

(3) 地頭の横暴と皇政の空名化 地頭はとかく租税を横領し、遂には其管地をも横領するの危険多く、爲

に國司又は領主と地頭との争が絶えず、大寶令の地方制度は破壊せられて、皇政は只名のみとなつた。

### 五、頼朝の朝廷に對し奉る態度

鎌倉幕府といふ武家政治は始めて出來た。從來は朝臣が専横乍ら政權を握つてゐただけでも、今度は朝廷の外に幕府といふ別の政府が實權をもつ事になると、本來の皇政との間がむづかしい事になる。従つて頼朝の朝廷に對し奉る態度が重要になる。大略、頼朝は公家に勢力をもたしめず、又之とよく連絡をとりつつ、朝廷に對し奉つては恭順であつた。

#### ① 朝幕連絡機關

(1) 讒奏 頼朝は親しい間柄の九條兼實を首班として、自分に都合のいふ公卿十人を議奏にし、後兼實を内覽にした。議奏は政治の善惡を議して天皇に奏聞する役目であつて、重大問題は兼實から豫め幕府に相談して決したので、頼朝の思ふ通りになるわけである。

(2) 京都守護 妻政子の父北條時政を京都守護に任じ、京都近畿の警察行政の事を掌らしめたので、朝廷に對する監視の役目ともなつたわけである。

(3) 公家に對する態度 頼朝は永年の因襲たる公家の争に乗じ、腹心の公家を議奏等にして合議政治を行はしめ、以て攝關の權力を弱くしようとし、公家の内争の間にたつて分裂を來さしめ、衰耗に導く政策をとつた。

(4) 頼朝の尊皇精神 頼朝は皇室に對しては尊王精神篤く、自ら奏請して皇居及朝廷の尊崇の篤い社寺を造營し、世の固め、帝王の守護を以て武士の任とし、自ら朝命に恭順であるばかりでなく、家人に對しても常に清盛や義仲が朝廷に叛いた爲に滅亡した所以を説き、たとひ不利益でも勅命に従ふべき旨を命じた。

### 六、源氏の衰運—滅亡

① 頼家の時代 建久十年頼朝薨じ、子頼家が廿一歳で將軍になつたが、暗愚・病弱、且輕々しい行があつたので母政子が尼となつて幕政を執り、外戚北條時政が之を助けた。これによつて政權は次第に北條氏に移り、諸種の紛争が起るに至つた。

#### ② 比企能員の亂

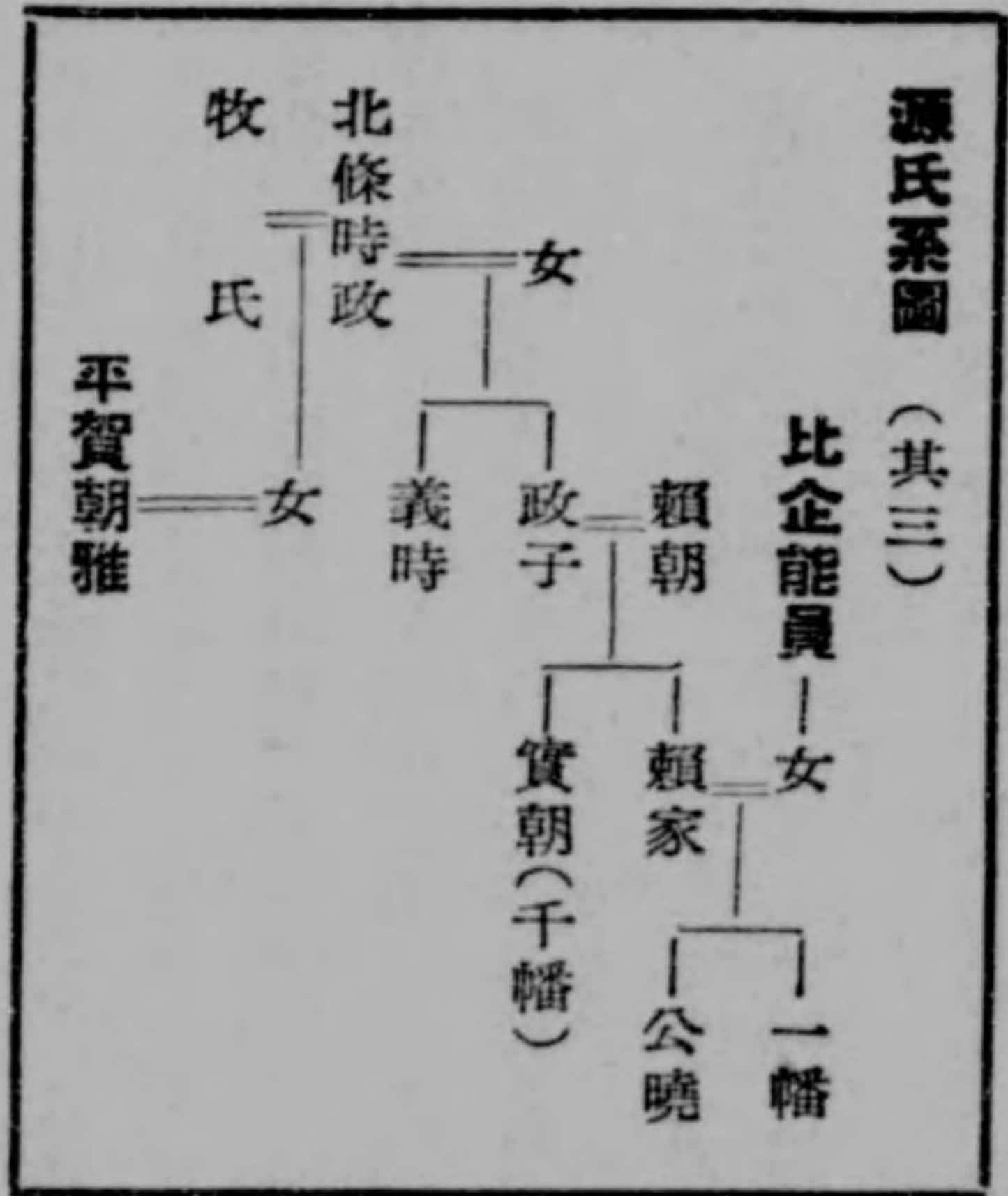
(1) 頼家の暗愚な爲に、政子は時政と謀つて天下を二分し、關西三十八ヶ國を頼家の弟千幡(後の實朝)に、關東二十八ヶ國の地頭職と天下の總守護職とを其子の一幡に譲らうとした。

(2) ところが一幡の母は比企能員の女なので、一幡が將軍になれば、外戚として比企氏に政權が移る事になる。天下二分策は之を防止する策と見られる。

(3) 此二分策をきいた頼家は大いに怒り、能員と謀つて北條氏を除かうとしたが、謀が洩れて能員・一幡は殺され、頼家は廢せられて修善寺に幽閉の後、時政に殺された。

③ 實朝の時代 そこで實朝が三代目の將軍となつたが、時に十二歳。北條氏が執權となつて自家の權勢を張らうとするとなると、源氏の腹心の人々が邪魔になつて來る。

(1) 畠山氏の滅亡 畠山重忠は石橋山の戰以來頼朝に服して戰功があり、信任厚く北條時政の女婿で、重



保は其子である。重保は時政の女婿平賀朝政と争を生じ、謀叛の志ありとして時政夫妻の爲に殺され、鎌倉に異變ありといつて呼びよせられた父重忠も不意討に殺された。

(2) 時政の失脚 時政は尙實朝を廢して平賀朝雅を將軍にしようとしたので、政子は義時と謀つて時政を伊豆の北條に幽し、朝雅を京都で殺した。

(3) 和田氏の滅亡 時政に代つて執權となつた義時は、横暴を甚しくし、侍所の別當で當時最も勢力のあつた和田義盛を除く考だつた。時に義盛の子等が頼家の子千壽丸を奉じて北條氏を滅ぼす陰謀が原因で、義盛も擧兵敗戦したので、源氏創業の功臣は相前後して滅び、義時、侍所別當を兼ねて文武の權を握る事になる。

① 源氏の滅亡 實朝は長ずるに及び、北條氏の專横を悪んだが、舊臣の勢力ある者皆除かれ、源氏の命數も永くないと悟り、官位の昇進によつて家名を残さうとし、朝廷に請うて右大臣に迄進んだ。

承久元年正月鶴岡八幡宮に拜賀の禮を行つた歸りに、甥公曉(頼朝の子)の爲に殺された。時に年廿八。そこで義時は政子と謀り、公曉を誅した。時に紀元一八七九年、頼朝が將軍になつてから三代二十七年で源氏の正統が絶えたのである。

⑤ 攝家將軍 實朝の死後、北條氏は後鳥羽上皇の皇子を將軍に迎へ奉らうとしたが許されず、頼朝の遠縁(頼朝の姪の子)九條道家の子頼經(二)を迎へて將軍とし、政子は後見として簾中に政を聞いたので、尼將軍といはれ、天下の實權が北條氏のものとなつた。

考察問題

1 頼朝が幕府の地として鎌倉を選びし理由

(1) 縁故 鎌倉は源氏の祖先と縁故が深い。祖先の居住地で、頼義が東國征伐の折鶴岡八幡宮を岩清水から勸請した。

(2) 東國武士 源氏は東國武士に恩顧を施し、其の關係が古くから密接であり、頼朝が東國武士を率ゐ、之を根據として立つには便利な土地であつた。

(3) 物資豊富 關東平野を控へて物資が豊富であつた。

(4) 京都との隔離 京都は公家の頽廢生活の中心で、平氏も此地で質實剛健の士風を衰へしめた。頼朝は東國武士の剛健なる風格を保持し、軟風に遠ざかる爲にも鎌倉を選ぶ必要があつた。

2 源頼朝の政治方針(小樽高商)

藤原氏以來の制度・政治・生活は複雑・文弱・奢侈であつたので、頼朝は(1)制度を簡單にし、必要な制令は漸進的に作る事にし、(2)經費を節減して財政整理を期した。(3)質素儉約の美德を涵養して前代の華奢の風を禁じ、(4)武藝を奨励し質實剛健を旨とした。(5)皇室に對しては腹心の公家を内覽議奏として抑へ奉つたが、尊皇の精神を持し、家人にも朝命に恭順なるべきを諭してゐた。

3 武家政治の成立と我國民道徳との關係

(1) 頼朝が政權を掌握して武家政治を樹立した事は、我國の天皇政治といふ本體にそむく事である。

(2) 併し頼朝の幕府を開いた精神は、皇朝政治の腐敗と貴族生活の道徳的頽廢とを匡救する爲の手段と考へられる。只此幕府が年のたつにつれて朝廷との關係に疎隔を來し、六百七十餘年變態的政體となつたのは遺憾である。それが爲に武家政治下の國民は、天皇政治の根本を知らず、大義名分に暗くなつた。

(3) 中央政治の弊風に對し、地方の質實剛健な武士道を發達せしめ、國民生活を堅實にした事は國民道徳

上効果を否定し得ない。

4 源頼朝の人物

〔狙ひ所〕人物——といはれると、一寸つかみにくい。が其の性格の長短、どんな仕事をしたかの例をあげねばならない。

- (1) 頼朝は容姿が温雅で沈着、度量も大きく、且政治的手腕に富み、將たるの器量があつたので將士が畏服してゐた。
- (2) 尊皇心が篤く、臣下に向つて常に尊皇の大義を忘れぬやうに訓戒してゐた。其精神の一端として明惠上人傳によると彼は美味を嘗めては先づ之を君に供へんと思ひ、珍貨を得ては先づ之を君に獻せんと欲したといふ程であつた。又東大寺の僧重源が頼朝を敬して「君」の字を使つたのに對し「君の字は恐多し自今以後斷然之を止むべし」と申送つたといふ。
- (3) 藤原氏から平氏の時代にかけて、永年の政治風教の墮落は尋常の事では匡正出来ないほどだつた。萬民の生命財産の安全、天下の秩序維持の爲に有害な京都の公家政治以外に、別個の組織を有する幕府を鎌倉に作つたのである。而して自ら儉約を守り、懦弱な遊戯よりは武技を奨励し、質實剛健の氣風を養ひ、簡易實用を旨として政治を行つたので、久しく弊政に悩んだ國民は、頼朝の政治に悦服した。
- (4) 性格の缺點として猜疑心が深く、義經、範頼等の骨肉を殺した爲に、僅かに父子三代二十七年にして正統が絶え、北條氏の爲に天下を奪はれたのは惜しい事であつた。

5 皇朝政治と武家政治との差異

- (1) 皇朝政治は天皇の親政で中央地方共に公家の勢力が中心になつて政治が組織だてられたが、(2) 武家政治は征夷大將軍たる武士が天皇の外に政權を掌握し、中央地方共に武士が政治に當つた。(3) 形式上

皇朝政治は律令政治で、煩雜、形式的、武家政治は組織簡易で實際的。(4) 前者は經濟上國有主義だが後者は莊園の發達から私有財産制の主義の上に立つてゐた。

總合問題

6 奥州藤原氏の盛衰

- (1) 藤原秀郷の後裔清衡が、安倍氏に味方して前九年の役に死し、其妻が遺子清衡を連れて清原氏に嫁してから後三年の役となる。
- (2) 清衡はやがて以前の藤原姓をなおり、安倍、清原兩氏の領地を併せ有する事となり、豪華な生活が續いて、頼朝の頃は清衡の孫秀衡の時代であつた。
- (3) 秀衡は義經が兄頼朝と不和の爲に逃れ來つたのを庇護して頼朝に備へる考だつたが、子の泰衡は暗愚で、頼朝の示威に怖れ、義經を殺して忠義だてをしようとしたが却て頼朝に征められ、臣河田次郎に殺されて滅亡した。
- (4) 清衡の建てた中尊寺は當時の榮華を物語る遺物である。

7 征夷大將軍

- (1) 之は元來蝦夷鎮定の爲の臨時の官職であつたので征夷の名がある。元正天皇の頃多治比縣守タヂヒノサマが持節大將軍に任ぜられたのを始めとし、(2) 坂上田村麿、文屋綿麿が相次いで任ぜられた。(3) 頼朝が建久三年に之に任ぜられて幕府を開いてから、武門の棟梁の意義に一變し、天下の政治を行ふものが任ぜられる官となつた。(4) 源氏の後攝家・親王將軍を迎へ、(5) 建武中興に當つて後醍醐天皇の皇子護良親王が將軍となられたが、(6) 足利氏から徳川氏に續いて、皇政復古に至つて廢せられた。親王と藤原氏の將軍以

8 鎌倉

外は頼朝以來、足利、徳川皆源氏系統であつた。

- (1) 關東の要害、關東平野をひかへた地、源頼信が相模守となつて此地に住し、鶴岡八幡宮創建以後源氏縁故の地となつた。
- (2) 治承四年頼朝が居を此地に定めて幕府を開いてから、百四十餘年の間源氏北條氏の居所として政治・文化の中心となつたが、(3) 元弘三年新田義貞北條氏を此所に滅ぼしてから衰微し、(4) 後足利基氏が關東管領として又此所に居つたが、成氏が古河に走つてから全く荒廢した。舊地古蹟今尙存して往時を偲ばしめるものがある。

重要個別問題

1 大江廣元 (東高師・東檢・海邊)

- (1) 大江匡房の曾孫、法律・制度に精通し、しかも策略に富んだ大政治家であつた。(2) 頼朝兵を起し、政治に經驗あり才幹ある人物を京都に求めたので、廣元も之に應じて東下した。(3) 壽永三年公文所が開かれ、廣元は其別當となつて幕政を統べ、守護・地頭の設置の如き大事業を創案した外、頼朝に建築する所甚多く、幕府創業に大功があつた。(4) 頼朝の薨後は政子に重用され、巨細となく相談にあづかつた。北條氏が比企能員を討滅したのは廣元の謀によると稱せられ、和田義盛舉兵の際には、北條氏と協力、將士を勵まして遂に之を斃し、承久の亂には鎌倉に居て軍事を統理した。

2 和田義盛 (東高師)

- (1) 義盛の祖父三浦義明、石橋山の戦に頼朝に代つて戦死した恩義に報ゆる爲、頼朝は義盛の請を容れて侍所別當に補し、家人の進退と軍政を掌らしめた。(2) 義經範頼に従つて平氏を一谷、西海に攻め、又頼

朝に従つて奥州征伐に於て功をたてた。(3) 後、北條義時に謀られて兵を擧げ、幕府及び義時の邸を襲うたが、戦利あらず、一族と共に滅ぼされた。

3 平政子 (尼將軍) (陸士)

- (1) 北條時政の女、將軍頼朝の妻で頼家、實朝の母。資性强剛、果斷、夫頼朝に對し大いに内助の功があり、頼朝の閨門を嚴正にし、世の婦道を振肅した。(2) 頼朝薨後、頼家幼にして家を嗣ぐや、母政子自ら政務をとり、三代將軍實朝が薨するや、政子自ら京都に徵行して、親王將軍を迎へようとしたが、遂げられず、九條頼經を迎へて鎌倉の主となし、政子は自ら其後見として簾中に政治をきき、將士を畏服せしめたので、世に之を尼將軍と謂つた。(3) 承久三年討幕の院宣が下つた時、簾下に家人を招いて將士をして其命に應ぜしめた毅然たる態度は、女性ながらも見上げたものであつた。

4 公文所 (高知高)

- (1) 鎌倉幕府の行政一般を掌り、幕府の最も重要な官職で、後には政所といひ長官を別當と稱し、大江廣元が始めての別當だつた。(2) 大江氏のあとは、北條氏歴代の執權が之に任じ、政所の官制は室町幕府之を踏襲し、其末期まで續いた。

5 問注所 (大阪商大・神皇)

- (1) 鎌倉幕府の重要な官制の一で、主として訴訟の裁決に當る。長官を執事と稱し、始め三善康信を之に任じた。(2) 問注所の官制も室町幕府の繼承する所で、其終まで續いた。

6 家人 (御家人)

- (1) 上古、主家に仕へて勞役に服する賤民の稱だつたが、後に意義が次第に變じて公家・武家に臣従するものを稱する事となり、(2) 更に幕府成立後は鎌倉に隸従する武士を一般に家人又は御家人といつた。(2)

家人は幕府存立の基礎であるから、幕府は所領を與へて極力之を保護し、平時戦時には其所領の高に應じて、幕府に對し力役、出兵等一定の義務を負担せしめた。(3) 江戸時代には、幕府直轄の武士中、將軍に拜謁の資格なきもの即ち御目見得以下の士を御家人と稱して旗本と區別した。

## 第二章 鎌倉幕府の越權—承久の變

### 一、承久の變 (東外語・東高師・美術・陸士・國大・廣島高・大阪高) — 左の文は大阪高校受験者の優良答案

① 原因 英明の君後鳥羽上皇は、武士の政治をするが如き名分の亂れたのを憤り給ひ、天皇親政の正しき世の中に引きもどさんとの御志を抱かれた。時に鎌倉方は義時實權を握り、源氏の正統絶えたる後も政權を返上せず、益々專横な武家政治を續けた。そこで後鳥羽上皇は順德上皇や諸公卿と謀事をめぐらし給ひ、承久三年北條氏追討の院宣を下された。

② 戦況 北條方では大いに驚き、直ちに北條泰時を京に攻め上らせた。然るに悲しい哉未だ國民の間に大義名分が判然せず、大楠公の如き忠臣出でず、朝廷方の兵力は北條氏に比してあまりに弱く、結果は北條方の入京、專横、大逆極まる振舞となつた。

③ 結果 北條義時は、後鳥羽上皇を隱岐に、後土御門上皇を土佐に、順德上皇を佐渡にお流し申し、仲恭天皇を恣に廢して、後堀河天皇を立て、其他公卿等は嚴重處罰し、古今未曾有の大逆を敢てした。其他、京都に六波羅探題をおいて朝廷方を抑制するの横暴をやり、武家の勢力を却て増大せしめた。

④ (史的)意義 承久の變は武家政治の世の中に大義名分を正し、建國の精神をとりもどさうとする運動のさ

きがけであつた。不幸失敗したが、此御精神は後醍醐天皇の建武中興に表はれ、明治維新に實現された。

〔他の事件と間違へる〕 承久の變は小學國史にも出て居て、國民の常識として知らねばならぬ事なのだが、大阪・廣島兩高校教授の講評によると、他の變と間違へたものが非常に多いといふ事である。廣島高校では受験者實數三九二人中、五九人(一割五分)が他の役や亂と混同してゐた。(白紙が十三名)(下記の事變名の下が間違へた人の數である。)保元の亂(二四)文永・弘安の役(一〇)正中の變(一〇)應仁の亂(六)將門の亂(三)文祿慶長の役・前九年並後三年の役(各二)大阪夏の陣・蛤御門の變(各一)大阪高校では同じく保元平治の亂と誤り、崇徳上皇を擧げ奉り、義時を高時と見、後醍醐天皇の御代と誤るもの等多數に上つたといふ。尙廣島の講評に「眞に承久討幕の御精神を理解し奉り、且北條氏の處置に對して透徹した國體觀念の上に立つて批判してゐる者は十人許りに過ぎない。」とある。右に掲げた答案は史實の主要を書いて居るし、其「意義」の欄に此點の一斑を書いてゐる。(文部時報五九四號ノ二による)

### 二、泰時の政治 (廣高師・陸經・神戸高商) 北條泰時と其時代について (昭七高等試験司法科)

承久の變後間もなく義時が死んだので泰時が京都から歸つて執權となり、叔父時房を連署として政務を統べつとめて善政を施した。

① 連署 泰時は執權になると、其專斷の弊を避ける爲に、叔父時房を連署に任じ、執權の輔佐役とした。之が連署の始め、此名稱は執權と連んで公文書の下に署(官姓名を記す)判(花押を記して證とする)を加へる事から起つたもので、此後は一門の逸材を之に任じ、執權と併せて兩執權といはれた。

② 貞永式目 (關東御成敗式目) (大阪商大・東高師・東高師・京大) 泰時は三善泰通とはかり、頼朝以來の慣例に基いて王朝時代の舊制を参照し、五十一條の式目を定めた。之が貞永元年だつたので貞永式目といふ。(式は條式、法現を定めたる條目、成敗は裁判の意) (この式目を變更、増補したものを式目追加といひ、永く武家法制の標準となり、後の建



武士目から徳川時代の公事方定書までも影響を及ぼしてゐる。其内容は、律と令と兩方面に亘り敬神、崇佛を鼓吹し、御家人に關しては公私の別、主従の關係を明かにし、守護地頭家人などの職責を明かにし、所領の讓渡相續、刑、訴法を規定し、幕府の獨自の見解を以て國風に適したる法制を布いたのである。

③ 評定衆の設置 つとめて専斷の弊をさけ、政務の公正を圖る爲、政所に評定衆十一人を置き政治を合議せしめた。(人数は後に十五六人となる)

④ 仁政 泰時性寛大、恭謙、よく頼朝の遺法を守つて質素儉約を以て自ら率先し、民を愛撫したから、士民は皆悦服し、天下はよく治つた。

〔註〕泰時仁政の一端 伊豆の北條が飢饉だといふので泰時自ら視察し、貧民に米を貸して收穫時に返せといつた所、取入時に又もや大風の爲に凶作となり、借米が拂へず、逃走者も出さうだつたから、再び北條に行き、人民を集めて借米の證文を燒き、酒食を馳走した上に、米を與へて慰めてやつた。又或飢饉の年に泰時は米九千石を出して貧民に與へ、富める人から米を借りた貧民があると、之に利息を拂つてやる。しかも泰時は新衣をまとはず、晝は一食を減じ夜は燈火を細くする迄の儉約をし、極貧の人には元利共に拂つてやるといふ位であつた。

### 三、時頼の政治

泰時の孫經時・時頼が相次いで執權となつたが、時頼は泰時の遺法を守り、善政を行つて幕府の勢をますます強からしめ、泰時と共に北條氏全盛をうたはれた。

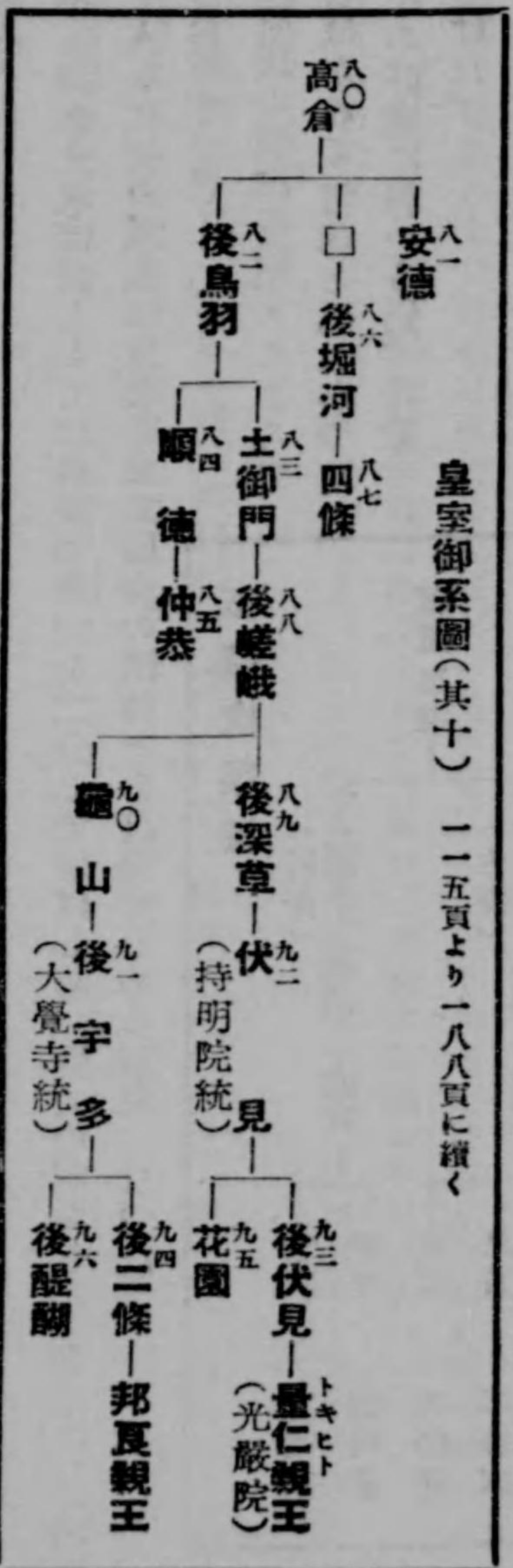
① 將軍の廢立 將軍賴經は執權經時の時代に職を子の頼嗣に譲つたが、時頼になつて、事によつて頼嗣を廢して京都に逐ひ、後に、後嵯峨天皇の皇子宗尊親王を迎へて將軍とした。時に年十一。之が親王將軍の始めて、以後常に幼少なる皇族を將軍に頂き、長せられるに及んで事に托して廢立を行つた。

② 善政 (1) 引付衆 政所に引付衆をおき、評定衆を輔佐して訴訟其他の庶政に當らしめた。(2) 泰時の遺法を守り、節約を旨とし、心を民政に用ひ、(3) 職を退いて最明寺をたて、出家して地方を行脚し、民情を視察し、(4) 官吏の悪政を質した等の事から、風俗は益々改善され、世の泰平を來した。

### 四、北條氏の對朝廷政策

#### ① 皇統の分立

(1) 兩皇統迭立の起源 (イ) 北條氏の朝廷に對する政策は承久の變後漸く變つて來た。後堀河天皇につ



とし、其皇子後嵯峨天皇を御位につけ奉つた。(ロ) 後嵯峨天皇の後、其皇子後深草龜山兩天皇相ついで即位せられたが、上皇はかねてから龜山天皇を愛し給ひ、其御子孫に永く皇位をつがせ給ふ思召があつた。従つて龜山天皇の次には其皇子後宇多天皇が即位せられた。(ハ) 然るに後深草上皇は之を不快に思召されたので、時宗が奏上して、次に上皇の皇子伏見天皇を御立てする事にした。次で時宗の子貞時は又天皇の

御子後伏見天皇を立て奉つた。

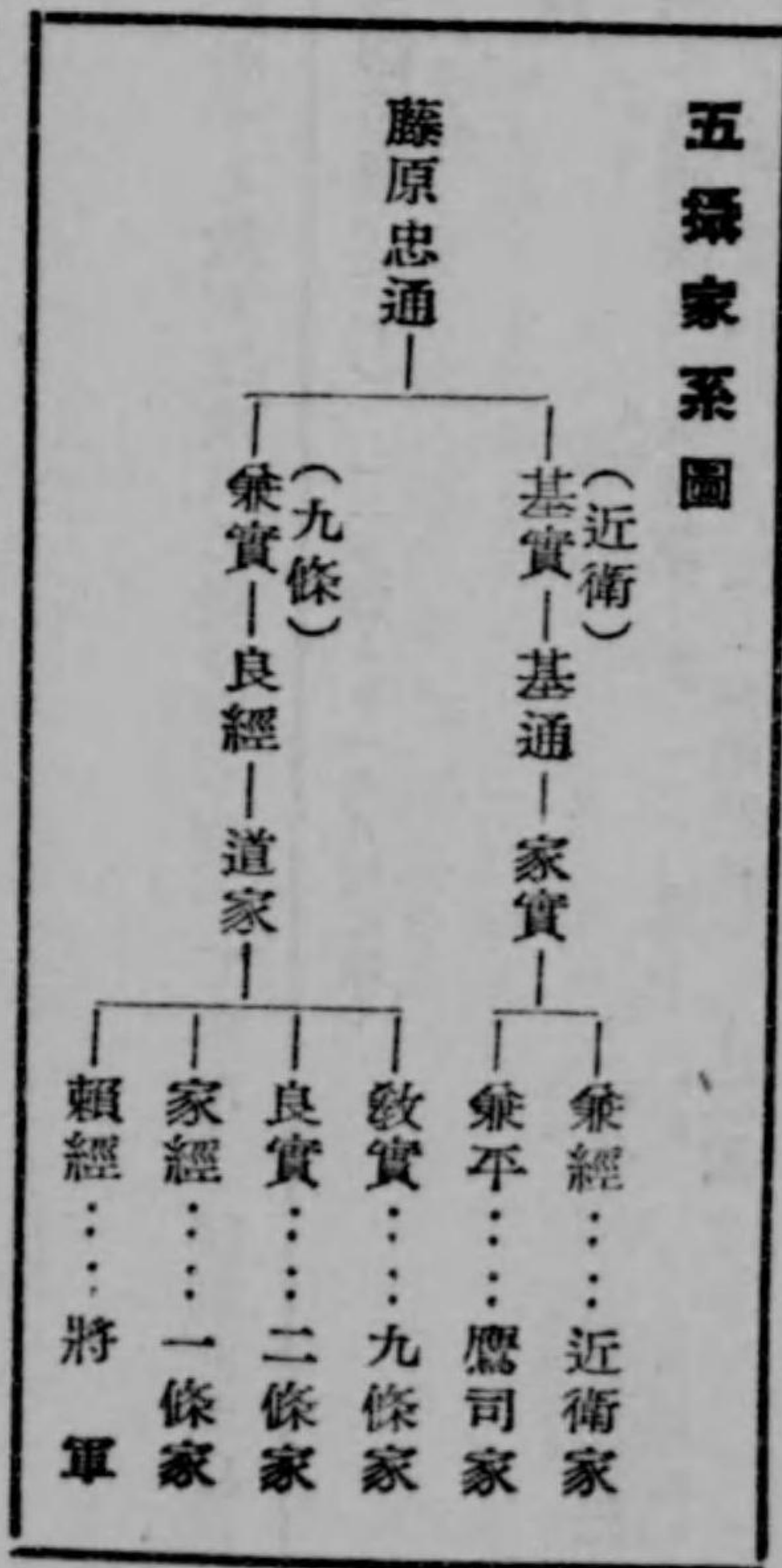
(2) 選立　そこで後宇多上皇は使を鎌倉にやつて、後嵯峨上皇の御遺詔に違ふ事をお責めになつたので、貞時は後深草、龜山兩上皇の御子孫が代る／＼御即位遊ばされるやうにした。伏見天皇は御讓位の後持明院に入らせられたので其御子孫を持明院統と申し、後宇多天皇は嵯峨の大覺寺に入らせられたので大覺寺統と申すのである。

(3) 選立の結果　つまり北條氏としては皇室の勢力を二分して争はしめ、漁夫の利をしめようといふ考であつた。が却て人々に天皇親政の意義と日本固有の精神とを自覺せしめる結果となつた。

② 五攝家の分立 (長崎高商・海經)

(1) 攝關家は藤原氏の嫡流の繼ぐところであつたが、兼實はかねて頼朝と親しかつたので、頼朝はその好意に報いる爲、近衛、九條の二家に分けた。

(2) 北條氏時代になつて時頼は近衛家から鷹司家を出して、攝政關白には近衛、九條、二條、一條、鷹司の五家から交々任せしめ、その勢力を分散させる事にとめた。之を五攝家といふ。



考察問題

1 鎌倉時代に於ける將軍家系の變遷及實權の推移 (要項だけをあげる)

- (1) 源氏三代の將軍 頼朝—頼家—實朝
- (2) 攝家將軍 二代 藤原頼經—頼嗣 (一三六頁參照)
- (3) 親王將軍 宗尊、惟康、久明、守邦各親王 (一四四頁參照)
- (4) 實權の推移 頼朝の死後は實權が北條氏に移り、將軍の廢立を意のままに行つた。

2 承久の變に於て朝廷方の失敗に終つた理由

- (1) 幕府の勢力 頼朝以來の恩威が關東武士に行渡つて居り、しかも北條氏が源氏の遺業をついで政治に意を用ひたので、天下の武士は之に悦服し、敢へて異心を抱く者はなく、大義名分の觀念もなかつた。
- (2) 朝廷方の誤認 朝廷の方では義時追討の院宣が一度び下ると、天下の武士は悉く京都に馳せ參じ、幕府は立どころに倒れて政權再び朝廷に回復されると思つてゐた。其處に認識の不足があつた。
- (3) 兵備の不均衡 朝廷方には有力な部將がなく、武士の數も僅か一萬七千騎、之に對して幕府方は十九萬の大軍であつた。
- (4) 幕軍は結束が堅固なのに、官軍は將士の間に統一がとれず、烏合の衆だつた。要するに朝廷方の違算と輕暴と實力の相違とが失敗を招いた理由である。

3 貞永式目及それと大寶律令との比較

① 貞永式目の内容

- (1) 貞永元年北條泰時が三善康連と謀り、東國武士の實際生活を基礎とし、頼朝以來の慣例及び我國風と古來の法律とを參酌し、實際主義を主んじて作つた法律である。制定した式目五十一箇條から成るもので、制定の年號に依つて此名がある。
- (2) 此の式目の内容は律と令と兩面に亘り、敬神崇佛を鼓吹し、御家人に關しては公私の別主従の關係を

明かにし、守護地頭家人等の職責を明かにし、所領の讓渡・相續・刑・訴法を規定し、力めて國風に適する規定を盛つてゐる。

(3) 此の式目は天下に公布したものでなく、評定衆の裁判の標準を定めたものである。随つて其の範圍も幕府の権力内だけしか及ばなかつた。併し武家政治の盛んな當時次第に擴まり、遂に天下に行はれるに至り、後世編纂される建武式目や、徳川時代の公事方定書等武家法制的模範となつた。

#### ② 大寶律令と貞永式目との比較

(1) 前者は法令が煩雜で朝廷の中央集權政治の基準となるものであり、之に對して、後者は簡單で、幕府の武家政治を行ふ上の規範となつたものである。

(2) 前者は支那制度の模倣の點が多いが、後者は東國武士の風俗習慣に則り、即ち武士道に立脚したもので、武士の生活にびつたり合致したものであつた。

#### 4 「いざ鎌倉」の語の示す史的意義

(1) 幕府の勢力の表示—忠勤の表示 幕府鎌倉にいざ事がある時は、「いざ鎌倉」で關東の武士がそこに向つて馳せ參じたものである。即幕府の勢力の強さを示す語であり、地方の武士が誠忠の心をあらはすものである。つまり源氏以來の恩義と、泰時、時頼等の善政によつてかゝる結果をなしたものである。

(2) 武臣の配置の表示 徳川時代の武士は城下に集合して都市形式をなしてゐたが、鎌倉時代は、平時は地方に居住し、一旦事ある時はいざ鎌倉の御大事とあつて、馳せ參じたものである。故に、此の語は又當時の武臣の配置形式を表はすものである。

しかも其中心は關東八州であり、源氏の祖先以來關係深き地方であり、一致團結、強兵で、沃野打つゞく富源の地である。故に此語は又「關東八州は以て日本全國に敵するに足るべし」といふ語と同じく鎌倉幕

#### 5 兩皇統迭立の經過及結果を記せ (攝關高尙)

##### ① 迭立の經過 (本章四の①)

② 結果 持明院・大覺寺兩統を迭立せしめて北條氏が漁夫の利を占めんとした結果、北條氏が擁護し奉つた持明院統の反對側なる大覺寺統より後醍醐天皇の政權御恢復、建武中興の事あり、遂に吉野朝五十七年の間の争をへて後龜山天皇京都遷幸となり、迭立の事やみ、持明院統の天皇がおたちになる事になつた。しかし此の結果は、國體觀念を明徴にし、後世皇政復古の根柢思想となつた。

#### 重要個別問題

##### 1 六波羅探題 (大阪商大後・陸士・神皇)

承久の變後、北條泰時、時房暫く京都に留り、泰時は六波羅の北の亭に、時房は南の亭に居て、京都を警衛し、近畿西國の政治を執り、且つ陰に朝廷に備へた。之が六波羅探題の始めである。その後北條氏の一族相ついで之に任せられ、其の權威の重き事執權に次いだ。

後醍醐天皇の元弘三年、足利高氏が俄に歸順し、六條忠顯、赤松則村と共に六波羅を挾撃したので、探題北條時益は戦死し、同仲時は近江に走つて自刃、六波羅探題は遂に滅亡した。

##### 2 新補地頭 (海鏡・海經)

(1) 承久の變後、幕府は朝廷方に應じた廷臣、武士の所領三千餘箇所を沒收して、幕府の功をたてた武士を其地の地頭とし、勳功の賞とした。之を新補地頭といひ、之に對して承久の變以前に補任せられたものを本補地頭といふ。

(2) 相違點 本補地頭は所有者のある土地の徴税や警察権を行ふ地方官で、土地の支配権はもつが所有権はなかつたのに、新補地頭は、没收した土地の地頭だから、支配権と同時に所有権をも併有する事になつた。そして幕府はなるべく新補地頭を増加し、本補地頭を減らす方針だつたから、次第に新補地頭がまゝして來た。其結果は北條氏の威望盛となり、院の勢力が一舉に崩壊した。

### 第三章 元 寇

#### 一、蒙古の勃興

將軍實朝の頃、蒙古に鐵木眞テムジンといふ豪傑があらはれ、近隣諸部落を従へて成吉思汗ジンギスカンと號し、泰時の頃は亞細亞の大部、歐洲の東部、ロシア、ハンガリーの方まで征服し、孫忽必烈フビライの即位した頃(龜山天皇の御代)は歐亞に跨る空前の大國家となり、蒙古の國勢益々榮え、國號を元と改め、宋を討ち、高麗を従へ、更に我國をも屬國にしようといふ勢だつた。

#### 二、使者の來朝

- ① 使者は先づ龜山天皇の文永五年に、高麗王を仲介として來り、日本が蒙古の屬國となつて貢物を獻ずればよし、さもなくば征伐するといふ意味の無禮な文句だつたから、朝廷は返事をされず、社寺に奉幣して國難除けの祈禱すると共に西國の防備を整へた。
- ② 翌六年亦書を送つて來たので、朝廷は返書を作つて幕府に示されたが、執權北條時宗は書辭の無禮なのを怒つて、之を送らぬ事を奏上し、益々防備を嚴にした。

③ 文永八年蒙古は趙良弼を遣はして我が返答を得ようとしたが、時宗は又之をしりぞけ、西國の將士に命じて兵備を嚴にせしめ、元の襲來に備へさせた。尙、九年、十年と相ついでに國書は之を受けなかつた。

#### 三、文永の役

- ① 對馬・壹岐の侵略 後宇多天皇の文永十一年十月忽必烈は洪茶丘コウチャウを將とし、高麗の兵を合せて三万、軍艦九百艘を以て對馬壹岐を侵さしめた。對馬の守護代宗助國、壹岐守護代平景勝、奮戦大いにつとめたが衆寡敵せずして國難に列じた。
- ② 九州へ來寇 賊は更に肥前を侵し、進んで筑前博多に上陸したので少貳景資、大友頼康、菊池武房等力戰して之を防いだ。
- ③ 戦法の相違 併し我が將士が一騎打の戦法に馴れてゐたのに反し、敵は隊伍を整へ、鼓を鳴らして進退する團體的戦法をとつた上に、毒箭や鐵砲を用ひて大いに我軍を苦しめ、遂に火を沿岸の民家に放つて船に歸つた。
- ④ 敵船難破 然るに偶々一夜暴風雨が起つて敵船は多く破損したので、夜に乗じて逃げ去つた。之を文永の役といふ。

#### 四、幕府の防備と外征計畫

- ① 國防の充實 文永の役の翌年(建治元年)、元は又杜世忠等を我國に送つたが、時宗は之を鎌倉に斬つて決心を示し、公私の費用を節して軍備に充て、前役の經驗に鑑みて、博多灣一帯に石壘を築き、北條實政を九州探題として防備の總指揮に當らせた。
- ② 外征計畫 政府は一面防備の完成を急ぐと共に、他面には敵國征伐の大計畫を起し、山陰・山陽・南海・

西海の諸國に命じて、兵船・水夫の準備をなさしめ、出征者を募つたところ、將士は競うて從軍を願ひ出たが、遂に果しはしなかつた。しかし其意氣はかくの如く旺んだつた。(總合問題 3を見よ)

五、弘安の役 (五箇・海兵)

弘安二年、元は宋を滅ぼして支那を統一した。此年、元は又使を送つて宋の滅亡を告げ、和を促したが、幕府は使者を博多に斬らしめ、益々防備を嚴にした。是に於て同四年、元は軍を東路、江南の二軍に分けて再び來襲した。

① 東路軍 (1) 元の將軍洪茶丘は蒙古・支那・高麗の兵四萬、戰艦九百艘を率ゐて、壹岐を侵し、六月博多に迫つた。(2) 朝廷と幕府は諸國の社寺に敵國降伏の祈願をこめ、(3) 龜山上皇の如きは、伊勢神宮に、身を以て國難に代らん事を祈られ、(4) 河野通有、菊池武房、竹崎季長等は石嶼に據つて拒ぎ戦ひ、敵を上陸させないばかりか、屢々奇襲を加へて敵に損害を與へた。

② 江南軍 范文虎の率ゐる兵十餘萬人、戰艦三千五百艘の江南軍は、支那の寧波を發し、七月末、肥・筑の海岸に到着し、東路軍と合して一擧に博多を衝かうとした。然るに偶々大暴風が起つて、敵艦は概ね覆没し、溺死するものが多かつた。我軍之に乗じて大に敵を敗り、范文虎等、わづかに身を以て逃げ歸つた。之を弘安の役といふ。

六、元寇の戦捷の原因と結果

① 戦勝の原因

(1) 皇室の御威烈と上下の一致 上は皇室より下は老夫・寡婦に至るまで舉國一致して敵に當つたこと。

(2) 善政と国力充實 一には頼朝以來獎勵した武士道によつて剛健なる精神が統一され、泰時・時頼などが善政を施し、国力が充實してゐた事。

(3) 時宗の英斷 時宗勇斷を以て機宜の處置をとり、將士が久しきに亘つて奮勵努力した事。

(4) 天佑 兩役とも大暴風で、敵を惨敗せしめたのは神明の加護といふべきであらう。

② 元寇の結果—元寇及其影響 (昭八高等試験外文科)

(1) 國威顯揚 我國威は此戦勝により國外に輝いたので、明の太祖は子孫を戒めて日本を不征國と定めた程だつた。

(2) 國民精神の向上 未曾有の國難をよく突破する間に、舉國一致の行動は愛國心を高め、堅忍不拔の精神を涵養した。

(3) 海外發展の機運 外敵の侵寇は國民の敵愾心をそゝり、元寇を退けた後は却て支那に侵寇する機運を生じた。後年の倭寇の如きはこれに屬する。

(4) 幕府の衰因を作る

毛利時代より

(イ) 財政困難 莫大な軍費を要し、社寺の祈禱料及寄進、戦後の防備等の爲に幕府の財政困難となり、國民は重税に苦しみ、武士の借金棒引の目的で行つた徳政の爲に却つて信用を失墜した。

(ロ) 武士の不平 此戦役は少しも土地を得ず、従つて論功行賞も意の如くならず、神官や僧侶よりも恩賞の少い將士もあつて不平が起つた。

(ハ) 悪風潮 戦捷によつて奢侈の風を生じ、又訴訟が多くなり、怨聲四方に起り、社會の秩序が亂れ、人心は益々北條氏を遠ざかるやうになつた。

之等の諸原因によつて、北條氏は衰運に向ひ、且高時の悪政によつて遂に滅亡する事になる。

総合問題

1 鎌倉時代の對支關係—日宋交通と其影響(昭一〇高等試験外史料)

- (1) 宋の影響 鎌倉時代初期、榮西・道元の兩僧が入宋して臨濟・曹洞二宗を傳へてより、僧侶の往來は漸く頻繁となり、國交は起らずとも、宗教・美術・工藝等、文化の上の影響は少くなかつた。
- (2) 元寇 文永・弘安の役には、元の大軍を西海に殲滅して我が國威を海外に發揚した。
- (3) 倭寇の始 元寇の爲に、我國民は復讐心に燃え、西邊の民は元・高麗沿岸に侵寇して害を興へた。之が倭寇の始である。

2 博多(専修)

- (1) 今の福岡市の一部、古來異人來航の門戸に當り、久しく西邊の貿易港だつたので朝廷は夙に其附近に都督府(後の太宰府)を置いて九州を管し、兼ねて支那朝鮮の外交に當らしめた。(2) 天智天皇の時水城を築いて兵備を嚴にされ、貞觀十一年には新羅の賊來寇、(3) 天慶の亂には藤原純友此地に滅ぼされ、(4) 元寇に際して石壘を築いて敵を全滅し、文永の役後、此地に九州探題をおいた。(5) 元弘三年には菊池武時が大友、少貳の軍と戦つて敗死した。

3 蒙古襲來の際我が國民的意氣の發露(東京商)

- ① 蒙古は當時の世界有數なる大國、眈たる一小國日本が之を向ふに廻して上下一致戦つた意氣は、
  - (イ) 我國固有の精神の表現であり
  - (ロ) 頼朝以來涵養した武士道精神の普及徹底と
  - (ハ) 泰時・時頼などの貯へた國力等で國民的意氣が横溢したのである。

② 發露の實例

- (1) 國民の意氣 文永の役後敵が再來しなければ我國から元を攻めるといふ意氣で、時宗の遣はした九州探題北條實政が九州に下つて、元に攻入る從軍志願者を募集した所が、勇壯な願ひ書が澤山集まつた。中にも、
  - (イ) 山城の僧慧安の如きは國敵破砕の願文を八幡宮に捧げて六十三日間不斷の祈禱を修め、
  - (ロ) 井芹秀重といふ八十五歳の老人は、六十五歳の長男と四十歳の孫を從軍せしめると申出で、
  - (ハ) 肥後國の地頭なる尼眞阿は唯一人の息子、唯一人の婢を晝夜兼行馳せ參せしめて從軍せん事を答へしめた。
- (2) 武士の意氣
  - (イ) 少貳景資・菊池武房・竹崎季長等太宰府に集り、石壘に據り、炬を列ねて守り、敵船を着陸せしめなかつた。
  - (ロ) 草野七郎經長、夜襲して敵船一隻を焼き、其兵を斬つた。
  - (ハ) 河野通有伯父通時は帆檣を倒して梯子にし、敵船に躍入つて敵將を虜にした。

重要個別問題

1 北條時宗(美術・陸幼・和歌山高商・海機)

- (1) 執權時頼の子、幼にして弓の上手、膽略あり、十八歳で執權となつた。蒙古が國書を獻じたのは此年である。
- (2) 文永の役に敵軍を撃退、ついで元使杜世忠を鎌倉籠口に斬り、防備を盛にし、外征の計畫をたてた。

(3) 弘安の役にも元軍を殆ど全滅せしめた。前古未曾有の國難を突破した一原因は此時宗の勇斷膽略にある。之は禪僧祖元に教を受けて禪の修養をつんだ事が與つて力あるものとされてゐる。

### 2 河野通有(海邊)

(1) 伊豫の豪族で、驍勇を以て名あり、(2) 弘安四年蒙古襲來するや、幕命を受けて筑前に出征し、敵船に侵入して一將を虜とし、火を放つてかへつた。

## 第四章 北條氏の滅亡

### 一、北條氏滅亡の原因(八高・福圓高)

- ① 財政困難 元寇の結果、元からは何物も得ない上に、多大の軍費、祈禱料、戦後の國防費等の爲に財政困難となり、國民が重税に苦しんだ上、徳政などを行つた結果、さしも善政になびいた人心が、北條氏から離れるやうになつた。即ち北條氏は民衆の支持を失つたわけである。
- ② 恩賞の不足と不公平 財政困難で、元寇の時の將士の恩賞も思ふやうにならず、祈禱をした神官僧侶の方が實戰に功をたてた將士よりも恩賞が多いやうな事もあつたから、其不公平を怨む者があつた。即ち北條氏は直接服従する武士に對する信用を失つた事になる。
- ③ 朝臣の反感 朝臣の權力を殺ぐやうに、皇統の迭立や攝家の分立を策した結果、大覺寺統及それに従ふ朝臣の反感が當然起つて來た。即ち北條氏を敵にまはすものが出現した。
- ④ 後醍醐天皇の英明、勳皇の士の勃興 英明なる後醍醐天皇に政權回復の御志があり、北條氏は、民衆にも武士にも信用なく、反感をもつ朝臣を生じたといふ。反北條黨は、こゝに天皇方に別の中心を作るやうになつた。

て、楠木正成、新田義貞、其他勤皇の武士が集つて、其勢盛となる。

⑤ 高時の失政 反北條黨の昂進の時、北條氏の中心たる執權高時は幼弱暗愚で、政治を怠り、田樂や闘犬などの遊樂に耽り、家長長崎高資は賄賂を貪つてゐた。即ち中心勢力の腐敗である。

### 二、正中の變

(1) 後醍醐天皇は執權高時が暗愚にして政治を怠り、人心の北條氏を離れた機會に乗じ、事をあげて皇政に復さうと思召し、(2) 正中元年、日野資朝、同俊基等と事を謀り密かに諸國の武士と結ばれたが、(3) 事露はれ、資朝・俊基は捕へられて鎌倉に護送、天皇は幕府に御辯解の告文を下されて、事は一時納まつた。(4) 次いで資朝は佐渡に流され、俊基は赦されて歸つた。之を正中の變といふ。

### 三 元弘の亂

#### ① 原因—皇嗣問題

後醍醐天皇は先きに幕府の議によつて後二條天皇の皇子邦良親王を皇太子に立てられたが、親王は程なく薨せられたので、天皇の皇子の中から皇太子を立てようと思召された。處が高時は思召に背いて、後伏見上皇の皇子量仁親王を立て奉つたので、天皇激怒せられ、再び北條氏討滅の謀をめぐらされ、皇子尊雲法親王(後醍醐親王)を延暦寺の座主とし、叡山及び奈良の僧徒と結ばしめられた。

#### ② 經過

(1) 笠置行幸 元弘元年、天皇の謀臣吉田定房が之を六波羅に密告したため、幕府は日野俊基を捕へて鎌倉に送り、御所を圍まうとしたので、天皇は花山院師賢に御衣、鳳章を賜ひ、潜幸を装はしめて叡山に遣

はし、密かに神器を奉じて藤原藤房等を随へ、笠置に行幸せられた。  
(2) 勤皇の士集る 近國の兵召に應じて集るもの少からず、中にも河内の楠木正成は赤坂城に據つて天皇に應じた。

(3) 光嚴院の冊立 高時はほしいまゝに皇太子量仁親王を立て、天皇と稱し奉つた。之を光嚴院と申す。

(4) 笠置の陥落 高時は更に大佛貞冬・足利高氏等を西上せしめ、笠置を攻めさせたから、笠置は遂に陥り、天皇は尊澄法親王等と共に賊の手に落ちられた。

③ 結果

(1) 赤坂城もついで陥り、正成等は遁れ、尊良親王は捕へられた。

(2) 高時は天皇を六波羅に幽し、翌年隱岐に遷し奉り、尊良親王・尊澄法親王を流し、俊基等を殺した。

四、勤皇諸將の興起と北條氏の滅亡

① 正成と尊良親王

正成は詔を奉じて河内の赤坂城に據つて兵をあげたが、その陥るに及び金剛山に千早城を築き、次いで赤坂城をも回復し、護良親王は吉野に據り、令旨を諸國に下して義兵を募られた。

賊軍は再び大舉來襲、吉野・赤坂は陥り、護良親王は漸く村上義光の忠死によつて難を逃れ、賊軍は千早城に集つたが、正成奇計をめぐらして賊兵をなやました。

② 勤皇諸軍

諸國の勤皇の士は、護良親王の令旨を受け、或は正成の行動をきいて、諸處に奮起した。即ち赤松則村は播磨に、土居通増、得能通綱は伊豫に、菊池武光<sup>（イ）</sup>は肥前に、名和長年は伯耆<sup>（ウ）</sup>に起つて官軍に應じた。

③ 天皇の熱上山潛幸 天皇は潜かに隱岐を脱れ出で、伯耆に移られ、名和長年は天皇を船上山に迎へ奉つた。

④ 六波羅陥落 高時は官軍の勢盛なる事をきいて大いに驚き、足利高氏等をして大舉西上せしめた。然るに高氏は北條氏に服するを快からず思つてゐたので、天下の形勢將に一變せんとするのを察し、急に官軍に味方し、赤松則村、千種忠顯と共に六波羅を攻めて之を陥れた。

⑤ 北條氏の滅亡 此の時新田義貞は護良親王の令旨を奉じて、兵を上野に起し、三方より鎌倉を攻め、激戦三日、大いに賊軍を破つて之を陥れた。高時以下一族將士、多く自殺して北條氏は滅亡した。時に元弘三年五月。紀元一九九三年。凡そ百四十年續いた鎌倉幕府はこゝに倒れて、政權は一旦朝廷に還つた。

考察問題

1. 政權恢復の大業が承久に失敗し、元弘に成功したる理由を述べよ

〔租ひ所〕 承久に失敗し、元弘に成功した史實は知つてゐる。がさて「理由を述べよ」とすると、史實の羅列ではまとまりがつかぬ。問題としては儘かに實力を見るに、いゝものだと思ふ。結局朝廷方が、前者で敗れ、後者で勝つたわけは、敵にまはつた幕府と朝廷とでどちらが勝つ條件をより多くそなへてゐたか、中心勢力、時代性などを比較考察してまとめる必要がある。

① 朝廷方が承久の變に失敗した理由

(1) 鎌倉方の優勢

(イ) 當時の武士は尙頼朝以來の恩義に感じ、幕府に對する恩義には感じてゐても、大義名分を知らなかつたので、武士は思想的に幕府方に味方する事になる。しかも強い關東武士が――。

(ロ) 中心勢力たる尼將軍や義時が居る上に、泰時、時房などの名將がゐるて士氣極めて旺盛。



(2) 朝廷方の徴力

(イ) 公家と武士との兩方に統一が出来てゐなかつた。即中心勢力に統制のとれぬ弱味があつた。  
(ロ) 兵力も公家、僧侶、一部の武士で實力微弱、名將も少く、士氣も振はなかつた。

幕府方は十九萬の大軍、強力な統制と強兵と士氣をもつに反し、朝廷方一萬七千、烏合の衆にひとしい軍勢で、統一なく、つまり朝幕比較にならぬ上に、政權恢復の時機尙早だつたから失敗したわけである。

② 朝廷方が元弘の亂に成功した理由

(1) 幕府方の徴力

(イ) 幕府は財政困難、高時は暗愚遊惰で將士は不平をもち人民は重税に苦しみ、人心が北條氏を離れてゐた。

(ロ) 幕軍方の勢力分裂を來し、有力なる足利高氏、赤松則村などの名將が歸順するやうな大勢であつた事。

(2) 朝廷方の優勢

(イ) 後醍醐天皇が英明で當時の人心をよくなづけられた。

(ロ) 楠木氏の勤皇に感じて諸忠臣雲の如く興り、名將が天皇方に集り、武士の中に大義名分を解するものが増加した。

兵力に於ては幕軍が優勢でも、統制する實力は朝廷方が優つてゐたので、遂に成功したのである。

2 執權北條氏の功罪(新編)

① 功績

(1) 善政 泰時・時頼の儉約の率先躬行、民治の開発等の善政はよく人心をつなぎ、後來の國難の際にも

結束と實力の涵養となつた。

(2) 國難打開 前古未曾有の國難たる元寇の際には、其打破の中心となり、遂に大敵を敗つて國威を顯揚した。

(3) 武士道と法制 武士道の普及徹底をはかり、國民精神を堅實にし、又貞永式目を作つて武家政治をかたくした。

② 罪跡

(1) 承久の變 三上皇を遠く奉遷し、仲恭天皇を廢し奉るなど無道の振舞が甚しかつた事は、國史上稀なる恨事である。

(2) 六波羅探題 承久の變後、之をおき朝廷をおさへ奉つた。

(3) 皇位繼承に干渉して兩統の迭立をはかり、朝廷の御意志に背き奉つた。

總合問題

3 鎌倉時代に於て我國體精神に關係の深き歴史事實をあげよ

(1) 變態的な政治上の史實 (イ) 鎌倉幕府の創立—武家政治の成立。之は天祖の神勅、我國體觀念から見、皇政の外に武家の政治をはじめたのだから明かに變態といはねばならぬ。(ロ) 承久の亂の結果、朝廷破れて三上皇を遷し奉つた事は甚だ恐懼に堪へぬ恨事である。

(2) 皇權回復の史實—承久の亂、正中の變及元弘の亂(其章參照)

(3) 兩皇統迭立 この問題から建武中興、吉野朝の問題になる。

(4) 武士道精神の普及發達 國體上からは變態な武家政治になつて以來、武士階級の道德たる武士道と其

れを中心にした生活様式、文化が普及して堅實な風が上下一般に行はれた事。即ち之によつて平安朝以來の國民生活の弊風を矯め、ひきしめるが出来たのである。

(5) 國威の海外顯揚—元寇 源氏北條氏が多年養ひ來つた土風・民風・民力が、朝廷の御先達によつて、大國元の大軍に當り、眞に舉國一致國難打開に邁進し、見事勝を占めた事は、國體精神の空前の顯揚だといつてよい。

#### 4 鎌倉時代の朝幕關係 (海兵・幕府)

- ① 輔朝時代 頼朝は奏請して諸國に守護地頭をおいて天下の實權を握り、議奏を朝廷において大事を參決させ、重要な問題は親しい公家から相談をうけるやうな組織にすると共に、京都に守護をおいて陰に朝廷に備へたけれども、皇室尊崇の精神をもつてゐたので、朝幕關係は紛亂を來さなかつた。
- ② 承久の變 源氏の末期に内紛が幕府内に起るに際し、あとの實權を繼いだ北條氏は、屢々朝廷の意志に背き奉り、承久の變となり、勝に乗じて三上皇を奉遷し、仲恭天皇を廢し奉るなど、未曾有の大暴舉を敢へてなし、新に六波羅探題をおいて朝廷を抑壓したので、朝威は振はなくなつた。
- ③ 兩統迭立と攝關家 尙幕府は皇室をとりまく公家の争の間に立つて、なるべく團結力を分裂に導くべく、皇統を分立せしめ、攝關家を五分する等力めて漁夫の利を得るやうな政策をとつた。
- ④ 元弘の亂 併し、元寇以後の北條氏の勢力は衰退し、財政困難となり、執權に其人を得なくなると、幕府と反對側に立つ大覺寺統から、英邁なる後醍醐天皇が即位され、政權回復の運動が起り、承久の變に、宮方に屬して不運に陥つた將士が皆勤皇の舉兵をなし、正中の變には成功を見なかつたが、遂に元弘の亂から北條氏を滅ぼす事となり、建武中興の業をとげられた。

### 重要個別問題

#### 1 笠置山 (陸幼・小樽高商)

山城の東南隅の山、麓に木津川をひかへた天然の要害。元弘元年、後醍醐天皇京都を逃れ給ひ、こゝを行在所と定められたが間もなく城は陥つた。山頂に笠置寺があり、元弘の時兵火にかゝつた。

#### 2 千早 (千劍破)

河内國金剛山の西腹にある。楠木正成が赤坂城陥落の後、こゝに城を築いて再び義兵をあげ、赤坂吉野陥落の後、大舉して集まつた賊軍を奇計を以てよく對抗防戦し、天下の將士をして向ふところを知らしめた。

## 第五章 鎌倉時代の文化

### 一、鎌倉時代の文化の特色 (福岡・静岡・成蹊各高・美術・神戸高商・昭一・二高等試験行政科)

- ① 武家文化 鎌倉時代以前の我國の文化は、都の一部の貴族を中心とするものだったが、此時代には武士が政治の實權を握り、社會の中堅となつたので、武士中心の文化が其本據鎌倉を中心として地方にも普及するやうになつた。そこで前代文化の名残としての京都の公家中心の貴族的文化、優美な女性的文化と、鎌倉を中心とした武士的活動的な男性的文化とが對立する有様だつた。しかし、鎌倉時代でも攝家親王將軍を京都から迎へる頃になると、其影響で鎌倉文化の公家化もあらはれて來た。
- ② 新興佛教と武士道 武士に歡迎された新佛教と、此時代に堅固になつた武士道とは、中世を貫く二大要素で互に關係して發達した。従て鎌倉時代の文化には武士の氣質が含まれてゐると同時に、佛教特に當時盛に

なつた禪宗の思想が加味されてゐた。

③ 佛教及武士道の反映文化 武士の氣風と佛教との影響は、鎌倉時代文化の各部門に反映してゐる。即ち文學には軍記物が流行し、其思想には無常觀が流れて居り、美術工藝では建築の武家造り、彫刻の佛像等が多く、又刀劍・甲冑等の製作が流行した。

## 二、鎌倉時代の武士の氣風(陸士・早高・昭二高等試験外文科)

① 武士道の發達 頼朝は平氏が奢侈に流れ、文弱に陥つて早く滅びたのに鑑み、勤儉尙武を以て將士を率ゐ、武藝を奨励し剛健の氣風を養つた。北條氏も亦代々其遺法を守つて來たので、武士道なるものが發達して來た。即ち、武勇を尙び、質素を旨とし、主從互に恩義を重んじ、名を惜しんで命を惜しまず、殊に、主の爲に命を捨てる事を無上の名譽とする此精神がつまり武士道なのである。

② 武士の遊技 尙武の精神のよくなりあらはれたのは武士の遊技である。當時の享樂は平生鍛錬した武技を競ふにあつたので、遊技も大追物、笠懸、流鏑馬、狩獵、相撲等武士的な戶外スポーツであつた。

③ 武士の生活 衣食住共に簡素なもので、衣服は平生水干か直垂を着、袴をはいて烏帽子をかぶる。家も板葺か草葺きで、武家造といふ實用と警備をかねたもので、室内の裝飾も質素淡泊。食物物は最も儉約で、北條時頼が味噌を肴に酒をのんだといふ例でもわかる。

## 三、鎌倉時代の佛教(高商・美術・音樂)・鎌倉時代に起りたる新佛教の一般的特徴と其宗派及宗祖(早高師)

鎌倉時代に於ける佛教諸宗及其傳播(昭八高等試験行政科)

① 鎌倉時代に佛教の諸宗派の起つた理由(師岡高・東高師) 平安時代に行はれた天台眞言二宗を始め、奈良時代

の六宗は(1)其説く所高尚で學問がなくてはむづかしく、(2)僧侶が腐敗し、後には寺院の僧兵が横暴で上下にきらはれてゐたのに(3)新宗派は新時代の要求に應じて、念佛を唱へさへすれば極樂往生が出来るとか、お題目を唱へれば成佛が出来るといつたやうな、まね易いものであつた。(4)しかも戰爭の多い時代で無常厭世觀を抱き、未來の幸福を願ふ傾向が強かつた。(5)從來の宗旨は無妻主義だつたのが、肉食妻帯を許すものもあつたので、新宗派が當時の人心に投じたわけである。(二七〇頁參照)

### ② 新宗派及宗祖

(1) 淨土宗 平氏時代に法然上人(空)が開き、南無阿彌陀佛の六字の名號を唱へさへすれば極樂往生が出来る(源)と説いた宗派である。念佛宗ともいひ、智恩院を本山とした。

(2) 淨土眞宗(略して眞宗) 後堀河天皇の御代、法然の弟子親鸞の開く所、一向に念佛を唱へて往生を願ふ所から一向宗といひ、淨土宗よりも尙通俗で、肉食妻帯を許した。(本願寺)

(3) 日蓮宗(法華宗) 後深草天皇の御代、日蓮の創めた宗派。南無妙法蓮華經の題目を唱へれば成佛が出来る(本山)と説いたので、題目宗ともいふ。

(4) 時宗 後宇多天皇の御代、一蓮上人(智眞)が淨土宗の教理に基き、之を簡易化した念佛宗で、諸國を行脚して念佛をすすめた。

(5) 禪宗 之れは二派あつて、僧の榮西が後鳥羽天皇の御代に傳へたのが臨濟宗、他は其弟子道元の傳へた曹洞宗。兩派共に、言葉で説く能はず、坐禪で悟を開くべしとなし、精神修養を重んじた。禪宗は幽玄素朴な所が士風に合ひ、幕府の尊信をうけて武士の間に流行した。

## 四、鎌倉時代の美術工藝(京城大塚・昭一〇高等試験外文科)

① 特色 當時の武士の尊崇する禪宗の影響で佛教趣味があらはれ、又宋の文化の影響と質實剛健の士風とは美術工藝に特殊の風を表はし、藤原時代の如き華美の風よりは活氣あるもの、動的な力の表現に勝れたものが多かつた。

② 彫刻

(1) 特色 雄健、豪放、寫實的、活動的で平安時代の平穩華美と異なる。大部分木彫で、彩色を施さず質素なものが多い。

(2) 運慶・湛慶父子 佛像彫刻に何れも多くも勇健な大作をなした。東大寺南門の仁王像は此父子の共同作品で當代の代表物である。

③ 繪畫

(1) 特色 此時代には大和繪の非常な發展を見、高僧の物語、社寺縁起、戦争などの純日本風の繪卷物や肖像畫の全盛時代であつた。

(2) 土佐派の土佐光長、藤原隆信、其子信實、春日派の高階隆兼などがすぐれた人々である。

④ 建築 寺院建築では、禪宗と共に支那から輸入された宋風のもので、禪寺が多く之を用ひ、天竺様式、和風もあつた。住宅建築は實用警備を目的とした武家造が流行した。

⑤ 其他

(1) 武器 武士の勃興と共に刀劍甲冑などの武器の製造が發達し、刀劍では、京都に粟田口吉光、鎌倉に岡崎正宗。越中では郷義弘。三人は「三作」といはれた。甲冑では明珍、氏氏が傑出してゐた。

(2) 陶器 加藤四郎左衛門景正は道元に從つて入宋、歸朝後瀬戸焼をはじめた。即ちはじめて釉藥を施す陶器が出来た。

## 五、鎌倉時代の文學 (松山海・東野語・神樂・東高師)

① 概観 (1) 平安朝末期には大學國學の制が廢れ、武家の世になると、尙武の氣風に馳せて文事を顧みなかつたので文學は殆ど公家と僧侶の獨占になつた。(2) 併し武人の中にも實朝の如き歌人があり、義時の孫北條實時は子顯時と共に武藏金澤に金澤文庫を建て、和漢の書を集め、僧侶の講學に使用させた。(3) 行はれた文學も貴族の書いた遊戯文學と異なり、軍記物の如き當代の人心に響きのある、内容豊富な思想を盛つてゐた。(4) 殊に其作者が公家の外、僧侶や隱遁者から出て、歴史的事實を批判的、教訓的に取扱ひ、雄健流麗な和漢混淆の文體が多かつた。

② 漢文學 之は著しく衰へ、わづかに入宋する僧侶の間に行はれたのみで、吾妻鏡の如き和漢混合の漢文が出来た。

③ 國文學 和漢兩語を用ひた假名交り文の一體が起り、文章がらくにかけるやうになつた。内容的には、佛教思想の影響から因果應報の理を説くものが多くなつた。

(1) 軍記物 保元・平治・平家の各物語、源平盛衰記等、何れも源平以來の盛衰興亡を題材に、如實に戰爭を寫し、佛語を交へて生者必滅の理を説いてゐる。

(2) 日記 阿佛尼の十六夜日記、月輪(鎌倉)兼實の玉葉(又は玉海)、源親行の東關紀行等がある。

(3) 隨筆 鴨長明の方丈記。

④ 和歌

後鳥羽、順德兩天皇が非常に御愛好になつた爲、獎勵せられて盛となつた。

(1) 新古今和歌集 此時代の歌集で、土御門天皇の勅命により、藤原定家、家隆の撰集したもの。

(2) 歌道の達人 後鳥羽、順德兩天皇は申すまでもなく、藤原俊成・定家・家隆・僧西行(山家集といふ